

文部科学省 平成 18 年度『先導的大学改革推進委託事業』

今後の「大学像」の在り方に関する 調査研究：校地・校舎

平成 19 年 3 月

文部科学省高等教育局大学振興課
東京工業大学 教育環境創造研究センター

今後の大学像の在り方に関する調査研究：校地・校舎
-大学キャンパス環境評価指標と校地・校舎の利用評価指標に関する研究-

報告書目次

はじめに	001
第1章 調査研究の目的と内容	002
1-1 調査研究の背景	
1-2 調査研究の目的と方法	
1-2-1 調査研究の目的	
1-2-2 大学の役割を支える校舎・校地の設置基準とは	
1-2-3 大学キャンパスにおける校地・校舎の現状と課題	
1-2-4 大学設置基準における留意事項	
1-3 調査研究の方法と内容	
1-3-1 調査研究の実施体制	
1-3-2 調査研究の大枠	
1-3-3 研究方法と内容	
1-3-4 キャンパス設置基準（最低限～理想的）の項目とその内容	
1-3-5 調査研究の対象	
第2章 キャンパス形成の歴史的展開	025
2-1 新制国立大学の成立経緯	
2-2 大学基準内容とその史的変遷	
2-2-1 大学基準制定の経緯	
2-2-2 「大学設置基準」の改正経緯とその内容	
2-2-3 各大学基準に示される校地・校舎に関する規定	
2-3 戦後新制国立大学におけるキャンパス整備の方針とその実態	
2-3-1 国立大学成立時におけるキャンパス構成の実態とその問題点	
2-3-2 国立大学キャンパスの整備方針	
2-3-2-1 校地に関する整備方針	
2-3-2-2 施設に関する整備方針	
2-3-3 キャンパス整備の実態	
2-3-3-1 校地整備の実態	
2-3-3-2 施設整備の実態	
2-4 近年における新規キャンパスの創造	
2-5 キャンパス形成の歴史的展開に関する現代史的意義付け	
第3章 キャンパス環境の評価診断指標の構成	087

- 3-1 大学キャンパスの類型化とその校地・校舎整備
 - 3-1-1 大学キャンパスの規模と校地校舎整備の状況
 - 3-1-2 大学キャンパスの役割類型の設定
 - 3-1-3 大学キャンパス類型別にみた校地・校舎整備の概要
- 3-2 キャンパスが保有する施設機能の現状と面積的関連
 - 3-2-1 保有施設機能の整備区分
 - 3-2-2 保有施設機能整備区分と校地・校舎整備の面積量との関連性
- 3-3 キャンパス役割類型・保有施設機能整備区分と単位空間の整備・利用
 - 3-3-1 保有施設機能整備区分と教育・研究・活動支援室の整備・利用
 - 3-3-1-1 教育環境（授業面）について
 - 3-3-1-2 教育環境（学生活動面）について
 - 3-3-1-3 研究環境（面積的側面）について
 - 3-3-1-4 教員勤務・研究環境（人間的側面）について
 - 3-3-1-5 活動支援環境（面積的側面）について
 - 3-3-1-6 活動支援環境（人間的側面）について
 - 3-3-2 大学キャンパス類型別にみた教育・研究・活動支援環境
 - 3-3-2-1 総合・文理混合キャンパス：
 - 3-3-2-2 人文学系メインキャンパス
 - 3-3-2-3 医歯学系メインキャンパス
 - 3-3-2-4 理工学系メインキャンパス
 - 3-3-2-5 教育学系メインキャンパス
 - 3-3-2-6 その他系メインキャンパス
- 3-4 大学キャンパスの校地・校舎の整備タイプとその整備内容
 - 3-4-1 校地・校舎の整備タイプの作成
 - 3-4-2 校地・校舎整備タイプとキャンパス役割類型・保有施設機能整備区分の対応
- 3-5 キャンパス類型別にみた教育・研究・活動支援環境の現況 現地調査報告
 - 3-5-1 総合・文理混合キャンパス
 - 3-5-2 人文学系メインキャンパス
 - 3-5-3 医歯学系メインキャンパス
 - 3-5-4 理工学系メインキャンパス
 - 3-5-5 教育学系メインキャンパス
 - 3-5-6 その他系メインキャンパス

第4章 今後の大学キャンパスの設置と運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188

- 4-1 大学設置基準の再検討
- 4-2 21世紀型大学キャンパスの施設水準
 - 4-2-1 道のルール
 - 4-2-1-1 幹線道路
 - 4-2-1-2 基線道路
 - 4-2-1-3 細線道路

- 4-2-1-4 駐車場、駐輪場
- 4-2-2 緑・水のルール
- 4-2-3 建物のルール
 - 4-2-3-1 建物群・隣棟間隔
 - 4-2-3-2 建物アプローチ
- 4-2-4 配置のルール
 - 4-2-4-1 領域・スペース
 - 4-2-4-2 敷地境界
- 4-2-5 広さのルール（屋内）
 - 4-2-5-1 講義室（小/中/大）
 - 4-2-5-2 演習室
 - 4-2-5-3 実験・実習室
 - 4-2-5-4 研究執務室
 - 4-2-5-5 事務室
 - 4-2-5-6 図書館・室
 - 4-2-5-7 屋内運動場・室
 - 4-2-5-8 課外活動室
 - 4-2-5-9 食堂・学生会館など
- 4-3 大学キャンパス設置計画、設置後運用における要件

第5章 大学キャンパスの校地・校舎のキャンパス設置規範内容・・・・・・・・・・ 236

-キャンパス設置基準のメルクマール-

- 5-1 21世紀型大学キャンパス基本計画指針
- 5-2 大学キャンパス要素の規範内容：キャンパス計画のルール策定
- 5-3 大学類型別の設置内容
- 5-4 大学立地別の設置内容
- 5-5 大学・大学キャンパスの今後の課題
 - 5-5-1 大学と周辺地域との連携
 - 5-5-2 多様な属性に配慮したキャンパス整備
 - 5-5-3 各大学の有する伝統を継承することの重要性
 - 5-5-4 大学統合化への対応-分離型大学キャンパスの設置基準のあり方-

資料・・ 251

はじめに

本報告は、文部科学省高等教育局大学振興課より委託された「大学改革研究委託事業『今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：校地・校舎』」の平成 18 年度成果報告である。21 世紀は「知識基盤社会」の時代であるといわれている。これからの「知識基盤社会」において高等教育を含めた教育は、個人の人格形成、社会・経済・文化の発展や振興、国際競争力の向上など国家としての存続にきわめて重要なものである。

日本は、現在世界に例を見ないほどの少子高齢化社会を経験しつつある。少子化状況を表す合計特殊出生率は、少子化対策が積極的に政策に取り入れられているにも拘わらず、現在では 1.29 の水準にまで低下し、特に東京など大都市では 1.00 にまで落ち込み、夫婦に子供が 1 人という、人口が半減してしまう極端な状況にまで至っている。そのような状況の中、西暦 2006 年、日本は人口減少期に突入した。少子化が進行し、学齢期の人口の急激な規模縮小により、小学校や中学校の統廃合がすすみ、高校や大学などの高等教育にも廃校や学校の経営危機の状況が進みつつある。また、高齢化社会においても今後の文化国家の担い手である団塊の世代の高度生涯学習の機会を創出することが重要な時期となっている。この様な状況の中、高等学校教育の水準維持や向上、並びに学校施設の整備と保全は、今後の日本の将来を担う若者を保育育成する上で、また、高齢者の生涯学習機会を通して、日本の文化国家形成における参画にも重要な礎となる。

学校教育は、国の存亡を左右する重要な事項である。その中でも、大学は世界に通用する高等教育施設として、きわめて重要な基幹的施設である。個々の大学が世界に互して活発な教育研究を国内外に展開するためには、施設整備とともに大学の役割を、明解にし、それぞれの役割と責任を果たし、国の発展に寄与することが非常に重要なことである。そのためには、現在の大学が、均一な大学の設置基準に左右されることなく、それぞれが個性を有し、その特質を生かし、社会に貢献することが必要なこととなる。

大学は、世界的研究・教育拠点施設、高度専門職業人養成施設、幅広い職業人養成施設、総合的教養教育施設、芸術、体育等の特定の専門的分野の教育・研究施設、地域の生涯学習機会の拠点施設などの多くの役割を有している。世界に冠たる COE プロジェクト展開大学、人間として資質を生かし文化と伝統をはぐくみ知識と教養を身につける大学、地域の歴史と文化を生かし地域の社会的・経済的発展に寄与する大学等、それぞれの個性と特質を生かし、その役割を担うことが 21 世紀の大学像に望まれる。そのための大学キャンパス環境の整備をはかり、教育環境を整え、研究環境を整備し、地域社会と一体となって役割を担うことが必要である。

本調査研究報告は、文部科学省高等教育局大学振興課大学設置室からの調査研究の委託事業を受け、現在の大学の校地と校舎の現況を調査し、その特質と整備課題を明らかにし、これからの日本の高等教育の環境整備をはかる基礎的な資料である。平成 17 年度、18 年度と 2 ヶ年にわたり、全国の国立大学法人、公立大学、私立大学の千有余のご協力を得て、資料を収集し分析解析することが可能になった。ここに衷心なる感謝をする次第である。

第 1 章 調査研究の目的

1-1 調査研究の背景

1-2 調査研究の目的と方法

1-2-1 調査研究の目的

1-2-2 大学の役割を支える校舎・校地の設置基準とは

1-2-3 大学キャンパスにおける校地・校舎の現状と課題

1-2-4 大学設置基準における留意事項

1-3 調査研究の方法と内容

1-3-1 調査研究の実施体制

1-3-2 調査研究の大枠

1-3-3 研究方法と内容

1-3-4 調査研究の対象

第1章 調査研究の目的と内容

1-1 調査研究の背景

平成 17 年「我が国の高等教育の将来像」が答申された。平成 17(2005)年以降(平成 27(2015)年～平成 32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示したものである。その答申の中では、21 世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であり、高等教育は、個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要な事項である。

現代は、「国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代であり、国は、将来にわたって高等教育に責任を負うべきである」と述べられている。

さらに、新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大, 高専, 専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校の個性・特色を一層明確化する方向に誘導することが重要である。各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化し、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等、個々の特質を生かし得る資質を獲得することが必要であると答申している。

しかしながら、そのような役割を担保するための、大学のハード的な側面、いわゆる校地と校舎の具体的な施設整備内容に関して、答申の中にはほとんど言及されていない。

教育環境としての講義室、演習室、実験室などの規模や設備、部屋数、その配置の在り方、研究環境としての教員の研究室の広さ、実験研究室の設備、学生や教員のための情報の収集の場や学習の場である図書館の規模や蔵書数、健康維持・ストレス解消のためのスポーツの場である体育館やグラウンドなど、高等教育の活動を担保する校地・校舎に関しての内容が、ほとんど皆無の状況である。

平成 16 年 11 月 4 日付け、「我が国の高等教育の将来像(審議の概要)」についての意見書の中に、「6. 教育や研究の高度性を確保する上では、教員組織のみならず、施設・設備その他の環境も重要である。特に、IT 化など時代の変化に対応に即して、図書館などの教育研究環境の具備すべき最低条件を改めて検討し、事前の設置審査あるいは事後の評価の指針を設けることの重要性についても本報告書で言及することが望ましい」と指摘している。そのような状況から、現在の大学の校地・校舎の実態を調べ、今後の整備の方向性と内容を調査分析していくことは、これからの日本の教育政策にとって、非常に重要な事項である。

平成 17 年度では、校地・校舎の調査研究グループは、全国の国立大学法人、公立大学の、私立大学に対して、大学のキャンパスの土地利用、校舎の利用状況についての悉皆調査、ならびに主要な大学の建物の利用についての詳細調査を行い、日本の大学における、教育環境と研究環境の実態をその室面積の量について明らかにした。その中では特に、大学の

専門療育と、教育・研究の比重を置き方から見た大学類型を求め、類型ごとの校地校舎の実態を明らかにしてきた。その成果は、平成 17 年度版として「今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：校地・校舎 - 平成 18 年度大学改革研究委託事業 - 」として、刊行してある。第 2 年度の平成 18 年度では、前年度の調査研究成果を引き継ぎ、大学のキャンパス環境を創生する側面から、今後の大学のあり方を探っていく。

従来の大学の校地校舎にかかわる設置目標は、キャンパスが複数存在していてもその累積値を基準として運用されていた。18 年度の報告書では、キャンパスを大学の一構成側面だけでなく、キャンパスそのもので教員と学生・大学院生が総体として教育・研究活動に従事できる環境を整えることを目標としている。少子化が進行している日本では、将来的に大学の統廃合化が進捗することはゆがめない事実として捉える必要がある。したがって将来統廃合が進む大学において、キャンパスは大学の一つの自立した構成単位として確立することが必要となる。キャンパスを空間的にひとつのまとまった教育・研究体制として保障することが、今後の大学運営に必須事項と考える。そのための大学キャンパスの校地・校舎の現況とその整備方向を、大学に求められている大学類型ごとの明らかにすることが 21 世紀型大学の環境整備には重要な課題である。

1-2 調査研究の目的と方法

平成 17 年 1 月、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」をはじめとする諸提言が示され、これらの踏まえ具体的な施策の検討が始められている。その検討に当たり、高等教育の多様化が進む中、大学 + 短大の進学率が 49.9% と 5 割に達し、日本での高等教育がユニバーサル・アクセスの時代となっていることを示している。

文部科学省では、この時代の大学として、教員組織、教養教育、校地・校舎、図書館、メディアを利用して行う授業・通信教育、大学の教員が所属すべき組織等、の在り方を検討することを、きわめて重要な今日的な課題と捉え、具体的な施策の検討に着手している段階である。

しかしながら、その前提となる国内外の大学の実態などに関する諸々のバックデータ及びその専門的な分析については、必ずしも十分な蓄積がなく、最新の実態に関する調査・分析を行う必要がある。

本調査研究は、それらの中の大学の校地校舎の実態とその課題を明らかにし、今後必要となる日本の高度教育の基礎母体となる大学のキャンパスのあり方とその内容について求めていく。

1-2-1 調査研究の目的

本調査研究は、「今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：校地・校舎」と題し、上記 6 課題の中の の教育施設の校地・校舎の部分である。

本調査研究は、今後の大学改革の推進と教育の質の向上、及び教育・研究活動に関わる高等教育行政施策への機動的な対応に資するために、「大学の校舎・校地の設置基準内容」を大学キャンパス内の校地と校舎の土地利用とキャンパス環境条件、及び校舎内の空間の使われ方等の現況と課題から整備内容の検討を行うことを目的としている。

1-2-2 大学の役割を支える校舎・校地の設置基準とは

大学における教育・研究の発展を図る上で、大学の諸活動を有機的、且つ効率的に行うには、その基盤となる大学の校舎・校地の整備は最も重要であり、常にその状態を維持保全しておく必要があり、その量的な確保と質的な充実は不可欠なものである。ここでは、大学における校地校舎の意味づけ、並びに校地・校舎の設置基準の在り方、同考え方からその内容を明らかにしていく。

1．大学における校地・校舎の位置づけ

大学における校地と校舎は、

- (1)大学における校地・校舎の空間的整備は、教育、研究等の諸活動を支え、且つ豊かな、創造的な考え方を育む環境を維持保全するために必要な担保条件である。
- (2) そのために、その空間的な整備単位は、複数の大学キャンパスの大学総体としての空間設置基準条件ではなく、学生・教員・職員が活動している大学キャンパス(団地)単位毎に、その量と質のレベルを維持保持することが重要な要件となる。
- (3)大学キャンパス単位に、量的・質的水準を確保する上でも、個々のキャンパスはその大学キャンパスが期待されている役割を遂行し得る条件を、基準内容に加えることが必要である。
- (4)理工系のキャンパス、人文系のキャンパス、医学系のキャンパスなどの専門性に特化したキャンパス、あるいは先端技術開発に特化している大学院中心のキャンパス、日本の文化や伝統など歴史的な学問の解析を中心に活動を行っているキャンパスなど、大学個々の役割を遂行させ得る条件を継承させ得ることが重要である。

2．これからの校地・校舎の大学設置基準の在り方

大学の設置基準の今までの使用方法は、新たな大学の認可、あるいは新規の学部や研究科など新・創設に伴う場面において、その対象が大学として適切であるかの認可条件の判断資料として使用されている。当初の数年間は、基準遵守としてその条件が守られているものの、年月が経るとその条件は、曖昧なものとなっているのが現状である。

大学の設置基準の考え方とは、

- (1)大学の校地・校舎の設置基準内容は、その大学の質的な教育・研究活動を担保し得る空間条件として、常に遵守すべき条件として大学運営上常に確保することが必要である。
- (2)1949年の大学設置法以前の初期の日本の大学の多くは、その前身の学問所や藩校、専門学校など、その資産を引き継ぎ発展してきている。従って、それまでの教育施設としての資産を数多く所有しており、その資産を最大限活用されるような基準として理解し、判断し、将来ともに活用することが大切である。
- (3)1956年に制定された大学設置基準内容は、新制大学の水準維持のため最低限満たすべき条件として定められたものであり、これを守れば大学としての校地・校舎の量的・質的条件を十二分に満たしているものではない。従って、当該大学の期待されている社会的な役割を遂行得る条件を、これらの設置基準に加えて確保することが望まれる。

- (4)日本は、年少人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増加している少子高齢化社会となっているおり、今後高度技術、且つ、文化成熟化社会へ移行することが国家的な課題となっている。大学は、その様な状況の中、高度技術立国としての日本、成熟化しつつある文化立国、高度高等教育がなされ得る生涯学習教育立国への方向に進みことが要求されている。
- (5)それらを大学の基本的な役割とし、その責任を実践することが日本に存在している1100余の大学の果たすべき役割・機能である。大学の校地・校舎の設置基準はその役割を、物財環境として担保するための条件と理解すべきである。
- (6)日本には、大学の運営主体として大学予算が主に国により保証されている国立大学法人、公立大学と、学生・大学院生の授業料により運営されている私立大学が存在している。
- 一般的に国立大学法人は、理工系、医学系の学部や研究科の割合が高く構成され、私立大学は文化系の割合が高い。すなわち、それらの学問を成立させるべき設備や機材の費用の大きさが、運営種別に直接的に表れている。したがって、その能力を発揮し得る資産を、各主体別に具備することが必要である。
- (7)国立大学法人の中でも、旧帝国大学の総合系大学（東京・京都、北海道、東北、大阪、名古屋、九州）は、その地域の基幹大学として、また、単科専門大学として東京工業大学、東京芸術大学、一橋大学、東京外国語大学、東京医科歯科大学、旧教育大学（現筑波大学）が、専門領域の基幹大学として東京に付置されている。さらに、教育の均等として各都道府県を基本単位として、1行政体に1大学、1地方に1医科大学が医師不足解消のために付置され、国立大学の配置、すなわち99の国立大学が日本に配置された。その後、医科系と教育大学系が他の総合大学等と合併され87の大学に現在集約されつつある。従って、現在の国立大学法人は、その成立基盤である設置条件とその付置条件により、当初からの役割を現在でも担っているとみることができる。すなわち、大学の能力に対応し、それを発揮し得るキャンパスの構成内容が必要になる。
- (8)一方、私立大学においては、関東と関西を中心に、主に文系中心の基幹的、且つ総合的な学問所が大学として認可され、その後各地域にそれぞれ特色のある大学が認可され現在に至っている。私立大学は、主に人文系中心の総合大学、日本の文化・伝統の保全開発をその役割として発展してきている。大学は、個々の資産を継承し、それを活用し得る情景を整えることが必要である。
- (9)さらに、高等教育の一環として、各地方行政体が、地域社会運営上必要な人材を育成させるための、公立大学の存在がある。公立大学は、国立大学法人と私立大学との間の「隙間」を埋めるため具体的、且つ地域性ある専門領域を構成する。
- (10)従って、これからの大学の校地・校舎の設置基準の示す意味は、各大学が所有する資

産を活用し、各大学の社会的な役割を実践し得るために、大学キャンパスの環境(教育環境、研究環境、生活環境)を担保する空間的な条件として解釈することが必要である。

以上、4項目の校地・校舎の位置づけ、並びに、設置基準10項目の内容が、今後の大学の校地・校舎の在り方と考えることが肝要である。

1-2-3 大学キャンパスにおける校地・校舎の現状と課題

大学の校地校舎の設置基準の原則は、教育環境と研究環境の水準を確保・維持するために設けられたものである。水準と評価しているが、現在の校地・校舎の設置基準は、講義室や実験室、あるいは演習室などの授業を受ける学生の人数、即ち学生の専門別学部定員によりその規模(平面的な大きさを)、決めているに過ぎないものである。

教育環境としての課題を挙げれば、講義室・実験室・製図室など演習室における講義室の形状(縦・横・高さ)の寸法、机やいすの寸法、授業や実験に必要な設備や道具、日照や通風条件などの一般的な環境水準とは、ほど遠い内容である。さらに、これらは学生の授業に必要な単位の習得の条件をも満たすものではない。たとえば、一般教養の内、体育などの運動系の授業がなければ、グラウンドや体育館などは大学に設けなくても基準上はよいことになる。また、校地に関しては、建築面積の6倍や、3倍という建物の建て詰まりに対する配慮の基準が、学生あたりの延べ床面積制へと変化し、地域環境維持の側面の基準の内容が変容している。

高度教育が問われている現在、大学院教育に対する空間的な配慮が極端に少ない現状がある。既存学部の上に置かれている大学院重点化政策は、既存の学部施設の有効利用を名目に新規に空間的な配慮が少ない。また、研究環境としての課題を挙げれば、研究室、研究実験室においては、絶対的な空間面積不足、ゼミ室数の不足と同面積の不足など最低基準の確保がままならない状況が見られる。更に、空間の環境質の水準確保では、物理的な空間強の確保がすべての基準になっている状況である。教官室と学生ゼミ室との連続性や一体化、専門領域でのゾーニングなど、専門性固有の空間条件を基準内に想定している例は存在していない。

国立大学が法人化され、教員と職員の身分は民間の独立大学法人になり、校地・校舎の取り扱いも大きく変容しようとしている。改めて、大学の校地・校舎の設置基準の在り方を再考する時期が到来したように考える。

現在の大学の多くは、今までの設置基準の範囲内で、計画され、建設されてきた。大学設置後の時間の経過や、大学の発展とともに、変化していると考えられる。初期の校地・校舎の設置基準内容は、確認チェックが制度化されていないため、設置その後の確認はされていないのが現状である。その間、大学は、本来の教育や研究のための校舎などの状況は、大きくその内容を現況に適合するように大学の個性を生かしながら、常に変化している。

現代における大学の校舎や校地の在り方は、現況の大学の現況を再度適切に捉え直し、その状況を詳細に分析することが必要と考える。

1-2-4 大学設置基準における留意事項

大学の設置基準は、現在でも新たに大学を設置する場合、あるいは既存の大学に新しい学科や学部、専攻や研究科を認可する場合に、校舎・校地の基準としての使用されているのが現状である。大学設置基準に含まれる校地校舎の内容を念頭に置き、校地・校舎に関して、設置基準に対する現時点での留意点を以下に挙げる。尚、現在の設置基準の法的内容抜粋を章末に挙げる。

(1)校地・校舎の整備の地域単位は、キャンパスとしての一体性と独立性を具備すること

現在の設置基準の算出方法は、大学のキャンパスがいくつあろうとも、その全体としてすべてのキャンパスの合算が、その数字の根拠となっている。極端な例では、一般教養を受講する学生がいるキャンパスと、数十km離れているグラウンド(運動場)でも、空間的な制約条件はほとんど発生しない。通常は、その学生がいるキャンパスにグラウンドが用意されているのが普通であるが、距離や、時間がいくら離れていようが、基準の違反にはならない。校地・校舎の設置基準には、距離や時間という概念が全くというほど存在していないのが現状である。

校地と校舎の規模設定には、学生と教官が同一のキャンパスで活動し、そこに活動の拠点の校舎やグラウンドが存在していることが大原則として考えることが重要である。

活動単位を一つのキャンパスとして捉え、そこでの教育環境と研究環境をととのえ、更に、学生の自主活動や福利厚生活動を担保し得る支援施設(図書館、体育館、学生会館、学生サークル施設、大学食堂、保健管理)の整備をキャンパス環境の施設整備と考えることが重要である。この考え方が、キャンパス毎の調査にした理由である。

(2)大学院教育などの高等教育へ向けての校地・校舎の整備

現在の日本社会は少子高齢化、高齢化社会として進んでいる。その中で大学が如何に、社会に貢献するか、その一つ内容が、高学歴化生涯学習社会への対応と考えられる。現実にも、世界に冠たる技術立国として、文化と伝統を大切にす福祉文化立国として、高度高学歴社会としての日本は現在進行中である。大学においても、学部教育から大学院教育へと確実に進んでいる。大学院入学制度も、春期入学制度に加え、秋期入学制度が創設され、社会人入学制度も導入され、生涯学習化社会へと教育制度も着実に進化しつつある。しかしながら、ハード的な側面で見ると、大学院の院生の増加に伴う校舎の増設や関連施設の整備自体は学部施設の併用、借用で教育環境を補っているに過ぎないのが現状である。大学院単独の大学は校地と校舎は必然的に整備しているのが大学設置の認可事項であるが、学部と併用している大学では、大学院専用の校舎を建設することは非常に例が少ない。学部なしの新設の研究科の場合は、校舎を新設しているものの、学部がありその上部組織として専攻科をもうける場合は、大部分の場合は学部の講義室、実験室、演習室を流用している状況である。特に明治期から存続している歴史や伝統のある学科の上部の専攻科はこの傾向が特に強く、教育環境と共に研究環境においても条件が悪化している状況である。

高度教育が進めば進むほど、教育と研究の現場は、環境が悪化しているのが現状の姿である。即ち、高度教育を国家の将来像とするならば、その基礎条件である教育環境と研究環境の基盤である、校舎の施設整備をも教育制度や教育方法と共に考え対応しなければ環境条件は、改善し得ない。

(3)今後の大学キャンパスとしての整備の方向性とその内容は、大学の固有性を有し、その役割と責任を果たし得る能力を担保し得る施設整備と、その運用条件を整えること。

これからの大学キャンパスの空間設置基準、ユニバーサル・アクセスの時代、誰もが大学に通える時代において、大学の役割を如何に捉えるかが問題となる。

これからの大学の役割として、中央教育審議会、我が国の高等教育の将来像の中に 世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等、挙げている。これらは各大学の役割の大小により、教育環境や研究環境に比重の置き方は異なると考えるが、大学のキャンパス環境としてのキャンパス内活動者にとってすごしやすい生活環境を整えることが非常に重要である。学生や教員、それらを支える職員、それぞれの人々が快適に自分の居場所を確保し、教育活動、研究活動、支援活動をすることが可能であること、そして、その活動が快適な環境に裏打ちされていること、即ち、適度な通風、日照条件等の外部環境条件を所有し、キャンパス計画は、自然的な条件を最大限考慮した計画になることが望ましい。そのようにすることにより、大学キャンパスと周辺地域との交流や、大学内構成福利情報施設などの地域開放など、大学の機能を支える高度な公共サービスの施設(図書・情報)の開放は、将来とも社会貢献として大学の進むべき方向と考える。

1-3 調査研究の方法と内容

1-3-1 調査研究の実施体制

調査研究総括責任 本蔵義守（東京工業大学 理事・副学長）
調査研究責任 坂本一成（東京工業大学 教育環境創造研究センター長）
調査研究サブ責任 藍澤 宏（東京工業大学 教育環境創造研究センター教授）

研究分担委員：

藍澤 宏（東京工業大学教育環境創造研究センター教授）
安田幸一（東京工業大学建築学専攻助教授）
菅原麻衣子（東京工業大学教育環境創造研究センター助手）
生田国男（東京工業大学教育環境創造研究センター研究支援推進員）
宮本崇義（宮本建築設計室代表）
後藤 匠（宮本建築設計室副代表）

地方研究分担委員：

羽深久夫（札幌市立大学助教授）
小澤丈夫（北海道大学助教授）
那須 聖（札幌市立大学講師）
山畑信博（東北芸術工科大学助教授）
寺内美紀子（茨城大学助教授）
三橋伸夫（宇都宮大学教授）
齋尾直子（筑波大学講師）
宮本文人（東京工業大学教育環境創造研究センター助教授）
山口勝巳（武蔵工業大学助教授）
深澤大輔（新潟工科大学教授）
松本直司（名古屋工業大学教授）
森保洋之（広島工業大学教授）
大島秀明（福山大学教授）
岡村 純（日本赤十字九州国際看護大学教授）
岡田知子（西日本工業大学教授）

研究協力者：

池村菜々、瀬野 徹、宮部芳宏（北海道大学小澤研究室）
仲村 健、長谷夏哉、寺田 徹、並木 亮（筑波大学齋尾研究室）
井橋朋子、渡邊 恵、杉田昌也、宋 雨（東京工業大学藍澤研究室）
鈴木寛子（東京工業大学宮本研究室）
鄭 奇（名古屋工業大学松本研究室）
藤森将弘（西日本工業大学岡田研究室）

顧問 篠塚 脩（文教施設協会特別顧問）

事務 小澤 智恵（東京工業大学教育環境創造研究センター事務補佐員）

1-3-2 調査研究の大枠

平成 18 年度の調査研究内容を、次に示す 3 つの内容に設定した。

その大枠は、大学の専門別キャンパスの状態とその有様、即ちレベル化を示すことである。すなわち、校地と校舎の構成内容を大学の専門分野別（大学類型別）に提示することである。内容的には最低限確保しなければならない基準、大学の質を保ち、且つ、専門を保障することである。当然のこととして教育環境と研究環境の最低限の水準は確保することである。言い換えれば守るべき基準を称されるものである。そして次に大学のあるべき姿として大学キャンパスに求められる水準、基準、さらに大学自体が目指すべきレベル、基準、すなわち理想的な内容を提示することである。

そのために、18 年度の研究方法は、その客観的な事実確認を通して、史的な大学キャンパス分析から現在における新設の大学キャンパスまでを、資料、並びに現地踏査細目調査により明らかにする。

内容は、主として次の()から()の 3 点に絞り、キャンパス環境の指標作成と設置基準を求めていく。

() . キャンパス環境の指標設定

1 . 大学キャンパスの統合過程からみるキャンパスの要件

旧制学校から新制学校への整理統合化におけるキャンパスの歴史的な展開

近年の大学のキャンパス統合：既存の分散化した大学キャンパスを整理統合化し大きな大学キャンパスとして統合した事例；東北大学区青葉山・川内キャンパス、広島大学東広島キャンパス、金沢大学角間キャンパス、九州大学伊都キャンパス、等

2 . 新設大学キャンパスの空間特性；何を基準としてキャンパスを計画しているか、即ち新設の大学院研究科等新たに大学キャンパスとして計画された事例；東京工業大学すずかけ台キャンパス、東京大学柏キャンパス、京都大学桂キャンパス、筑波大学つくばキャンパス、等

3 . キャンパス類型ごとの大学キャンパスの空間特性

総合文理混合大学	理工系キャンパス	医歯学系キャンパス
人文系キャンパス	教育学系キャンパス	情報・体育・芸術系キャンパス

() . 校舎・校舎内の教育環境と研究環境の水準把握

1 . 大学の専門類型別の空間内容とその分布特性

2 . 大学キャンパスの立地別空間特性

() .大学キャンパスの設置基準

()に関しては、旧制学校の 270 校の学校キャンパスが、どのような内容を経て統合化されたかを調査研究し、日本独自のキャンパス形成の考え方を捉える、さらに近年においてキャンパスが統合化された東北大学青葉山キャンパス、金沢大学、広島大学などのいくつか大学キャンパス(団地)が統合化された経過から、キャンパスの空間構成の考え方を明らかにしていく内容である。さらに教育内容の高度化に伴い新設された大学院研究科キャンパス、たとえば東京大学柏キャンパス、京都大学桂キャンパス、東京工業大学すずかけ台キャンパス等の空間特性を解析する。そして、専門別大学キャンパス類型毎(総合文理混合キャンパス、理工系キャンパス、医歯学キャンパス、人文系キャンパス、教育学系キャンパス、他分野キャンパス(情報・体育・芸術系))のキャンパスの空間特性を明らかにする。

空間の特性の捉え方として、校地の土地利用構成、校舎内の講義室、実践室、研究室などの使われ方の量的把握はもとより、それをベースとしている状況を、写真スライドを通して解析していく。即ち、大学の独立したキャンパス内に必要とされている空間の内容を、時間的なストックを持った個性あるキャンパスが如何なる要件を維持しながらとうごうかされてきたか、歴史的なストックを如何に現代に活かし続けキャンパスを形成されえたか、を解析する、その上で基礎的な基盤となり得るキャンパス設置基準、並びに個性化を活かし続けている指標とその基準を求めていく。

()に関しては、平成 17 年度の日本の大学の悉皆調査データを、さらに空間単位毎の特徴とその傾向を教育環境、研究環境それぞれの空間の状態をキャンパス類型ごとに、大学立地別に、また管理主体ごと(国立大学法人、公立大学、私立大学)に解析していく。

()に関しては、 と の内容を総括して、キャンパス類型ごとの 守るべき基準、求められる基準、 目指すべき基準を提示していく。結果表現は、数字のみではなくスライドという視覚情報を用いて一部表現していく。

1-3-3 研究方法と内容

大学キャンパスの校地・校舎の設置基準内容として以下の8つの規範(ルール)を設定した。この大学は、その設置目的、大学規模、立地位置等、それぞれ異なる。従って、以下の()ルールと()整備活用状況の指標を用いて、大学キャンパスの現状を内容で評価する方法を行った。

()キャンパス設置基準のルール(大学キャンパス校地校舎内容チェックリスト)

1. 広さのルール：キャンパス、研究環境、教育環境、日常活動環境
空間基準：講義室面積・学生1人あたり面積
研究室；教員(教授、助教授、講師、助手)1人あたり面積
敷地規模：学生・院生・職員・教員1人あたり面積
2. 道のルール；各種動線
空間水準：道路面積率、路面・付帯設備内容
内容水準：幹線ルート、基線ルート、細線ルート、
付帯設備：照明、側溝、ベンチ、(動線ルール)
道の構成：歩車分離、クルードサック、一方交通(道路形状・機能)
3. 緑・水・土のルール：自然環境
空間水準：植栽面積率
質水準：植栽、花木、池
4. 建物のルール；建物の能力
空間水準：建坪率・容積率、空地率、隣棟間隔、建物広場面積
内容質水準：意匠デザイン、色彩、耐震・耐久、維持管理内容
優位付加施設：大学博物館、大学美術館、等
5. 配置のルール；活用の目的性、効率性、活用性、領域形成、新領域確保
空間水準：建坪率・容積率、隣棟間隔
建物配置：ゾーニング発展性(学科、専攻単位)
6. 安全・安心・快適のルール
照明設備、見透かし、サイン計画、
7. 風土性の継承のルール
歴史的景観、地域気象への対応、
8. 歴史的通時性の確保、
保存建物、文化資産継承内容

()キャンパスの質確保の状況(専門役割種別)

1. キャンパス環境整備状況(利便性、快適性、保健性)、
環境保全(秩序、自立、連帯、活力)
2. 景観形成・管理・維持・保全(快適、活力、秩序、調和)
3. 教育環境の水準確保
4. 研究環境の水準確保
5. 日常活動水準確保、学習・クラブ活動環境、寮、留学生会館、等
6. アイデンティティ(独自性、個別性)、クオリティ、ステイタス(質の高さ)

1-3-4 キャンパス設置基準（最低限～理想的）の項目とその内容

評価判断基準として、最低限大学として機能発揮するための水準（A）、常に大学として維持していききたい水準：求められる条件（B）、大学の機能を最大限発揮するため大学が目指すべき条件（C）の、最低限の水準、平均的な水準、目指すべき水準を評価の内容とした。

（ ）基準内容の考え方

（A）<守るべき基準・最低条件> 空間の確保と規制

（A）-1 外部土地利用、建物立地、建物構成

（都市計画法、建築基準法、消防法、等） 法的基準の遵守

（A）-2 基準建物面積：教員定員、学生定員に対する必要面積、バリアフリー対応

（B）<求められる設置基準> 建築利用の空間計画と運用

・基盤条件（大学運営に対する空間基準 - 地域社会内での役割と責任（ステイタス）の遂行）：ゆとり空間、緑空間、水辺空間、

教育環境の遵守（学生・大学院生定員に対する居場所空間の確保）

（学生の居場所：リフレッシュルーム）

研究環境の遵守（教員定員に対する共有空間の確保）

環境維持のための支援確保（空間と職員の確保）

具体的な空間設置内容：例

講義室の回転率 2回 / 1日、利用率 50%未満

建坪率 30%以下、道路率 10%以上、歩車分離 50%以上

緑被率 30%以上、容積率

（C）<大学自体が目指すべき設置レベル、理想の設置基準>

キャンパス環境の整備（キャンパスルールの確立と維持管理内容）

専門性の特化、風土への配慮（風土性）、通時性、歴史性、伝統性

・環境維持・向上条件（地域（社会、国）への貢献）

フレキシビリティな学習環境、教育・研究環境

技術交流、文化交流、国際交流（相互交流）

学生、大学院生の居場所確保

キャンパス生活圏の確保（生産空間、生活空間の一体化、

学寮、留学生寮の確保）

() 基準内容の指標設定(質的変数と量的変数の設定)

評価の判断指標として、以下の項目を参照する。

< 量的基準指標 >

1. 全体規模

(1) 土地 敷地規模、広場・運動場、道路、植栽、駐車場、駐輪場

(2) 建物 建築面積、延べ床面積

2. 空間内容構成

(1) 敷地規模 総面積、建築面積、道路面積、自然活用面積

(2) 建物規模 研究用途、教育用途、事務管理・支援用途、
福利厚生、情報処理施設、図書館機能、
スポーツ機能、保健機能、共用

研究用途	教員研究室、研究用実験室、学生室、ゼミ室
教育用途	学部講義室、大学院演習室、実験室、演習室 講堂、体育館、運動場、弓道場、武道館、プール
管理・事務	学長室、理事室など役員室、会議室、事務室
福利厚生	食堂、生協、サークル室、リフレッシュルーム
情報処理室	コンピューター室、PCステーション
図書情報機能	地域交流室、学生交流室
スポーツ機能	グラウンド、プール、テニス、体育館、弓道場
保健機能	保健室、学生相談室
共用	保育園、学寮

< 土地利用構成、建物利用構成に関わる内容 >、

< 質的基準指標 > 大学の個性化、優位特化内容

1. キャンパス環境整備内容(利便性、快適性、保健性)

同 環境確保(地域固有性)

2. 景観形成・管理・維持・保全

3. 教育環境の水準確保

4. 研究環境の水準確保

5. 日常活動水準確保、学習・クラブ活動環境

6. アイデンティティ(独自性、個別性)、クオリティ、ステイタス(質の高さ)

() 設置基準の判別項目とその内容

評価の具体的な内容考察のため、集計考察単位を(1)、考察判断内容の対象(2)を以下の様に設定する。

(1) 評価基準の設定のための集計方法

集計考察の単位

1. キャンパス6類型

2. 学部大学、学部+大学院、大学院単独

3. 都心、都市部、都市郊外、郊外、地方
4. 大学規模（学生定員）
5. キャンパス敷地規模

(2)区分別指標

土地利用規模、利用内容

1. 建坪率 建築基準法
2. 容積率 建築基準法
3. 敷地規模 下記の指標
4. 道路率（車道率、歩道率、歩車分離度） 下記の指標
5. 道路率 下記の指標
6. 植栽率（緑被率）

教育空間状況、研究空間状況、教育体制、研究体制

1. 学生・大学院生の1人当たり講義室面積
2. 学生・大学院生の1人当たり教育用空間面積（講義室以外の実験室、演習室、ゼミ室など）
3. 教員1人当たりの研究室(居室)面積
4. 教員1人当たりの研究用空間面積
5. 学生、大学院生、教員1人当たり敷地面積
6. 学生、大学院生、教員1人当たり建物面積（延べ床）
7. 教育体制：教員1人当たり学部学生・大学院生
8. 研究体制：教員1人当たり大学院学生数（修士+博士）
9. 学生、大学院生、教員1人当たり図書館面積、蔵書数（情報量）
10. 駐車場、駐輪場
11. 運動場、テニス、野球場、サッカー場
12. 体育館、プール、弓道場、武道館

付加価値設置条件（施設の有無、利用状態の有無）

1. 保健センターの有無
2. 食堂（学生用、職員用）の有無
3. 学生会館有無
4. 学寮設置
5. 留学生寮設置
6. 会議用開館+宿泊
7. 地域交流会館
8. 学生用リフレッシュルーム
9. PCステーション
10. サークル室、クラブ活動室設置
11. 大学博物館、大学美術館

参考資料

大学設置基準（校地校舎）関連法令抜粋

< 大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号） >

この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

校地：校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

運動場：運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

校舎等施設：大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

校舎は第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

校地の面積：大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人あたり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共有する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

校舎の面積：校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあっては、別表第三イ又は口の表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表

の基準校舎面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ同表八の表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

図書等の資料及び図書館：図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

附属施設：次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科附属施設

教員養成に関する学部又は学科：附属学校

医学又は歯学に関する学部：附属病院

農学に関する学部：農場

林学に関する学部：演習林

獣医学に関する学部又は学科：家畜病院

畜産学に関する学部又は学科：飼育場又は牧場

水産学又は商戦に関する学部：練習船（共同利用による場合を含む）

水産増殖に関する学科：養殖施設

薬学に関する学部又は学科：薬用植物園

体育に関する学部又は学科：体育館

工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

薬学実務実習に必要な施設：薬学に関する学部又は学科のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、または設ける大学は薬学実務実習に必要な施設を確保するための措置を講ずるものとする。

機械、器具等：大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び「標本を備えるものとする。

教育研究環境の整備：大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

< 大学院設置基準文部科学省令第28号（昭和49年6月20日） >

講義室等：大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。機械、器具等：大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

学部等の施設及び設備の共用：大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

教育研究環境の整備：大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

段階的整備：新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

< 専門職大学院設置基準文部科学省令第16号（平成15年3月31日） >

専門職大学院の諸条件専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

その他の基準専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十一条、第十三条を除く。）の定めるところによる。

< 大学通信教育設置基準文部科学省令第33号（昭和56年10月29日） >

校舎等の施設：通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第36条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第3項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。

校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあっては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。

図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。

通信教育を行う大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学設置基準（第23条を除く。）の定めるところによる。

< 短期大学設置基準昭和50年4月28日文部省令第21号 >

校地：校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

校舎等：校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室

三 図書館、保健室

2、教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3、研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4、校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

- 5、短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6、夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。
図書等の資料及び図書館：図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

校地の面積：校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、別表第二の表に定める面積以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあっては、当該二以上の分野のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二の表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

附属施設：短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

機械、器具等：短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

教育研究環境の整備：短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

< 短期大学通信教育設置基準文部省令第3号昭和57年3月23日 >

校舎等の施設：通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準

第二十八条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。

前項の校舎等の施設的面積は、別表第二のとおりとする。

昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあっては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。

図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

通信教育学科の校地：通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

- 2、通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。
通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

特別措置

< 文部科学省令第18号（平成15年3月31日）大学設置基準等の特例 >

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の大学において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 又は 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項 に規定する空地为校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、大学の設置等（大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更をいう。

文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

以下この条、第7条及び第10条において同じ。）を促進する必要があると認めて 法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、大学設置基準第34条又は 短期大学設置基準第27条第1項 に規定する空地为校舎の敷地に有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。

大学の設置等を促進する必要があると認めて 法第4条第8項 の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、 大学設置基準第35条 又は 短期大学設置基準第27条 の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（学校教育法第68条 に規定する大学であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下『インターネット等』という。以下同じ。）を利用して教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。

以下この条において同じ。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において『大学の設置等』という。）を促進する必要があると認めて 法第4条第8項 の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号 及び 第3号 並びに 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第19条、第24条第1項及び第29条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（短期大学を除き、インターネット等を利用して教室等以外の場所で授業を履修させるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、学部その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において『大学の設置等』という。）を促進する必要があると認めて 法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第10条第2項 に規定する校舎等の施設の面積にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の大学において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため
大学設置基準第37条 又は 短期大学設置基準第30条 に規定する校地の面積の基準を満たすことができないと認められる場合において、大学の設置等を促進する必要があると認めて法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第37条 又は 短期大学設置基準第30条 に規定する基準を下回る校地の面積でも、大学の設置等を行うことができるものとする。

第2章 キャンパス形成の歴史的展開

2-1 新制国立大学の成立経緯

2-2 大学基準内容とその史の変遷

2-2-1 大学基準制定の経緯

2-2-2 「大学設置基準」の改正経緯とその内容

2-2-2-1 校地に関する事項

2-2-2-2 校舎に関する事項

2-2-3 各大学基準に示される校地・校舎に関する規定

2-2-3-1 「大学基準」(大学基準協会)の場合

2-2-3-2 「分科教育基準」(大学基準協会)の場合

2-2-3-3 「大学設置基準」(文部省1951年制定時)の場合

2-2-3-4 「大学設置審査内規」(大学設置審議会)の場合

2-2-3-5 「学部設置基準要項」(大学基準等研究協議会)の場合

2-2-3-6 「大学設置審議会内規」(大学設置審議会)の場合

2-3 戦後新制国立大学におけるキャンパス整備の方針とその実態

2-3-1 国立大学成立時におけるキャンパス構成の実態とその問題点

2-3-2 国立大学キャンパスの整備方針

2-3-2-1 校地に関する整備方針

2-3-2-2 施設に関する整備方針

2-3-3 キャンパス整備の実態

2-3-3-1 校地整備の実態

2-3-3-2 施設整備の実態

2-4 近年における新規キャンパスの創造

2-4-1 既設キャンパスの統廃合による大規模キャンパスの形成

2-4-1-1 東北大学の場合

2-4-1-2 金沢大学の場合

2-4-1-3 広島大学の場合

2-4-1-4 九州大学の場合

2-4-2 新たな教育研究体制に適応したキャンパスの創造

2-4-2-1 京都大学(桂キャンパス)の場合

2-4-2-2 筑波大学(筑波キャンパス)の場合

2-4-2-3 東京工業大学(すずかけ台キャンパス)の場合

2-4-2-4 東京大学(柏キャンパス)の場合

2-5 キャンパス形成の歴史的展開に関する現代史的意義付け

第2章 キャンパス形成の歴史的展開

近年、少子高齢化や高等教育に求められる教育内容の多様化を背景として、大学運営の効率化や個性化を達成するために、さらなる大学間の統廃合が提唱されており、戦後の高等教育において大きな役割を果たした国立大学の運営形態は、再考の時期を迎えている。

現在に至る国立大学組織の基本的な構成は、戦後の連合国の指導に従い、帝国大学、官立単科大学、官立専門学校、各種師範学校といった多様な性格を有した旧制高等教育機関を編成することによって成立した。戦前の学校制度は、複線型の進学系統をその特徴とするが、1947年の「学校教育法」の制定によって、6・3・3・4の単線型進学系統に改められた。旧制高等教育機関では、帝国大学が制度的に他の教育機関の上位に位置づけられ、教育・研究環境の質・量的な面で大きな格差を有していた。戦後の高等教育において大きな役割を果たした国立大学の設置は、戦後の連合国の指導に従い、1府県に1大学を設置し、複合あるいは総合的な学部構成によって組織の均質性を求めるものであった。国立大学は、帝国大学をはじめとする異なる性格を有した旧制高等教育機関の組織や施設・設備を編成することによって成立しており、学部構成の均質性を志向して各県に設置された国立大学が、設立時から教育の質・量的な面で大きな格差を保持し、そのような格差が国立大学法人化された現在に至るまで大きな影響を与えていることは否定し得ない。

また、戦後、新制国立大学の設立に際し、多様な旧制高等教育機関を編成しその校地を継承したことに伴い、その多くで校地の分散をはじめとするキャンパス問題を生じている。校地の分散問題は、戦後国立大学キャンパスの抱えた最も大きな問題とされるが、戦後の新制国立大学がその設立当初から抱えたキャンパス問題は、大学設置審議会第9特別委員会により「国立大学総合整備計画」(1951年6月2日)として具体的に指摘されている。同計画によって指摘された各大学の問題点の多くは昭和40年代までに解消され、現在に至る国立大学キャンパスの基本的形態が完成している。

平成17年度の報告(本報告書2-2に対応)においては、戦後大学空間の整備において、校地や校舎を規定した大学基準の制度的な側面を検討対象とした。大学の設置認可のために定められた文部省令「大学設置基準」は、大半の新制大学の設置された後に成立しており、新制大学の多くは、法令としての基準に基づくことなく成立している。「大学設置基準」が定められる以前に成立した新制大学の設置認可は、それ以前に定められていた大学基準協会による「大学基準」と文部省による大学設置認可のための内規、さらには旧制高等教育機関設立の慣行や判例に拠って行われ、各大学の実情を考慮した個別性の高いものであった。

前年度で明らかにした制度的な側面に加えて、実際の新制国立大学の基本的形態が形成された過程を、各大学の校地と校舎の整備過程から具体的に検討し、その特質を明らかにしておくことは今後の大学空間のありかたを考えるうえで重要であると言える。そこで本章では、戦後から昭和40年代までの新制国立大学の校地や校舎といった大学空間の整備の経緯とその内容を具体的・総体的に整理・検討することによって、新制国立大学が設立時において生来的に抱えた空間的な問題点と、その問題点を解消するために行われた整備内容の特質を明らかにすることを目的とする。

平成17年度に明らかにした大学基準制定の経緯とその内容は、戦後、新制大学整備の基本方針を示すものであり、本報告書でも、戦後の新制大学の校地・校舎空間を規定した大

学基準内容の変遷とその意義について整理しておく(本報告書 2-2 で記述)。新制大学を規定した制度的な特質を踏まえ、本年度はその空間整備の経緯とその内容を具体的に検討する。すなわち、戦後、新制国立大学成立時におけるキャンパス構成の実態と問題点を整理したうえで、その整備方針と整備実施状況に関する検討を行う。

なお、「国立大学総合整備計画」に伴う整備の多くが完了した昭和 40 年代以降もキャンパス整備は継続している。とりわけ大規模な事例としては、東北大学、金沢大学、広島大学、九州大学など既設キャンパスを統廃合し大規模キャンパスを形成した場合、東京工業大学、東京大学、筑波大学、京都大学など新たな教育研究体制に適應することを目的としキャンパスを創造したことがある。これら 8 大学におけるキャンパス整備は、これまで行われた国立大学のキャンパス整備でもとりわけ大規模なものであり、今後のキャンパス整備を考えるうえで不可避な事例である。その整備内容は、量・質の両面から本報告書第 3 章以降で詳細に検討するが、本章では、空間構成を検討する前提として、各キャンパスの形成された経緯・背景を整理することとする。

本章の教育制度に関する歴史的事項に関する記述は、特に注記しない限り、文部省編集『学制百年史』(1972 年)・『学制百二十年史』(1992 年)、国立教育研究所『日本近代教育百年史』6 巻(国立教育研究所 1974 年)、『日本の学校建築』(菅野誠・佐藤譲著、文教ニュース社、1983 年)に拠る。

本稿の執筆に際し、篠塚脩氏(本調査研究顧問)より、文部省や大学キャンパス整備に関係する貴重な史料をご提供いただいた。同氏提供資料のうち、『キャンパス史資料(北原資料)』(私家版 2000 年 7 月)と、昭和 32 年度以降の「国立文教施設整備費概算要求説明書」を一部抄出した『移転統合基礎資料』は、とりわけ本報告でも重要な基礎資料として用いている。

『キャンパス史資料(北原資料)』(私家版 2000 年 7 月)は、1949 年に発足した新制大学(69 校に、商船大学と東京医科歯科大学を加えた 71 校)のうち、大学設置審議会第 9 特別委員会の決定した国立大学総合整備計画の答申を文部省の方針として事務次官から、各大学長あて通知(文施企第 309 号 昭和 26 年 6 月 2 日)した 41 大学(東京教育大学の閉校で計 40 大学)を中心に発足時の編成校等と発足後の移転統合経緯を各種資料(『昭和 24 年度及び同 54 年度全国大学一覧』文部省大学局大学課、昭和 41 年度実態調査 国立学校土地取得及び処分調査、各大学編纂の大学年史、国立学校施設実態調査票 昭和 54 年 5 月 1 日)で整理したものである。大学を単位として整理する内容は、1. 大学発足時の学部構成、2. 新制大学発足時の実態とその後の経緯、3. 昭和 24 年 5 月 31 日以降の移転統合経緯図解、4. 移転統合の経緯、5. 用地の取得・処分に関する事項である。

『移転統合基礎資料』は、昭和 32 年度、昭和 34 年度、昭和 36 年度、昭和 37 年度、昭和 39 年度、昭和 40 年度、昭和 41 年度、昭和 42 年度、計 8 カ年分の「国立文教施設整備費概算要求説明書」のうち、予算要求の背景や根拠となる新制大学成立以降における国立大学統廃合を中心とするキャンパス整備の経緯を記す箇所を抜粋したものである。各文書抜粋箇所には、各文書作成年における文部省の大学施設整備の方針が記されている。

表 1： 大学キャンパス整備に影響を与えた基本法令・重要事項年表

年月日	事項
1872.8	「学制」制定
1880.12.28	「帝国大学令」制定
1918.12.6	「大学令」制定
1946.3.31	「米国教育使節団報告書」発表
1947.3.31	「教育基本法」、「学校教育法」公布
1948.11	CIEが文部省に「新制国立大学設置に関する11原則」を提示
1949.5	「国立学校設置法」制定
1950.11	「大学設置審議会第九特別委員会」設置
1951.5	「国立大学総合整備計画」発表
1951.6	「国立大学施設最低基準」制定
1956.10.22	「大学設置基準」(文部省令)制定
1960	「国立学校施設整備暫定基準」制定
1974.6.20	「大学院設置基準」制定

2-1 新制国立大学の成立経緯

1945年8月から1952年4月までの間、日本は米国を中心とする連合国の占領下に置かれた。占領下における日本の教育制度改革は、連合国の民間情報教育局（CIE）が担当した（以下、大学キャンパス整備に影響を与えた重要事項の時間的経緯に関しては、適宜、表1の年表を参照のこと）。1946年3月、GHQの要請により、日本における教育の実態を調査し、その後の教育改革の具体的指針を提示するという目的のもと、教育専門家から構成される「アメリカ教育使節団」が来日し、その調査研究の成果を「アメリカ教育使節団報告書」（1946年3月31日）として発表している。同報告書では、戦前の日本における「高度に中央集権化された教育制度」の弊害が指摘され、教育の地方分権化の必要性が述べられている。高等教育に関しては、地方における高等教育の機会均等、4年制を主体とする大学制度、それに大学での教員養成が提唱されている。

1947年3月、国による教育関係の法整備がなされ、「教育基本法」と「学校教育法」が制定された。戦前の学校制度は、大学・専門学校・師範学校など複線型の進学系統をその特徴とするが、「学校教育法」の制定によって、複数の進学系統によって構成されていた旧制の高等教育諸機関は、6・3・3・4の単線型の進学系統に改められた。とりわけ全国に置かれていた官立の旧制高等教育機関は、府県を単位とする新制国立大学として統合された。文部省による新制国立大学の設置方針は、1948年6月に、「新制国立大学実施要綱」（いわゆる「国立大学設置に関する11原則」）によって示された。同要綱によって、国立大学は、人口が集中し、「大学高専（旧制大学と高等専門学校）」の多く置かれていた特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、県を領域的な単位として設立されることになった。

国立大学設置時における組織や設備に関しては、「差当り現在の学校の組織施設を基本として編成し逐年これが充実をはかる」（前掲「新制国立大学実施要綱」）とされ、帝国大学・官立単科大学・専門学校・師範学校といった多様な既存の官立学校の組織や施設を国立大学の組織として編成し、不足分を逐次整備することとなっている。

文部省は、設立当初の国立大学が不完全であることを認めたとうえで、なるべく総合大学

の形をとることが望ましいとしている。新制国立大学は、1949年6月から旧制高等教育機関を母体組織として発足した。旧制高等教育機関198校を新制国立大学70校、220団地（主要地区）として編成した。多くの国立大学では、同一県内で校地の分散が生じている。1952年には旧制高等教育機関を母体とする新制大学のほとんど（国立72校、公立34校、私立120校）が設置されている。

新制大学における教育課程は、戦前の専門的学問研究の特化への反省から、一般教養と、専門的学問研究を一体化し、一般教養課程と専門課程から構成された。戦前、教員養成は、各種師範学校（高等師範学校、師範学校、青年師範学校）で行われていたが、1947年11月の教育刷新委員会の建議に基づき、大学教育により行なうものされた。師範学校は、1943年の「師範教育令」改正に伴い、それ以前の府県設立の「中等程度の学校」から、官立「専門学校」に相当する高等教育機関と位置づけられるようになったが、戦時中のため施設は改善されず、更に学制改革を迎えたため、その施設は甚だ貧弱であったとされる。

国立大学の場合、各種師範学校を母体に教員養成を目的として、特別の地域（前述「新制国立大学実施要綱」）に単科大学である学芸大学が置かれ、府県を単位として設けられた総合大学には、学芸学部や教育学部が設けられた。表2は、新制国立大学に設けられた教員養成大学と学部に関し、「設置された大学・学部種類」、「母体となった旧制学校の種類」、「該当する新制大学名」を整理したものである。旧帝国大学を母体とする大学を除き（東北大学教育学部のみ宮城師範学校をその母体としている）、学芸大学、教育学部、学芸学部の場合、そのほとんどが、師範学校・青年師範学校を母体として成立している。戦前、府県を単位として、師範学校（男子部）、師範学校（女子部）、青年師範学校が置かれ、北海道、東京都、京都府、大阪府、福岡などには、第二師範学校（男子部）ほか多くの師範学校が置かれていた。各学校が独立した校地を有していたことが、これらの学校を編成した新制国立大学に設けられた教員養成学部のキャンパス分散の要因となった。ただし既述の通り旧帝国大学に設けられた教育学部の場合、東北大学を除き母体校を持たず新設され、また高等師範学校の場合、師範学校・青年師範学校とは統合されず、教育大学、教育学部などとなっている場合も多い。いずれの大学・学部でも教員養成や教育学の教授を目的としているが、1948年12月16日に、文部省から学芸学部、文理学部、教育学部を含む新制大学事務局に宛てて出された「教員養成を主とする大学の学科及び講座組織について」と題する文書に、学芸大学、学芸学部、教育学部、これらに加えて旧制高等学校を母体として設立された文理学部で扱われる学問分野の関係性が示されている。同文書によると、教育学部は教職教養を、学芸大学、学芸学部は、人文、社会、自然の諸科学について一般教育及び専門教育と、教職教養を担当する。文理学部は、専門教育に加えて教育学部の教職教養を担当することが定められている。

以上、戦後の学校制度において、戦前における複線型の進学系統は統合され、6・3・3・4の単線型進学系統に改められた。戦前の大学は首都圏、京阪神といった大都市に集中して配されていたが、新制国立大学では、地方における高等教育の機会均等、大学での教員養成、一般教養の重視という方針に基づき、戦前に異なる性格を有していた官立旧制高等教育機関を、府県を単位とする新制国立大学の各学部として編成することにより成立した。とりわけ、戦後、新たに設けられることになった教員養成系学部（教育学部、学芸学部）の場合、師範学校、青年師範学校といった多くの母体校を統合することにより成立した。

表2 新制国立大学における教員養成大学・学部と母体校の対応状況一覧

設置された大学・学部種類	母体となった旧制学校の種類	該当する新制大学名	備考
学芸大学	師範学校、青年師範学校	北海道、東京、愛知、京都、大阪、奈良、福岡	「特別の地域」(1948年6月「新制国立大学実施要綱」)に所在
学芸学部	師範学校、青年師範学校	岩手、秋田、福島、宇都宮、群馬、千葉(のち、文理学部と教育学部になる)、横浜国立、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、和歌山、鳥取、徳島、香川、長崎、大分、宮崎	
教育学部	新設	北海道(新設)、東京(文学部教育学科・講座)、京都(文学部教育学科・講座)、名古屋、九州(文学部教育学科・講座)	いずれも旧帝国大学
	文理大学、高等師範学校	東京教育	
	文理大学、高等師範学校、師範学校、青年師範学校	広島	
	高等師範学校、師範学校、青年師範学校	金沢	
	女子高等師範学校	お茶の水女子、奈良女子	
	師範学校、青年師範学校	東北、弘前、山形、茨城、埼玉、新潟、富山、信州、静岡、神戸、島根、岡山、山口、愛媛、高知、佐賀、熊本、鹿児島	

凡例 本表は、『日本近代教育百年史』6巻(国立教育研究所1974年)565頁～569頁、『キャンパス史資料(北原資料)』(私家版 2000年7月)に基づき作成した。

2-2 大学基準内容とその史的変遷

2-2-1 大学基準制定の経緯

新制大学の発足時、大学の設置認可の審査基準として、大学基準協会が定めた「大学基準」を用いている。同基準の内容を継承するかたちで、1956年10月22日、大学設置認可の基準としての「大学設置基準」(「文部省令第28号」 現行条文に規定される校地・校舎の基準に関しては表5参照)が法令化された。1956年に定められた「大学設置基準」附則備考5によると、「この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及びこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる」と記される。1947年以降「大学設置基準」制定以前に設立された新制大学は、法令としての設置基準に依らずに設置されていることを確認出来る。『大学設置の手びき』(大学設置問題研究会 第一法規出版 1964年)によると、校地や校舎の基準は、戦前と戦後における大学設置の経験に基づくものとされている。これに加えて、文部省から全国の大学あてに出された通知「文部事務次官から各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長あて通知」(文高大第239号 1985年9月4日)によると、「大学設置基準」は、基準制定時における大学の実態と、それまでの大学設置認可に用いられていた内規、それに大学設置の経験に基づき定められたとされる。前掲『大学設置の手びき』の序文によると、大学設置申請に対する審査が、法令に示されていない慣行や判例を踏まえて行われていたことが記されており、新制大学の大学設置認

可が、諸基準に加えて、慣行・判例を総合的に判断されたものであったことを確認出来る。

2-2-2 「大学設置基準」の改正経緯とその内容

「大学設置基準」は、1956年の制定以来、29回の改正を経て現行法に至っている。そのうち、校地と校舎に関する規定は、1984年と2001年、それに2003年に大きな変更が行われている。

2-2-2-1 校地に関する事項（校地基準面積の変遷に関しては表6参照）

校地に関しては、「大学設置基準」制定時、暫定的な値として、その面積が校舎延べ面積の6倍以上と定められた。昭和30年代半ばから昭和40年代初めになると、進学率の上昇と、第一次ベビーブームによる18歳人口の急増に伴う大学の量的需要の拡大が生じた。このような状況に対応し、大都市を中心に、一定限度の校地不足があっても、その改善を条件に大学設立が認可されている。「学校法人設立等認可基準」(1955年11月16日文部大臣裁定1964年4月14日改正)によると、18才人口が急増する1964年から、ピークを過ぎる1967年まで、首都圏と関西圏、それに全国の主要都市において、基準校地面積の30%あるいは20%の校地不足が認められている。1976年の「私学振興助成法」施行に伴い、学科増と定員増はそれまでの届出次項から認可事項に改められた。この制度移行に伴う措置として、昭和51年度に限り都市部において50%までの校地不足はその改善を条件に届け出を受理するという運用がなされた。

その後、1984年に校地面積を校舎面積の3倍とする基準緩和が行われた。これは「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」によると、多様な大学の在り方に柔軟に対応し大学教育の改善充実のための措置とされる。また、校地面積の基準緩和措置の根拠として、校地の保有状況や校舎の建築実態など、1956年の「大学設置基準」制定当時の判断の基礎とされた事実とは異なる状況、都市や医学部・歯学部などの校地割引措置の運営経験に基づくものとされる。

2001年3月、高度情報化社会への対応や、社会人の生涯学習の場としての役割を大学が担うために、「大学設置基準」の研究・教育を行う場の立地に関する2つの規定が定められている。1つは、「大学設置基準」第25条第2項で定める「大学は文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる」とする規定である。あと1つは、2001年3月に「大学設置基準」第25条第4項で、「実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う」ことを目的とし、「授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる」と規定するものである。同基準の改正に伴い同年3月31日に出された文部科学省告示第43号によると、その立地は、「実務の経験を有する者などの利便及び教員等の移動に配慮」したものであるべきとされ、郊外に立地する大学の場合、社会人を対象とした研究教育の場を、都市部など利便性の高い立地に確保することが可能となっている。

2002年8月5日に出された中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」によると、「学生等の多様な活動」、「学校法人の資産確保」の面が

ら、校地の数量的基準の必要性と、校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定めること、それに基準面積の緩和が提案されている。同答申に基づき、2002年12月10日に「中央教育審議会大学分科会将来構想部会（第15回）」が開かれている。同部会では、「大学設置基準」のうち、校地面積基準に関し、「校地は学生の様々な活動を支えている面もあるので一定の数量的な基準を定めることにより、全体の緩和を図る」ものとされ、学生の活動を維持するための校地の数量的基準の必要性と、その緩和の重要性が指摘されている。校地面積基準の緩和に関しては、

1. 校地面積を学生1人当たりの面積として定める。学生1人当たりの面積は、現行基準の最も緩やかな基準をベースに定める。校地面積については、全学部共通とする。
2. 収容定員200人をベースに校地最低基礎面積を定め、それを超える収容人員の場合、学生1人当たりの面積を加算していく。

という2つの見直し案が提示されている。第1案では、学生定員1人に10㎡を、第2案では「基礎面積+6㎡」とする具体案が示されている。同部会の議事録では、前者を「最も基準の緩やかな所の基準自体」、後者を「基礎面積を何㎡か置いて、そこからの傾きをとり」、「200人と400人、400人と800人という場合の面積の傾きをとって、その傾きの中で一番緩やかな部分」と解説されている。いずれの案も校地面積の基準を緩和し、「最も緩やかな基準」にすることを意図しており、この「最も緩やか」とする基準は、「文科系で非常に規模の大きい、即ち1人当たりの面積の少ない所」の基準面積に基づき算出されたものとされる。以上の審議を受けて、2003年3月、校地面積基準を収容定員上の学生1人当たり10㎡（現行基準の最も緩やかな基準）とし、校舎面積ではなく学生の収容定員に基づく校地面積基準が規定されている。

2-2-2-2 校舎に関する事項

校舎に関する規定は、制定以来、変更された点は少ない。1956年の「大学設置基準」制定時、校舎面積に関しては、医学部と歯学部以外の各学部の入学定員に基づく基準校舎面積のみが示されていた。2003年には、医学部と歯学部以外の学部の基準校舎面積の算出方法が明示され、同時に、「医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積」の一覧が加えられている。

「医学、歯学」に関する「設備の基準並びに附属施設の基準」については、同基準制定時に「別に定める」とされた。両学部の基準に関しては、1975年12月、収容定員ごとの基準面積が、校舎と付属病院に分けて示されている。

いずれの学部の校舎基準面積も、制定時に、暫定的とされたが、その面積基準は大きく修正されることなく現在まで継承されている。

以上、校地に関しては、社会状況の変化に対応した、基準面積の緩和や、大学運営の多様化への配慮がなされているが、主要団地の立地や環境に関する規定に関する変更はなされていない。一方、校舎に係る基準は、大きな改正を加えることなく現在に至っている。

2-2-3 各大学基準に示される校地・校舎に関する規定

1956年に文部省令としての「大学設置基準」が制定される以前の大学設置認可の基準は、大学基準協会による「大学基準」と、大学設置審議会による大学設置審査のための内規によって対応された。大学基準協会による「大学基準」(1947年)には、学部単位で詳細に基準を規定した「分科教育基準」(大学基準協会専門教育研究委員会)が存在する。「分科教育基準」本文中の注記には、「この分科教育基準は、特に必要の無い限り「大学基準」で制定している部分を省いているから、必ず「大学基準」を参照すること」とある。すなわち、「分科教育基準」が、「大学基準」の内容を補完するものであることが知られる。大学基準のうち数量的な規定は、1950年に第9特別委員会が校舎に関する基準を定めた「国立大学施設最低基準」が初見である。同基準は、その後の大学基準の数量規定の基礎になったものと考えられる。同基準は新制国立大学成立後のキャンパス統廃合を中心とした整備に用いられた基準であり、戦後国立大学キャンパス整備における施設整備の基本方針であることから、「2-3-2-2 施設に関する整備方針」で別途詳細に検討する。

また、大学設置審議会が定めた「大学設置審査内規」(1955年11月)には、校地校舎に関する詳細な基準が規定される。とりわけ、学部別の校舎の基準面積に関しては、基準面積算出の内訳や方法も含めた記述がなされている。「大学設置審査内規」と同様の性格を有し現在公刊されている内規としては、「大学設置審議会内規(大学設置認可審査に当たっての申し合わせ)」(大学設置審議会)がある。同内規は、1983年から1987年時点で、大学設置審議会が大学設置審査に用いていた「各学部共通の規定」と、「特定学部に関する規定」から構成されている。校地と校舎に関する詳細な規定を含むものの、1955年の内規で記される校舎の基準面積に係る規定は示されていない。「大学基準」で定められた基準の条文は、ほぼそのままの内容で「大学設置基準」(1956年)に採用されている。「大学設置基準」を運用するに際して文部省が作成した「大学設置基準の解説」(文部省大学学術局)総則によると、大学基準協会「大学基準」と、文部省令「大学設置基準」の関係について、「大学設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準を定めたもの大学基準協会が制定した大学のあるべき姿としての大学基準とはその目的を異にしている」とし、両基準の役割の差異を明確にしている。「大学設置基準」に対応し、1958年と1960年には、学部別(法学、経済、文学、理学、工学、農学、薬学)の設置基準を規定する「学部設置基準要項」が大学基準等研究協議会によって作成されている。同要項では、当該学部の校地と校舎に関する詳細な基準が規定され、各学部が必要とする諸室の構成と基準面積が示されている。

以上、大学基準協会による「大学基準」と、その内容を補完する「分科教育基準」以降、それらの内容を継承し法令化した「大学設置基準」と、その内容を補完する「大学設置審査内規」や「学部設置基準要項」、それに「大学設置審議会内規(大学設置認可審査に当たっての申し合わせ)」が、戦後の大学基準として定められた。いずれの基準も、文部省や大学設置審議会による新制大学の設置認可を行うための基準として用いられており、「大学設置基準」のみ法令(文部省令)である。戦後の大学基準を考える上で最も基本的な内容を含んでいるといえる。各基準のうち、校地と校舎に関する規定を抽出すると表3と表4の通りとなる。表4の校舎や諸室の構成とその分類に関しては、「大学設置基準」(現行法)36条と、「大学設置審査内規」の「大学校舎基準算定基礎資料」を参考に設定した。

以下、表 3 と表 4、それに各基準内容に抛り、各大学基準に示される校地と校舎に関する基準内容を制定年順に捉えることとする。

表 3 各基準における校地に関する規定一覧

基準名	制定機関	校地の構成・環境に関する規定	面積の数的な規定	面積の割引措置に関する規定	敷地間距離に関する規定	運動場の立地に関する規定	その他
大学基準	大学基準協会	文教に相応しい環境 校舎敷地の外に適當の空地、授業外において 休息運動可能な敷地の必要性 大都市への、大学の新設不可。 大学所在地の違いによって生まれる差異、大学の 伝統特色を生かす。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
大学設置基準	文部省	教育にふさわしい環境、休息その他に利用する のに適當な空地の必要性を規定	規定なし	規定なし	規定なし	原則として校舎 と同一の敷地内 又はその隣接地 に設けることを 既定	規定なし
大学設置審査内規	大学設置 審議会	校舎等の建物敷地、運動場、その他教授研究 上、必要な土地 教育上、研究上の観点から適當な位置に立地す べき	校舎延坪数 6倍と規定	規定なし	規定なし	規定なし	環境、校地内の 用水への配慮を 規定
学部設置基準要項	大学基準 協会評議 委員会など	規定なし	校舎延坪数 6倍と規定	複数学部設置 時、都市立地大 学が郊外に、学 部を設置する場 合の規定	規定なし	都市に立地する 大学の郊外にお ける運動場の設 置などを規定	規定なし
申し合せ(共通)	大学設置 審議会	規定なし	規定なし	複数学部設置 時、一般教育と 専門教育の為の 敷地、都市立地 大学が郊外に、 学部を設置する 場合の規定	複数学部設置 時、一般教育と 専門教育の為の 敷地に関する規 定	面積に関する規 定	附属施設用地、 山林、畑地等の 扱いに関する規 定

表4 各基準における校舎に関する規定一覧

基準名	制定機関	校舎						管理部	図書館		体育館	講堂	医療室	附属施設	寄宿舎	複数学部設置時の面積割引措置	女子学生への配慮		
		校舎面積の基準		諸室構成の基準		授業使用室			研究執務室	その他専用室								備考	
			定量規定の有無			講義室	演習室		実験・実習室										
大学基準	大学基準協会	定量的な面積規定なし	無	学部学科の種類・学生数と組織規模に応じたもの。	記述あり(教室)		記述あり	専門分野ごとの図書館設置を規定	総長室、学長室、会議室、事務室等の設置を規定	記述あり	採光換気十分な学生閲覧室、相当数の空席	記述あり	記述あり	農場 研究所 附属病院 の設置を規定	記述あり	記述なし	記述なし		
分科教育基準	大学基準協会	医学・歯学・学問分野別の1学年定員の規模に基づき校舎面積基準を規定	一部の学部単位であり	学問分野に固有の室種類と数が規定される。	獣医学・医学・衛生看護学：構造に関する記述を伴う。	記述なし	記述あり	記述なし	記述なし	学生閲覧室、書庫、館長室、事務室等の設置を規定	学生数、教員数に応じた適当な規模。機能を十分に発揮出来る適切な位置に配置すべき。	記述なし	記述なし	体育学運動施設 薬学：薬用標本園 獣医学：家畜病院。 医学：衛生看護学：病院 歯学：医院 の設置を規定	衛生看護学のみ設置を規定	記述なし	記述なし		
国立大学施設最低基準	第9特別委員会	専門分野と一般教養の入学定員に対応する基礎面積に、学生1人当たり必要な面積を加え校舎面積の基準を算出	室単位であり	記述なし	記述あり	記述なし	記述あり	記述なし	記述あり	閲覧室、書庫の設置を規定	記述なし	記述あり	記述なし	農場施設の設置を規定	記述なし	記述なし	記述なし		
大学設置基準	文部省	組織と規模に基づき	学部単位であり	学科、課程に応じ、必要な種類と数を備える。	記述あり		記述あり	学生自習室・学生控室の設置を規定	学長室・会議室・事務室の設置を規定	記述あり	閲覧室には、収容定員の100分の5以上の座席を備える	記述あり	記述あり	記述あり	記述あり	各学部・学科単位に必要な施設の設置を規定	記述あり	記述なし	記述なし
大学設置審査内規	大学設置審議会	組織と規模に基づき	室単位であり	学問分野に固有の諸室が詳細に規定される。	一般教育・専門教育に必要な諸室を規定	一般教育・専門教育に必要な諸室を規定	学生自習室・学生控室の設置を規定	学長室・会議室・事務室の設置を規定	書庫・閲覧室・事務室の設置を規定	学生閲覧室には、少なくとも学生総数の5%の座席を準備する	記述あり	記述あり	医療室	記述あり	記述あり	各学部・学科の種類に応じた施設の設置を規定	記述あり	記述あり	記述なし
学部設置基準要項(医学部以外)	大学基準協会評議会など	各学問分野と入学定員に対応する基礎面積に、学生1人当たり必要な面積を加え校舎面積の基準を算出	室単位であり	学問分野(経済、工学、薬学、医学、歯学)に固有の諸室が詳細に規定される。	一般教育・専門教育に必要な諸室(医学、歯学、衛生看護学に関しては一般教育を含まない)を規定	一般教育・専門教育に必要な諸室を規定	記述なし	学長室・応接室・事務室、会議室の設置を規定	書庫・閲覧室・事務室の設置を規定	記述なし	記述あり	記述あり	記述なし	大学の規模に応じた各学部・学科単位に必要な施設の設置を規定	記述あり	記述あり(法学)	記述あり(法学、経済、文学、理学、工学)		

表 5-1 現行「大学設置基準」条文に規定される校地・校舎の基準（本文）

章・条	内容
第8章 校地、校舎等の施設及び設備	
校地(第34条)	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。
運動場(第35条)	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
校舎等施設(第36条)	大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。
校地及び校舎の面積(第37条)	校地及び校舎の面積については、別に定める。
図書等の資料及び図書館(第38条)	大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。
附属施設(第39条)	次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

表 5-2 現行「大学設置基準」条文に規定される校地・校舎の基準

(別表第3イ「医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積」)

学部の種類	収容定員	200人までの場合の面積(m ²)	400人までの場合の面積(m ²)	800人までの場合の面積(m ²)	801人以上の場合の面積(m ²)
文学関係 教育学・保育学関係		2,644	(収容定員 - 200) × 661 ÷ 200 + 2,644	(収容定員 - 400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305	(収容定員 - 800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958
1人当りの追加面積			3.305	4.1325	3.305
音楽関係		3,438	(収容定員 - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員 - 400) × 2,975 ÷ 400 + 4,297	(収容定員 - 800) × 2,975 ÷ 400 + 7,272
1人当りの追加面積			4.295	7.4375	7.4375
体育関係		3,438	(収容定員 - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員 - 400) × 1,983 ÷ 400 + 4,297	(収容定員 - 800) × 1,983 ÷ 400 + 6,280
1人当りの追加面積			4.295	4.9575	4.9575
美術関係		3,834	(収容定員 - 200) × 959 ÷ 200 + 3,834	(収容定員 - 400) × 3,140 ÷ 400 + 4,793	(収容定員 - 800) × 3,140 ÷ 400 + 7,933
1人当りの追加面積			4.795	7.85	7.85
保健衛生学関係(看護学関係)		3,966	(収容定員 - 200) × 992 ÷ 200 + 3,966	(収容定員 - 400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958	(収容定員 - 800) × 1,984 ÷ 400 + 6,942
1人当りの追加面積			4.96	4.96	4.96
理学関係 薬学関係		4,628	(収容定員 - 200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(収容定員 - 400) × 3,140 ÷ 400 + 5,785	(収容定員 - 800) × 3,140 ÷ 400 + 8,925
1人当りの追加面積			5.785	7.85	7.85
農学関係 獣医学関係		5,024	(収容定員 - 200) × 1,256 ÷ 200 + 5,024	(収容定員 - 400) × 4,629 ÷ 400 + 6,280	(収容定員 - 800) × 4,629 ÷ 400 + 10,909
1人当りの追加面積			6.28	11.5725	11.5725
工学関係		5,289	(収容定員 - 200) × 1,322 ÷ 200 + 5,289	(収容定員 - 400) × 4,628 ÷ 400 + 6,611	(収容定員 - 800) × 4,628 ÷ 400 + 11,239
1人当りの追加面積			6.61	11.57	11.57

備考

- この表に掲げる面積には、第36条第5項の施設及び第39条の附属施設の面積は含まない(口及びハの表において同じ。)
- 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ。)
- 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数によりこの表に定める面積とする(ハの表において同じ。)
- 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ることができる(ハの表において同じ。)
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

表 5-3 現行「大学設置基準」条文に規定される校地・校舎の基準

(別表第3口「医学又は歯学に関する学部に係る基準校舎面積」)

学部の種類	区分	収容定員	収容定員360人までの場合の面積(m ²)	収容定員480人までの場合の面積(m ²)	収容定員600人までの場合の面積(m ²)	収容定員720人までの場合の面積(m ²)	収容定員840人までの場合の面積(m ²)	収容定員960人までの場合の面積(m ²)
医学関係	校舎		12650	14300	16750	18250		
	1人当りの追加面積			13.75	20.42	12.5		
	附属病院		28050	31100	33100	35100		
歯学関係	校舎		8850	9600	10350	11200	11950	13100
	1人当りの追加面積			6.25	6.25	7.08	6.25	9.58
	附属病院		5700	5800	5900	6000	6100	6200

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める面積の合計とする。

表 6 校地基準面積変遷一覧

年代	規定内容	基準名
1951年～	校舎坪数の5倍以上の面積	「学校法人等設立認可内規」
1955年～	校舎坪数の5倍以上の面積	「大学設置審査内規」
1956年～	校舎面積の6倍以上の面積	「大学設置基準」
1984年～	校舎面積の3倍以上の面積	「大学設置基準」
2003年～	収容定員上の学生1人当たり10m ² として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。	「大学設置基準」

2-2-3-1 「大学基準」(大学基準協会)の場合

校地に関しては、「文教に相応しい環境」を備え、授業・休息・運動を行うことを目的とした校舎敷地と空地から構成されるものとされる。校地面積に関する定量的な規定はなく、前記目的を可能とする「なるべく広きをよしとする」とする。農学部では「演習地」の付設を規定している。その立地に関しては、同基準備考に、大都市への大学新設の抑制方針が定められている。また、地域性(大学所在地の違い)、大学の伝統・特色への配慮の必要性が記されている。

一方、校舎に関しては、学部・学科の種類、学生数に対応するものとし、教授・研究・衛生上の必要性を考慮した諸室の一覧が掲げられる。医学部のみ、校舎に関する特別の規定がなされる。校舎面積に関する定量規定は示されない。

2-2-3-2 「分科教育基準」(大学基準協会)の場合

「大学基準」に定められる校地・校舎に関する「最低基準」(医学、歯学、衛生看護学、図書館学の場合)や「一般的標準」(芸術学、獣医学、薬学)を、学部単位(医学、歯学、衛生看護学、芸術学、獣医学、薬学、体育学、図書館学)で規定している。

各学部の学問内容と「収容定員」に基づく、教室(講義室)、実験実習室、教官研究室といった諸室の面積(芸術学、獣医学を除く)と、それらを積算した「建坪延」(校舎面積)が示される。獣医学と体育学に関しては、両分野に必要な実験、実習室等の種類が具体的

に示されている。体育学では、各種運動を行うために必要な運動施設が示される。また、医学と衛生看護学(歯学)に関しては、校舎を構成する諸室と附属病院(歯学の場合医院、獣医学の場合家畜病院)から構成されるものとされる。附属病院に関しては、「附属病院の外来並入院患者は原則として総て学生の教育に利用されるものとする」、「学生定員数に従い次ぎの病床数を持ち」と規定される。すなわち、附属病院は、学生の教育施設としての役割を担い、学生数に基づく規模が想定されるべきとされる。歯学分野の医院は、学生定員と、外来患者の1日平均人数に対応する規模が想定される。その他、図書館に関しては、配置面で他の施設への配慮がなされる。図書館に必要な閲覧室、目録室、書庫といった諸室は、学生数や教員数に応じるものとされる。

2-2-3-3 「大学設置基準」(文部省 1951年制定時)の場合

校地に関しては、「教育にふさわしい環境」や「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」を備えるべきとされる。校地の面積は、暫定的な規定とされ、校舎延べ面積の6倍以上と定められる。ただし、特別の事情により、この面積が得られない場合、面積の一部を減じることが出来るとする。校地のうち、運動場は、「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設ける」と定められる。

一方、校舎に関しては、諸室の一覧が示される。その内訳は、教職員が使用する「管理部門用途」の学長室・会議室・事務室、授業や研究に供される「校舎用途」のための研究室や教室(講義室・演習室・実験・実習室等)、保健管理のための医務室、図書館、その他の専用室(学生自習室、学生控室)から構成される。そのうち、研究室は専任の教員に対しては必ず備えるもの、教室は学科又は課程に応じて必要な種類と数を備えるものとされる。さらに、附属施設として、各学部・学科の教育に必要な施設の一覧が掲げられる。校舎面積に関しては、暫定値として、先に述べた校舎を構成する各室を積算し、学部と入学定員の規模ごとに示されている。

2-2-3-4 「大学設置審査内規」(大学設置審議会)の場合

校地の基準面積は、特別の事情を除き校舎延べ面積の6倍と定められる。また、その環境や用水への配慮がなされている。

校舎に関しては、組織(学部)とその規模に応じた施設を備えるべきとし、付表として「大学校舎基準坪数算出表」と「大学校舎基準坪数算定基礎資料」が掲げられる。「大学校舎基準坪数算出表」は、学部と定員を基準に「校舎基準坪数(面積)」を算出するための方法と、2学部(学科)以上を置く場合の加算基準面積が示される。また、「大学校舎基準坪数算定基礎資料」では、学部と定員を基準に、一般教育、専門教育、図書館、管理部、その他の用途別に必要な諸室とその面積が掲げられ、校舎基準面積の積算内訳が示されている。

2-2-3-5 「学部設置基準要項」(大学基準等研究協議会)の場合

「学部設置基準要項」では、法学、経済、文学、理学、工学、農学、薬学に関する学部における「最低の面積」としての校地・校舎の基準が示される。

校地に関する規定は、農学部を除く各学部で共通する。校舎面積に基づく校地の基準面積を示すとともに、複数の学部を有する場合と、校地が都市に立地する場合における、面積の割引措置が定められる。校地が都市に立地する場合や、運動場の立地に関しても規定されている。

一方、校舎に関する規定は、各学部で共通する部分が多い。校舎は、「一般教育関係」「専門教育関係」「図書館」「管理部」「その他」の諸室から構成されるものとされる。理学部と工学部(学科別)、農学部、薬学部に関しては、実習生の定員を想定し、附属施設に必要な諸施設を規定している。また、工学部と薬学部に関しては、実験、実習室等の種類を具体的に示している。教室(講義室)、実験実習室、教官研究室に関しては、学部ごとの「学生入学定員」に基づく諸室の面積と、それらを積算した校舎面積が示されている。複数学部を置く場合や、一般教育関係での学部間共同使用時、それに一般教育と専門教育が用いる諸室を「相互に融通」、「共用」することを定めるなど、諸室の効率的な利用が配慮されている。また、女子学生受け入れ時における施設の配慮も定められている。

2-2-3-6 「大学設置審議会内規」(大学設置審議会)の場合

既述の通り、「大学設置審議会内規」(表3では「申し合せ」と表記)は、「各学部共通」と「特定学部及び特定学部の学科についての申し合せ」に関するものに分かれている。校地・校舎に関しては、「各学部共通」の内規で定められている。

校地に関しては、団地(間)の立地や面積、運動場、それに一般教育と専門教育の校舎敷地に関する詳細な規定がなされる。一般教育と専門教育を行う場の関係は、教育研究上の支障がなければ、相互間の距離は1時間以上でもよいとする。また、授業を円滑に行うため、一般教育を行う場と運動場が分散する場合、その距離を通常の方法で片道1時間以内と定める。さらに、一般教育と専門教育を行う場の校舎面積は、両者を合算したものが基準面積以上あればよしとし、極端な校舎面積の偏在を避けるべきとする。一方、団地内で校舎敷地が分断されている場合、校舎敷地の効率性を確保するために、各敷地は徒歩で10分以内の距離であるべきとしている。また、学部が別団地に分散する場合には、団地単位で基準面積を確保すべきとし、遠距離である場合には、団地単位における「施設設備」や「教員組織」の整備を定める。なお、同内規では、校舎に関する規定はなく、校地面積に関する定量的な規定も示されない。

以上、校地のうち、面積や環境、それに立地に関する規定は、各基準とも限られた内容に留まっている。とりわけ、法令である「大学設置基準」においてその傾向が顕著であり、法令外の諸基準の方が校地に関する規定を詳細に含む傾向が強い。

一方、校舎の基準面積に関しては、法令、法令外の基準ともに、学問分野別のカリキュラムと学生数を想定し、必要な諸室の面積が積算されるなど、その内容は詳細かつ具体的である。

以上、戦後、新制大学の校地と校舎は、各種の大学基準によって規定された。その規定内容を検討すると、戦後、新制大学の空間整備のうち、

1.校舎に関しては、法令化された大学設置基準によって

2.校地に関しては、法令化せず、大学設置審議会第9特別委員会による諸政策、文部省内規、大学設置審議会内規など法令外による対応が図られる傾向が強い。

すなわち、戦後、新制大学の空間整備は、法令で規定する校舎に関する項目と、法令で定めない校地に関する項目とに2分化する傾向をその特質として指摘することが出来る。

新制大学は、大学基準協会の定めた「大学基準」に基づき設置されたが、法令である「大学設置基準」の制定は、多くの新制大学の設立が完了した後である。「大学設置基準」が定められる以前に成立した新制大学の設置認可は、各大学の実情を考慮した個別性の高いものであった。実際の新制大学の基本的形態が形成された過程を、各大学の校地と校舎の整備過程から具体的に検討し、その特質を明らかにしておくことは今後の大学空間のありかたを捉えるうえで重要であるといえる。

2-3 戦後新制国立大学におけるキャンパス整備の方針とその実態

2-3-1 国立大学成立時におけるキャンパス構成の実態とその問題点

既述の通り、戦後、学制改革に伴い、戦前の複線型進学系統が6・3・3・4制に一元化された。専門教育に偏りすぎていた戦前への批判から一般教養課程が設けられ、加えて、戦前の師範教育への批判から大学における教員養成が戦後の新たな教育制度として採用された。戦後の高等教育において大きな役割を果たした新制国立大学は、戦前に異なる性格を有していた帝国大学、官立単科大学、官立専門学校、各種師範学校を統廃合することによって成立した。新制大学成立時に文部省学術局大学課によって作成された「昭和24年度全国大学一覧」には、新制大学設立時における各大学の編成校・各学部等の所在地が記され、各学部と編成校の立地は一致している。設立時の新制国立大学が、制度上、異なる性格を有した旧制高等教育機関を府県を単位として組織編成しただけで、その施設・設備は継承されていることを確認出来る。既述の通り、新制国立大学の編成時、旧制高等教育機関198校を新制国立大学70校、220団地（主要地区）として編成しており、そのキャンパス数は、編成された母体校のキャンパス数にほぼ一致しているものと捉えることが出来る。その結果として、多くの国立大学では、同一県内で校地の分散が生じている。

『日本の学校建築』によると、大学関係者にとって、国立大学の設立当初から、その施設を改善し、教育・研究に支障なく、新大学にふさわしくすることが課題であったとされ、その施設内容が不十分であったことが指摘されている。既述の通り、とりわけ、戦前の教員養成学校（各種師範学校）の施設は、「甚だ劣弱」であり、新制大学における教員養成大学施設の充実が新制大学施設整備の重要項目であった。

国立大学のなかには、地方的な事情により大学としての総合計画を立案することができなかったものも存在した。このような状況に対応し、1950年11月、文部省は、各大学が自主的に総合計画を策定出来るよう、大学設置審議会に、国立大学の代表者と大蔵省、それに文部省の代表者から構成される第9特別委員会を設けた。同委員会は、戦後の国立大学における校舎と校地の具体的な整備方針を最も早く定めている。

そのうち校舎に関しては、「国立大学施設最低基準」を定めている。

一方、同委員会は、全国の国立大学を、校地・校舎の問題の大きさに応じ、「A大学（比較的問題のないもの）、B大学（中程度に問題のあるもの）、C大学（多いに問題のあるもの）」の3段階に分けた。A大学は計25校あり、「旧制総合大学、専科大学を母体組織とする大学」を主とすると記している。またB大学は19校あり、「施設総合整備的に中位の状態にある大学」を主とするとしている。さらにC大学は27校あり、「施設総合整備的観点からするならば最も問題多くしかも研究を要する大学」とされる。文部省によって示された、各分類に含まれる大学の数を、新制大学に編成された母体校の種類で集計すると表7の通りとなる。既に述べた通り、同文書中、母体となった教育機関の差異が、国立大学の校地や校舎の整備状況に影響を与えているとされるが、表7からは、母体校の差異と校地・校舎の整備状況の関連性を明確に示し得ない。また、各分類に含まれる大学の母体校数を一覧にしたものが表8である。表8からは、編成された母体校の種類が多いほど、校地の整備状況に問題の多い傾向があることを指摘出来る。

表7 第9特別委員会によって示される問題別の校地分類と母体校種類

主な母体校 分類	帝国大学を中心に 編成された大学	単科大学を中心に 編成された大学	その他の旧制学校を 編成した大学	計
A大学	2	3	20	25
B大学	2	2	15	19
C大学	3	6	18	27

凡例： 表中の数値の単位は「校」である。また、「分類」は、『日本の学校建築』（菅野誠・佐藤謙著，文教ニュース社，1983年）952～960頁所収「新制国立大学実施要綱」に示される各大学の分類に拠る。

表8 第9特別委員会によって示される問題別の校地分類と母体校数

母体校数 分類	1	2	3	4	5	6	7	計
A大学	12	5	5	2	1	0	0	25
B大学	1	4	8	2	3	1	0	19
C大学	0	1	8	6	7	4	1	27

凡例： 表中の数値の単位は「校」である。また、本表の作成には、は前掲「新制国立大学実施要綱」を用いている。ただし、「母体校数」は、「国立学校設置法」（『現代日本教育制度史料』現代日本教育制度史料編集委員会編 東京法令出版，1984年）所収文書番号93）に拠るものである。

2-3-2 国立大学キャンパスの整備方針

2-3-2-1 校地に関する整備方針

既述した国立大学の実態を踏まえ、第9特別委員会は、国立大学における校地・校舎整備の基本的指針として「国立大学整備計画要綱（5原則）」を策定している。

同要綱に記載される整備の全体方針を引用すると以下の通りである。

- ・国立新制大学は、その大部分のものが旧制大学および旧制高等専門学校の施設を利用して一大学を形成しているが、これらの大学が単なる旧制学校の寄り合い世帯であってはならない。
- ・新制大学として新しい見地から合理的な姿に統合整備されなければならない。
- ・整備はそれぞれの学校の実情に即してなされなければならない。

国立大学の整備方針が、現状を踏まえつつも、キャンパス整備を通して、異なる歴史や性格を有する多様な高等教育機関の集合体から、新たな総合大学としての組織的統合を目指すものであったことを確認することが出来る。

同要綱には、以上の方針を具体化し、国立大学のキャンパス整備における5原則が掲げられている。その内容は表9の通りである。

表9 「国立大学整備計画要綱（5原則）」に記される大学空間の整備方針

条項	内容
1	国立大学の教育、研究、管理に必要な基本的施設は同一場所にあることが理想である。
2	1 1が困難な場合には、少なくとも共通の講座を持つことの多い学部、部門の施設は同一場所または相互に近接していることが望ましい。
3	他学部、他部門との共通の講座を持つことの少ない学部、部門はその施設を移すのに巨額の経費を要する場合は分離していることも止むを得ない。
4	合理的な総合整備計画が樹立されるためには、次の諸点が検討される必要がある。
	A 学部、学科、付属施設などの整理統合
	B 養成学生数の合理化
5	その他次の諸点が考慮される必要がある。
	A 附近の教育施設等との交換を考慮する。
	B 一校への学生数の過小または過大収容の防止
	このうち、2の学部、部門が集中することの利点として、
	A 教育上の不均衡がさげられる。
	B 事務管理上、運営の円滑、経費の節約をはかることができる。
	C 施設および教員組織（特に一般教育において）の重複がさげられる。

校地・校舎の分散を解消することによる学校運営の合理化や、教育施設配置における国土計画への配慮など、戦後国立大学の校地・校舎の整備に関する基本的方針が掲げられている。同要綱は以上の原則に加えて、「各国立大学の整備計画を樹立するに当たって全部1カ所に集めることにすれば事項は簡単であるが非常に膨大な費用を要することになるので、各学部学科の性格等より考えて最小の費用で最大の効果をあげる方法を立案する必要がある」とし、キャンパス統合の必要性和同時に予算効率との関係が配慮されている。

戦後、新制大学の整備のうち、キャンパスの統合整備は、「最も眼目となるもの」（「昭和34年度概算要求書」）とされ、最も重要視されている。キャンパス分散の不利益とその整備方針に関しては、「昭和32年度国立文教施設整備費概算説明書」に詳しい。同書によると、第9特別委員会の出した施設整備の基本方針を更に明確に示している。

- 1 一般教育を集中し、一般教育の担当の関連のある学部を一カ所に統合する。
- 2 劣弱な分校は統合する。

すなわち、「一般教育」を行う場と、「劣弱な分校」（主に師範学校や青年師範学校を前身とする教員養成系学部の分校）といった、分散するキャンパスを統合整備するとするものである。

同文書では以上に加えて、

1. 学部の分散による、施設、設備、人員等の重複、評議会その他各種会議への招集旅費、事務上の連絡費等の不経済、教育研究上の不合理、不均衡
2. 一般教育の分散的实施や、教員養成関係学部の分校分散に伴う、施設、設備、教官等の重複配置のロス、教育上の不均衡

といったキャンパス分散による大学運営上の不利益が指摘され、さらに

「集中すべきものは集中し、離しておいてもさしつかえないものはできるだけスッキリした形で残すということが必要で、これらの基本方針がきまらなければ大学の施設整備に着手することはできない」

とし、施設整備の前提としてキャンパス配置計画の重要性が述べられる。

第9特別委員会は、1951年5月に、B大学やC大学を中心とする各国立大学の抱える校地・校舎の改善案として、「国立大学統合整備計画」を文部省に答申している。答申に基

づき、文部省次官通知が各大学に出されている。同通知に対する各大学の対応は、整備計画の発表の時期、方法、範囲などについて、大学長の判断に任せられている。「国立大学統合整備計画」で整理・統合、移転が必要とされた B・C 大学の校地の種類（一般教養・専門教育・分校などに分類）を一覧にすると表 10 の通りである。B 大学 19 校のうち 14 校、C 大学 27 校のすべてに関し問題とされる校地の種類が示されている。B 大学に含まれる「旧制総合大学」(帝国大学)などが、整備対象に含まれておらず、同じ分類に含まれる大学でも、整備状況の必要性の差異を確認できる。表中、各大学で整備の必要性を指摘された校地の種類に「 」印を付している。総体として、専門課程としての学部間、教養課程を行う校地、それに分校の整理・統合、移転の必要性を指摘される大学が多い。

以上、戦後の新制大学の多くは、母体となった戦前の高等教育機関の施設や組織の差異を継承し設置された。国立大学の場合、母体校の多様性に基づき、校地の分散と施設整備に関する問題を設立当初から抱えていた。このような問題に対応するために第 9 特別委員会が設けられ、施設整備に関する定量的な基準と、校地の整備方針が示された。

なお「昭和 37 年度概算要求書」によると、国立大学のキャンパス統合は、1950 年の大学設置審議会(第九特別委員会)による各大学の統合計画に基づき、「国立文教施設整備費」を用いて実施されたが、各大学のキャンパス統合整備の進捗状況は「遅々として進展しない」ことから、「国有財産特別措置法」で、国立学校の統合を「建築交換」により行うことが認められた。しかしながら、国会の議決を経ず「建築交換」は財政法の原則に反するという理由で、昭和 35 年度より国立学校の統合整備を行う際、現在使用している施設を財源として、それに見合う施設を統合予定地に整備する「特定財源施設整備費」を用いることになっている。

表 10 第九特別委員会によって問題点を指摘される大学と校地の種類

校地分類	大学名	母体となった組織数と種類							「国立大学統整合備計画」で整理・統合・移転が必要とされる校地の種類				
		組織数	帝国大学	単科大学	専門学校	師範学校			高等学校	公立大学	一般教養課程	専門課程	分校
						高等師範学校	師範学校	青年師範学校					
A	北海道	2											
	京都	2											
	一橋	1											
	東京工業	1											
	岡山	4											
	熊本	6											
	鳥取	5											
	室蘭工業	1											
	小樽商業	1											
	帯広畜産	1											
	東京外語	1											
	東京医科歯科	1											
	名古屋工業	2											
	九州工業	1											
	商船	2											
	岩手	4											
	和歌山	3											
	大分	3											
	宮崎	4											
	埼玉	3											
	佐賀	3											
	お茶の水	1											
	奈良女子	1											
	東京芸術	2											
	東京水産	1											
	電気通信	1											
	B	熊本	6										
東京教育		4											
弘前		5											
群馬		5											
東京農工		2											
京都工芸繊維		2											
大阪外語		1											
京都学芸		2											
秋田		3											
宇都宮		3											
山梨		3											
滋賀		3											
島根		3											
富山		5											
C	東北	5											
	名古屋	4											
	大阪	2											
	新潟	6											
	金沢	6											
	神戸	5											
	広島	7											
	長崎	5											
	千葉	5											
	信州	6											
	徳島	5											
	北海道学芸	4											
	東京学芸	4											
	愛知学芸	3											
	大阪学芸	2											
	福岡学芸	3											
	横浜	4											
	福島	3											
	三重	3											
	香川	3											
高知	3												
山形	4												
静岡	5												
山口	5												
鹿児島	6												
岐阜	3												
茨城	4												

2-3-2-2 施設に関する整備方針

第9特別委員会は、学校運営の効率化を行うために、新制国立大学のキャンパス統合を中心とする整備の必要性を指摘するとともに、キャンパス整備を推進するための施設の具体的整備方針、すなわち学部ごとに必要な施設面積（坪数）の最低限の基準「国立大学施設最低基準」を定めている。昭和36年度「国立文教施設整備費概算要求説明書」によると、同基準は、1960年まで用いられ、同年以降の国立大学のキャンパス整備に伴う施設整備の基準としては、「国立学校施設整備暫定基準（算定方法）」が用いられたとされる。両基準は、「国立大学総合整備計画」の指摘に従い、国立大学のキャンパスを整備する際に行われた施設整備の基準として用いられたものである。また、文部省が新大学制度の実施と関連して国立学校施設整備計画策定のために昭和24年度から毎年実施している国立学校建物の実態調査「学校基本調査」（「統計法」の指定統計 1948年5月17日総理庁告示第90号指定）の結果を判断するための基準であり、文部省部内で用いるために作成されたものである。同基準は、数次にわたり修正が加えられ現在に至っている。

「国立大学施設最低基準」

「移転統合資料」（私家版 篠塚氏提供ファイル）に含まれる「国立大学施設最低基準」（昭和26年6月2日作成 35年度まで使用）に、1977年の「岩崎氏談話」とする注記がなされている。その記述を引用すると下記の通りである。

1. 当基準は第9特（第九特別委員会 このカッコ内は原史料ではなく本報告筆者による注記である）が金沢大学、茨城大学の実態を平均して作成したものであること
2. 従って、根拠としては基準としての妥当性に欠けている（この基準は旧制専門学校の中位のレベル）

すなわち、国立大学施設整備の目指した最低基準が、予備実態調査に基づき定められた「旧制専門学校の中位のレベル」であったとされる。同注記に記される「旧制専門学校」とは、「金沢大学旧木立野キャンパス」（旧金沢工業専門学校）や「茨城大学日立キャンパス」（旧多賀工業専門学校）に該当するものと考えられる。地方における高等教育の機会均等を達成するため、府県を単位として総合大学である新制国立大学の設置を行ったが、その施設整備に求められたレベルは旧制専門学校中位レベルであり、総合大学である帝国大学ではなかった。すなわち、戦前からの総合大学である帝国大学とは格差を有することを前提とした基準であったと捉えうる。同基準内容は、表11の通りである。

同基準は、理科系学部（工学部、農学部、理学部、薬学部、医学部）、文科系学部、一般教養（教育）、教員養成系学部（学芸学部、教育学部）の学部別に、「適応学生数、学生1人当りの講義室坪数、実験研究室、農場施設、管理部、図書館（学生1人当りの閲覧室坪数、書庫）、学生1人当りの講堂・体育館・厚生福利施設坪数、廊下その他の割合」が示される。また、同基準の「備考」（凡例）には、

講堂、体育館、厚生施設等については同一場所に収容する学生数の総和に基づき算出するものとする

一般教育の施設については同一場所にある学生数の総和に基づき算出するものとする。とあり、各種施設の整備はキャンパス単位で必要であると捉えている。

理科系学部の場合、学問内容に対応する施設がとくに必要になることから、学部を単位とした詳細な基準が示される。一方、文科系学部の場合、各学部で必要とする施設を共通するものとして基準が示される。戦後、連合国の指導によって設けられた教員養成学部(学芸学部、教育学部)と一般教養教育に必要な施設に関しては、特別に基準が定められている。さらに、学部の専門課程に必要な実験実習室のうち、理科系学部に関しては、学問内容と学生数に対応した基準面積が定められる。学科により必要とする実験研究室に差を生じない教員養成系と文科系、それに一般教養では、学生1人あたりの基礎面積に学生数を乗じた数となっている。農場施設、管理部、図書館書庫は、学部ごとの適応学生数を単位とし、講義室、図書館閲覧室、講堂、体育館、福利厚生施設は、学生1人あたり必要な面積に学生数を乗じ基準面積の算出を行っている。

専門教育課程、一般教育課程ともに、両課程に対応する管理部に関しては、学生規模に関係なく、一定面積を基準面積として掲げている。また、廊下に関しては、他の諸室の面積総計に対する割合が定められている。

「国立学校施設整備暫定基準(算定方法)」

「昭和36年度国立文教施設整備概算要求説明書」に、1960年に「国立学校施設整備暫定基準(算定方法)」が掲げられている。同基準は、昭和35年度まで用いられた「国立大学施設最低基準」を引き継ぐものであり、暫定的な基準ではあるが、国立大学のキャンパス統合の際に施設整備の基準として用いられたものである。その基準内容は以下の項目から構成される。

1. 教職員養成及び一般教育を除く学部の各学科毎の必要坪数
2. 教員養成学部建物の必要坪数
3. 一般教養に関する建物の必要坪数
4. 研究所等建物の必要坪数
5. 病院建物の必要坪数
6. 付属学校建物の必要坪数
7. 学生寄宿舍及び看護婦寄宿舍の必要坪数
8. その他建物の必要坪数

いずれも学部や学科別に必要な坪数を算出するために、講座数や学生数に基づく基準坪数の一覧が示されている。その基準内容は、研究機能の中心的役割を果たす大学院の設置の有無によって明確に区分されている。すなわち、旧制専門学校を母体とする大学院を持たない大学の施設整備基準(表12では「大学院をおかない学部1学科目当り所要坪数」と、大学院を有する旧帝国大学・官立単科大学で求められる施設整備基準(表12では「大学院をおく学部1講座当り所要坪数」)が区分される。医学部の場合、母体となった旧制学校の種類(「旧帝大(旧帝国大学)、旧六(旧六医科大学 具体的には新潟大学、金沢大学、千葉大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学の各医学部)、新八(新八医科大学 弘前大学、群馬大学、東京医科歯科大学、信州大学、鳥取大学、広島大学、徳島大学、鹿児島大学)」)によって「1講座当り所要坪数」と「病院基準坪数」の差が設けられている。また、「教職員養成及び一般教育を除く学部の各学科毎の必要坪数」は、学部別(薬学、医学、歯学、理学、工学、農学、家政、商船、文理、文学・法学・経済学・教育学、美術学、音楽学、体育学)に、「大学院をおく学部1講座当り所要坪

数」と「大学院をおかない学部1学科目当り所要坪数」を示している。

表 11 「国立大学施設最低基準」(1951年5月 文部省作成 数値の単位は坪)

学部名	適応学生数	講義室(学生1人当)	実験研究室	農場施設	管理部	図書館		講堂(学生1人当)	体育館(学生1人当)	厚生福利施設(学生1人当)	廊下その他(左の面積総計に対する%)
						えつらん室(学生一人当)	書庫				
工学部 (せんい学部)	500	0.8	400X+2Y	350	220	0.23	100	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8		350	220	0.2	100	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8		350	220	0.18	100	0.25	0.3	0.2	28
農学部 (水産学部)	500	0.8	240X+Y	850	220	0.23	100	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8		850	220	0.2	100	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8		850	220	0.18	100	0.25	0.3	0.2	28
理学部	500	0.8	170X+2.5Y		220	0.23	100	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8			220	0.2	100	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8			220	0.18	100	0.25	0.3	0.2	28
薬学部	500	0.8	300X+1.2Y		220	0.23	100	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8			220	0.2	100	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8			220	0.18	100	0.25	0.3	0.2	28
医学部	500	0.8	50X+1.5Y		220	0.23	100	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8			220	0.2	100	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8			220	0.18	100	0.25	0.3	0.2	28
学芸学部 4年課程後期	500	0.8	3.2	140	220	0.26	150	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8	2.4	140	220	0.23	150	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8	2.2	140	220	0.21	150	0.25	0.3	0.2	28
2年課程	500	0.6	2.4	140	220	0.26	150	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.6	1.8	140	220	0.26	150	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.6	1.6	140	220	0.21	150	0.25	0.3	0.2	28
教育学部 4年課程後期	500	0.8	2.2(0.7)	140	220	0.26	150	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.8	1.6(0.6)	140	220	0.23	150	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.8	1.5(0.5)	140	220	0.21	150	0.25	0.3	0.2	28
2年課程	500	0.6	1.7(0.5)	140	220	0.26	150	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.6	1.3(0.4)	140	220	0.23	150	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.6	1.1(0.4)	140	220	0.21	150	0.25	0.3	0.2	28
文科系学部	500	1	1		220	0.26	150	0.3	0.4	0.3	28
	1000	1	1		220	0.23	150	0.25	0.3	0.2	28
	1500	1	1		220	0.21	150	0.25	0.3	0.2	28
一般教養	500	0.6	1.3		220	0.26	以下学生一人当 0.14	0.3	0.4	0.3	28
	1000	0.6	1.2		220	0.23	0.1	0.25	0.3	0.2	28
	1500	0.6	1.1		220	0.21	0.08	0.25	0.3	0.2	28

備考

1. 基準の算出基礎となる学生数は一般学部では専門教育課程及び一般教育課程を合わせて4年(入学定員の4倍)として計算するものとする。この4年の内容を、一般教育課程と専門教育課程との分け方を2年2年とするか、

1. 5年2.5年とするか、又は1年3年とするかについては、各大学の実情に応じて勘案計算するものとする。
2. 実験研究室は実験実習施設、教官室、研究室等を含む。実験研究室の符号 X: 学科数(医学部では講座数) Y: 学生数
3. 講堂、体育館、厚生施設等については同一場所に収容する学生数の総和に基づき算出するものとする。
4. 図書館の閲覧室は同一場所に数学部を収容する場合には、理科系学部の学生数の和と、文化系学部、学芸(教育)学部、一般教養等の学生数の和に基づき算出されたものの合計とする。
5. 図書館の書庫面積については同一場所に文科系学部の数学部がある場合には次式による算出するものとする。
 $750(1-0.8n)$ n: 学生数
6. 一般教育の施設については同一場所にある学生数の総和に基づき算出するものとする。
7. 或る学生の科目を他学部で履修する場合には、実情に応じて基準数値の増減を行うものとする。
8. 学生数 500 人、1000 人 1500 人前後及び中間値は直線補間によるものとし、500 人以下及び 1500 人以上については補間線の延長により算出するものとする。
9. 管理部は事務管理関係施設で本基準総数は一学部を管理するものを目標とし、大学本部関係は含まれない。
- 10 教育学部の基準は教員養成の機能を持つ教育学部について適用する。実験研究室欄の()内の数字は教育学部の自然科学科目を担当する他の理学関係学部につけ加える学生一人当りの基準とする。

表 12 「国立学校施設整備暫定基準(算定方法)」のうち別表 1

学部名		大学院をおく学部1 講座当り所要坪数	大学院をおかない学部 1科目当り所要坪数	備考
薬		150		
医		基礎研究	臨床研究	
	旧帝大	200	180	
	旧6 新8	180 150	150 120	衛生看護学科は90
歯 理		150	120	
		150	120	
		110	90	地球物理、生物、地学、 及びこれに準ずるもの は、数学は×をとる
		×70	×50	
工		150	120	
農	獣医 畜産 水産	×90	×70	経済、経営は×をとる
家政			70	
商船			120	
文理				
文法経教		50	40	
美			120	
音			100	
体			50	
			×90	実験を必要とする教科 目は×をとる。

2-3-3 キャンパス整備の実態

2-3-3-1 校地整備の実態

大学設置審議会（第九特別委員会）により整備の必要性を指摘され整備状況のBランクとCランクに位置づけられた新制国立大学におけるキャンパス整備状況を一覧にすると表13の通りとなる。表13では、『キャンパス史資料（北原資料）』（私家版 2000年7月）と全国の各国立大学年史（東京工業大学教育環境創造研究センター架蔵）に基づき、「大学名」、「新制国立大学に編成された母体校の種類と数」、「第九特別委員会整備ランク」、「母体校」、「編成後の組織」、「原位置」（新制国立大学編成時の立地）、大学設置審議会（第九特別委員会）により「残すべきとされたキャンパス」、「分校・分教場化されたもの」、「付属学校化されたもの」、「キャンパス統合完了年月日」（例えば、表中で「文京（1967年）」と表記している場合、1967年文京キャンパスに移転したことを示す）、「キャンパス整備の特徴」、「整備の類型」、「次章以降で対応するキャンパス類型」を、地方別・大学別に整理している。なお、表13で、対象とした時期は、「国立大学総合整備計画」で指摘された各大学の問題点が解消されるまでを下限としている。ただし、前述の通り、「国立大学総合整備計画」に伴う整備がほぼ完了した昭和40年代以降もキャンパス整備は継続している。それ以降行われたキャンパス整備でも規模が大きく、今後のキャンパス整備を考えるうえで不可避な事例と判断したものに関しては、その経緯についても整理している。

新制国立大学を構成した学部のうち、教員養成系学部は、戦後の教育改革で新たに設けられ、戦前の教員養成を行った各種師範学校を母体として設立された。戦前、初等教育教員養成のため、府県を単位として、師範学校（男子部）、師範学校（女子部）、青年師範学校が置かれ、東京都、京都府、大阪府などには、第二師範学校（男子部）ほか多くの師範学校が置かれていた。各学校が独立した校地を擁していたことが、これらの学校を編成した新制国立大学教員養成学部のキャンパス分散の要因となった。

表13（表中の「整備の類型」参照 表中該当する場合に「」印を付している）によると、各国立大学で行われたキャンパス整備に関し、以下、3つの類型を見出すことが出来る（表中の「整備の類型」で示すA・B・Cと以下のアルファベットが対応する）。

A. 新たな整備用地を確保した場合（表中で21キャンパスあり）。

B. 編成された母体校のなかで、最も規模が大きく戦前の高等教育機関で上位とされた母体校を核としてキャンパス整備が行われた場合（表中で15キャンパスあり）。

戦後の教育改革で新たに設けられることになった教員養成学部の整備においては、戦前に初等教育教員を養成するために設けられ、最も古い歴史を有する師範学校（男子部）の校地を残し、整備の中心とし、師範学校（女子部）、青年師範学校の各校地を、分校・分教場化、あるいは付属学校化するケースが多い。

C. 母体校の敷地を維持した場合（表中で40キャンパスあり）。

といった主に3つの方法がとられている。表13の「次章以降で対応するキャンパス類型」は、統廃合により整備され現在まで継承されるキャンパスに置かれた学部構成が、次章以降で検討する「キャンパス類型」（「総合・文理混合キャンパス類型」、「理工学系キャンパス類型」、「人文学系キャンパス類型」、「教育学系キャンパス類型」、「医歯学系キャンパス類型」、「その他キャンパス類型」）のいずれに相当するかを示したものである。なお、表中、

新規に整備用地を取得した場合は、同欄に整備後のキャンパス名と該当するキャンパス類型を記している。

A や B の手法によりキャンパス整備を行った場合、次章以降で検討する、いわゆる「総合・文理混合キャンパス」を形成する場合が多い。一方、C の手法によりキャンパス整備を行った場合、「医歯学系キャンパス」、「教育学系キャンパス」、「理工学系キャンパス」、「人文学系キャンパス」といった専門分野に特化する単科型キャンパスを形成している。とりわけ、医学部の場合、そのほとんどで母体校の旧地を継承している。

表 13-1 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

以下、母体校には、付属専門部、予科を除いている。

【東北地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 × 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型	
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C		
弘前大学	1	1	1		1	1	B								現在まで母体校の立地を継承。主要キャンパス(文京と本町)を拡大し統合。					
								弘前高等学校	文理学部	弘前	文京	隣地を拡大			現在まで立地を継承。					総合・文理混合
								弘前医科大学青森医学専門学校	医学部	弘前	本町				現在まで立地を継承。					医歯学系
								青森師範学校	教育学部	弘前	下白銀	×			文京(1967年)					
								青森師範学校	教育学部	中津軽	駒越	×			付属学校のみ					
								青森青年師範学校	教育学部	野辺地分校	上北	野辺地	×		下白銀(1960年)					
福島大学		1			1	1	C								母体校の立地を継承。のち、全キャンパスを新規用地に統合				金谷川・人文学系	
								福島経済専門学校	経済学部	福島	森合			金谷川(福島市松川町)で統合1981年						
								福島師範学校(男子部)	学芸学部	福島	浜田			金谷川(福島市松川町)で統合1979年						
								福島師範学校(女子部)	学芸学部	福島	舟場			付属学校のみ						
								福島青年師範学校	学芸学部	福島	入江	×		学芸学部入江町分教場 浜田団地(1954年)						
東北大学	1	2	1		1	1	C								新規用地を取得し、文科系(旧キャンパス跡地)と理科系(国有地)に在る程度統合。一部は母体校の立地を継承。				川内:人文学系 青葉山:理工学系	
								東北帝国大学	文学部	仙台	片平			川内1974年						
									教育学部					川内1974年						
									法学部					川内1974年						
									経済学部					川内1974年						
									理学部					青葉山1976年						
								仙台工業専門学校	工学部	仙台	片平			青葉山1971年						
								東北帝国大学付属医学部	医学部	仙台	北四(星陵)				現在まで立地を継承。					医歯学系
								東北帝国大学	農学部	仙台	北六(雨宮)				現在まで立地を継承。					理工学系
								宮城師範学校	教養部	仙台	北七	×		1967年宮城教育大学として独立						
								第二高等学校	教養部	仙台	富沢			青葉山キャンパス1958年						
							宮城県女子専門学校	教養部	仙台	向山	×		1952年富沢へ移転							

表 13-2 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【東北地方 2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 x 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
秋田大学		1			1	1B									主要キャンパスである手形に隣接する旧有地を取得し統合				
							秋田鉱山専門学校	鉱山学部	秋田	手形				現在まで立地を継承					総合・文理混合
							秋田師範学校(男子部)	学芸学部	秋田	保戸野	x			手形(1963年)					
							秋田師範学校(女子部)	学芸学部	秋田	東根小屋	x			手形(1963年)					
							秋田青年師範学校	学芸学部	秋田	四ツ小屋	x			保戸野(1949年)					
山形大学		2	1		1	1C									母体校の立地を継承。主要キャンパスである小白川の隣接地を購入し拡大				
							山形高等学校	文理学部	山形	小白川				現在まで立地を継承					総合・文理混合
							山形師範学校(男子部)	教育学	山形	緑町	x			小白川(1963年)					
							山形師範学校(女子部)	教育学	山形	香澄	x			緑町(1949年)					
							山形青年師範学校	教育学	山形	平清水	x			小白川(1967年)					
							米沢工業専門学校	工学部	米沢	米沢	x			現在まで立地を継承					理工学系
							山形県農林専門学校	農学部	鶴岡	鶴岡	x			現在まで立地を継承					理工学系

表 13-3 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【関東地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 × 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日		整備の種類				
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校								キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	A	B	C		
宇都宮大学		1			1	1B										主要キャンパスである 峰町(農学)に隣接する 国有地を取得し統合				
							宇都宮農林専門学校	農学部	宇都宮 峰町							現在まで立地を継承				総合・文理混合
							栃木師範学校(男子部)	学芸学部	宇都宮 若草町 宿舎	×						峰町(1957年)				
							栃木師範学校(男子部)		宇都宮 宝木	×						付属学校のみ				
							栃木師範学校(女子部)		宇都宮 松原	×						付属学校のみ				
							栃木青年師範学校	農学部 付属農場	宇都宮 石井町 2	×						清原(1963年)				
茨城大学		1	1		1	1C										いずれのキャンパスも 現在まで母体校の立地を 継承				
							水戸高等学校	文理学部	水戸							現在まで立地を継承				総合・文理混合
							多賀工業専門学校	工学部	日立							現在まで立地を継承				理工学系
群馬大学	1	2			1	1B										昭和(医学)と桐生(工学)は 現在まで母体校の立地を 継承。狭小と判断された日吉(学芸) のみ新規用地を取得し 移動				荒牧・教育学系
							桐生工業専門学校	工学部	桐生 桐生							現在まで立地を継承				理工学系
							前橋医科大学前橋医学専門学校	医学部	前橋 昭和							現在まで立地を継承				医歯学系
							群馬師範学校(男子部)	学芸学部	前橋 日吉町							荒牧(1970年)				
							群馬師範学校(女子部)		前橋 若宮町							付属学校のみ				
							群馬青年師範学校	学芸学部	高崎							荒牧(1970年)				

表 13-4 大学設置審議会（第九特別委員会）により
整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【関東地方 2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 × 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
東京大学	1		2				B			柏					母体校の立地を継承。米軍柏通信所跡地を利用し新学問領域に関する組織を新規用地である柏に創出。				柏:理工学系
								東京帝国大学		東京					現在まで立地を継承。				総合・文理混合
								第一高等学校		東京					現在まで立地を継承。				人文学系
東京学芸大学					3		1	C							5キャンパスを新規用地である小金井(小金井連隊跡)に統合				
								東京第二師範学校(男子部)	小金井分校	小金井	小金井連隊跡				小金井(1964年)				教育学系
								東京第二師範学校(女子部)	追分分校	東京	追分				小金井(1953年)				
								東京第一師範学校(男子部)	学芸学部	東京	世田谷				小金井(1964年)				
								東京第二師範学校(男子部)		東京	豊島				付属学校のみ				
								東京第一師範学校(女子部)	竹早分校	東京	竹早	×			小金井(1955年)				
								東京第三師範学校	大泉分校	東京	大泉	×			小金井(1955年)				
								東京青年師範学校	調布分教場	調布	調布				小金井(1951年)				
東京農工大学		2													母体校の立地を継承。				
								B	東京農林専門学校	農学部	府中				現在まで立地を継承。				理工学系
									東京繊維専門学校	繊維学部	小金井				現在まで立地を継承。				理工学系

表 13-5 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【関東地方 3】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
千葉大学	1	2			1	1C								亥鼻(医学)と戸定(園芸)は母体校の立地を継承。その他は、新規用地である西千葉(旧東京大学生産研究所)に統合。				西千葉:総合・文理混合	
							東京大学生産技術研究所の旧地		千葉	弥生町				現在まで立地を継承。				総合・文理混合	
							千葉医科大学附属医学専門学校 医学部 薬学部	習志野	大久保町					矢作町 亥鼻町 1977年(薬学部のみ 1966年西千葉へ)				歯医学系	
							東京工業専門学校	工芸学部	松戸	岩瀬				1962年西千葉へ					
							千葉農業専門学校	園芸学部	松戸	戸定				現在までその立地を継承					その他
							千葉師範学校	学芸学部	千葉	市場町				1962年西千葉へ					
							千葉青年師範学校	学芸学部	印旛	四街道				1962年廃止					
横浜国立大学		2			1	1C								新規用地である常盤台を購入し、全キャンパスを統合				常盤台:総合・文理混合	
							神奈川師範学校(男子部)	学芸学部	鎌倉					清水ヶ丘(1965年) 常盤台(1974年)					
							神奈川師範学校(女子部)	横浜分校	横浜	立野				清水ヶ丘(1965年) 常盤台(1974年)					
							神奈川青年師範学校	学芸学部(農学教室)	横浜	保土ヶ谷									
							横浜経済専門学校	経済学部	横浜	清水が丘				常盤台(1974年)					
							横浜工業専門学校	工学部	横浜	大岡				常盤台(1974年)					
山梨大学		1			1	1B								現在まで立地を継承	旧制学校の立地を現在まで継承				
							山梨師範学校(男子部) 山梨青年師範学校 山梨工業専門学校	学芸学部 工学部	甲府	武田				現在まで立地を継承。					総合・文理混合
							山梨師範学校(女子部)	学芸学部	甲府	加納岩				武田(1952年)					

表 13-6 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中部地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
信州大学	1	4	1		1	1	C								母体校の用地を利用しつつ、県や吉田を統合し、その立地を継承				
								松本医科大学 松本医学専門学校 松本50連隊	医学部	松本 旭					現在まで立地を継承				歯学系
								長野師範学校(男子部)	教育学部	長野 西長野					現在まで立地を継承				教育学系
								長野工業専門学校	工学部	長野 若里					現在まで立地を継承				総合・文理混合
								長野県立農業専門学校	農学部	上伊那	x								
								上田繊維専門学校	繊維学部	上田 常入					現在まで立地を継承				理工学系
								松本高等学校	文理学部	松本 県					1973年に旭町へ				
								長野師範学校(女子部)	教育学部 松本分校	松本 旭					1966年に西長野へ				
							長野青年師範学校	教育学部 吉田分室	長野 吉田	x				1966年に西長野へ					
新潟大学	1	2	1		2	1	C								旭町(医学)のみ立地を継承。その他は、新規用地(五十嵐)を取得し統合。				五十嵐:総合・文理混合
								新潟医科大学	医学部	新潟					現在まで立地を継承				歯学系
								新潟高等学校	人文学部 理学部	新潟 西大畑	一般教養の統一				五十嵐へ理学(1970年)、人文(1972)				
								新潟第一師範学校(男子部)	教育学部	新潟 旭町2					五十嵐(1981年)				
								新潟第一師範学校(女子部)	長岡分校	長岡 東神田					学校町(1953年) 五十嵐(1981年)				
								新潟第二師範学校	高田分校	高田 西城					五十嵐(1981年)				
								青年師範学校	新発田分校	新発田	x				旭町2(1953年) 五十嵐(1981年)				
								長岡工業専門学校	工学部	長岡 学校町					五十嵐(1980年)				
							新潟県立農林専門学校	農学部	中蒲原 村松					小金町(1950) 五十嵐(1974年)					

表 13-7 大学設置審議会（第九特別委員会）により
整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中部地方 2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型	
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C		
富山大学		2	1		1	1	B								母体校の立地を継承 主要キャンパスである 五福に隣接する富山 連隊練兵場跡を取得し、 文理と教育を統合。					五福：総合・文理 混合
								富山師範学校(男子部)	教育学部	富山	五福				現在まで立地を継承					
								富山師範学校(女子部)	教育学部 付属学校	富山	五艘				付属学校のみ					
								富山青年師範学校	教育学部 分教場	中新川	雄山				五福(1951年)					
								富山高専学校	文理学部	富山	蓮町	x			五福(1962年)					
								富山薬学専門学校	薬学部	富山	奥田				五福(1965年)					
								高岡工業専門学校	工学部	高岡					現在まで立地を継承					理工学系
福井大学		1			1		B								母体校の立地を継承 主要キャンパスである 牧島町の隣接地を取得し、 学芸学部を統合。					
								福井工業専門学校	工学部	福井	牧島町				現在まで立地を継承					総合・文理混合
								師範学校(男子部)	学芸学部	福井	神明町				牧島町(1957年)					
								師範学校(女子部)	学芸学部	鯖江	上鯖江				牧島町(1957年)					
金沢大学	1	1	1	1	1		C								設立時、医学、工学は 母体校の立地を継承 法文、理学、教育は、新 規用地である丸の内 (第九師団司令部)に 統合、1989年以降、医 学以外を、新規用地 (角間)に統合					角間：総合・文理 混合
								金沢医科大学 附属医学部 薬学部 付属薬学部	医学部 薬学部	金沢	室町				現在まで立地を継承					医歯学系
								第四高等学校	法文学部 理学部	金沢	仙石				丸の内(1950年) 法文・角間(1989年)、 理学・角間(1992)					
								金沢高等師範学校 石川青年師範学校	教育学部	金沢	野田				弥生(1950)					
								石川師範学校(男子部)	教育学部	金沢	弥生				1952年丸の内へ 角間(1989年)					
								石川師範学校(女子部)		金沢	広坂				付属学校のみ					
								金沢工業専門学校	工学部	金沢	小立野				角間(2004年)					

表 13-8 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中部地方 3】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
岐阜大学		1			1	1C								設立時は、母体校を継承。後、主要キャンパスである長良を拡大し、学芸を統合。さらに組織改編(那加を拡大し工学部を創設)を行いつつ、1979年以降、新規用地(黒野)に統合。				黒野・総合・文理混合	
							岐阜師範学校(男子部)	学芸学部	岐阜	長良				黒野(1984年)					
							岐阜師範学校(女子部)	学芸学部	岐阜	加納				長良(1958年)					
							岐阜青年師範学校	学芸学部	岐阜	長良				黒野(1984年)					
							岐阜農林専門学校	農学部	各務原	那加				黒野(1982年)					
静岡大学		1	1		2	1C								設立時、母体校の立地を継承。教育は主要キャンパスである大岩に統合される。組織拡大をしつつ、1967年以降、新規用地(大谷)へ統合。				大谷・総合・文理混合	
							静岡高等学校	文理学部	静岡	大岩				大谷(理学・人文1968年、教育1970年、法経1970年)					
							静岡第一師範学校(男子部)	教育学部	静岡	駿府				大岩(1950年)					
							静岡第一師範学校(女子部)	教育学部	三島	三島	戦災による移転								
							静岡第二師範学校	教育学部	浜松	浜松				大岩(1965年)					
							静岡青年師範学校	教育学部	島田	島田	島田中			大岩(1955年)					
							浜松工業専門学校	工学部	浜松	浜松	戦災による移転			千葉防空学校浜松分校所(1965年)					

表 13-9 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中部地方 4】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
愛知教育大学					2		1C								設立時、母体校の立地を継承し3キャンパスに分散。西郷中への一部統合を経て、新規用地である井ヶ谷(1970年)に統合。				井ヶ谷・総合・文理混合
								愛知第一師範学校(男子部)	学芸学部名古屋分校	名古屋 東芳野				大幸(1951年)三菱重工業大幸工場 井ヶ谷(1970年)					
										名古屋 押切				付属学校のみ					
								愛知第一師範学校(女子部)		春日井 春日井				付属学校のみ					
								愛知第二師範学校	学芸学部豊川分校	豊川 野口				伊賀(1950年)西郷中(1952年)井ヶ谷(1970年)					
										岡崎 六供				付属学校のみ					
								愛知青年師範学校	学芸学部安城分校	安城 安城				西郷中(1952年)井ヶ谷(1970年)					
名古屋大学	1	1	1	1			C								母体校の立地を継承。設立時の母体校継承によるキャンパス分散を、主要キャンパスである東山を拡大し解消。				
								名古屋帝国大学	理学部	名古屋 東山				現在まで立地を継承。				総合・文理混合	
								名古屋帝国大学	工学部	名古屋 六野町(名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所)				東山(1955年)					
								名古屋帝国大学	文学部 教育学部	名城(歩兵第6連隊)				東山へ文学(1963年)、教育(1963年)					
								名古屋帝国大学付属医学専門部	医学部	名古屋 舞鶴				現在まで立地を継承。				歯学系	
								名古屋経済専門学校	法経学部	名古屋 法経学部				法学(名城・1950年)東山・1959年)経済(東山・1959年)					
								第八高等学校	教養(瑞穂分校)	名古屋 瑞穂				東山(1964年)					
								岡崎高等師範学校	教養(豊川分校)	豊川 豊川分校				瑞穂(1952年)東山(1964年)					

表 13-10 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【近畿地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
三重大学		1			1	1 C									設立時は、母体校の立地を継承し分散。後、主要キャンパスである上浜を拡大し統合。				
							三重師範学校(男子部)	学芸学部	津					上浜(1969年)					
							三重師範学校(女子部)	学芸学部 亀山分校	亀山					丸の内(1951年) 上浜(1969年)					
							三重青年師範学校	学芸学部 松阪分校	松阪					松阪(1951年) 丸の内(1951年) 上浜(1969年)					
							三重農林専門学校	農学部	津	上浜				現在まで立地を継承。					総合・文理混合
								学芸学部 香良洲分校	一志					丸の内(1951年) 上浜(1969年)					
滋賀大学		1			1	1 B									経済は母体校の立地を継承、学芸は、新規用地を取得し移転。				石山:人文学系
							彦根経済専門学校	経済学部	彦根					現在まで立地を継承。					人文学系
							滋賀師範学校	学芸学部	大津	膳所				石山(1959年)					
							滋賀青年師範学校		大津	池の内									
京都工芸繊維大学		2				B									母体校の立地を継承、主要キャンパスである松ヶ崎を拡大し統合。				
							京都工業専門学校	工学学部	京都	松ヶ崎				現在まで立地を継承。					理工学系
京都学芸大学					1	1 B									主要キャンパス(小山南大野)への統合を経て、新規用地である藤森(歩兵第9連隊)へ統合				藤森:教育学系
							京都師範学校(男子部)		京都	小山南大野				藤森(1957年)					
							京都師範学校(女子部)		京都	井伊掃部				小山南大野(1957年)					
							京都青年師範学校		京都	高原				越後屋敷地(1959年)実習農場					
大阪大学	1		2			C									吹田のみ新規用地。その他は母体校の立地を継承・拡大				吹田1:理工学系 吹田:医歯学系
							大阪帝国大学	理学部	大阪	中之島				石橋(1966年)					
							大阪帝国大学 付属医学部	医学部	大阪	中之島				吹田(1993年)					
							大阪帝国大学	工学部	大阪	東野田				吹田1(1970年)					
							大阪帝国大学	工学部 方校舎	枚方					吹田1(1970年)					
							大阪府立浪速高等学校	文学部 法経学部 一般教養	豊中	石橋				現在まで立地を継承。					総合・文理混合
							大阪高等学校	一般教養	大阪	阿倍野				石橋(1960年)					

表 13-11 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【近畿地方2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 × 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
大阪外国語大学		1					B								母体校と高槻工兵第4連隊跡地を利用。後、新規用地(粟生間谷)へ統合移転				粟生間谷・人文学系
								外国語部	高槻	高槻(高槻工兵第4連隊跡地)				上八(1952年)					
									大阪	上八				粟生間谷(1979年)					
大阪教育大学					2		C								母体校を継承。1994年新規用地(柏原)へ統合移転				柏原・教育学系
								大阪第一師範学校(男子部)	学芸学部 天王寺分校	大阪	南河堀			柏原(1994年)					
								大阪第一師範学校(女子部)	学芸学部 平野分校	大阪	平野			柏原(1994年)					
								大阪第二師範学校(男子部)	学芸学部 池田分校	池田	城南			柏原(1994年)					
										池田	城山								
神戸大学	1	1	1			1	C								母体校を継承。隣地を拡大し統合。				
								神戸経済大学	法学部 経済学部 経営学部	神戸	六甲台			現在まで立地を継承					総合・文理混合
								神戸経済大学予科	文理学部・一般教養	神戸	住吉			教育・鶴甲(1968年)					
								兵庫師範学校(男子部)	文理学部・一般教養	神戸	御影			文理・御影(1951年) 教養・鶴甲(1963年)、文学・理学・六高台(1964年)					
								兵庫師範学校(女子部)	教育学部 明石分校	明石		×		住吉(1953年)					
								兵庫青年師範学校	教育学部 城北分校	姫路	城北			住吉(1951年)					
								姫路高等学校	姫路分校(一般教養)	姫路				鶴甲(1964年)					
								神戸工業専門学校	工学部	神戸	西代	×		六高台(1964年)					
奈良教育大学					1		B	奈良師範学校	教育学部	奈良	登大路			高畑(1967年)	母体校を継承。1967年、旧陸軍38連隊跡地(高畑)へ移転				高畑・教育学系
								奈良青年師範学校	教育学部	奈良									

表 13-12 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中国地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地 × 廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日		整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型			
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校								キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	A	B	C				
島根大学			1		1	1	B															
								松江高等学校	文理学部	松江	川津					現在まで立地を継承。					総合・文理混合	
								島根師範学校(男子校)	教育学部	松江	外中原					現在まで立地を継承。					教育学系	
								島根師範学校(女子校)	教育学部	浜田	浜田					外中原(1952年)						
								島根青年師範学校	教育学部	出雲	塩冶					外中原(1950年)						
広島大学	1	1	1	2	1	1	C														東広島; 総合・文理混合	
								広島文理科大学	文学部 理学部 教育学部	広島	東千田1											
								広島高等師範学校	教育学部	広島	出汐	×				東千田(1961年)						
								広島女子高等師範学校	教育学部(安浦分校)	賀茂郡	安浦					福山(1950年)						
								広島師範学校(男子部)	教育学部	広島	東雲											
								広島師範学校(女子部)	教育学部	三原	三原	×				東雲(1962年)						
								広島高等学校	音楽分校(一般教養)	広島	皆実					東千田(1961年)						
								広島青年師範学校	水畜産学部 教育学部	福山	福山		×									
								新設	政経学部	広島	江波	×				東千田(1957年)						
山口大学		3	1		1	1	C														吉田; 総合・文理混合	
								山口高等学校	文理学部	山口	糸米					龜山(1954年)						
								山口師範学校(男子部)	教育学部	山口	龜山					吉田(文理1968年、教育1972年)						
								山口経済専門学校	経済学部	山口	龜山					吉田(経済1973年)						
								山口師範学校(女子部)	教育学部	光		×				龜山(1957年)						
								山口青年師範学校	教育学部	防府	防府					龜山(1960年)						
								宇部工業専門学校	工学部	宇部						現在まで立地を継承。						理工学系
							山口獣医畜産専門学校	農学部	下関						吉田(1966年)							

表 13-13 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【中国地方 2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C	
徳島大学	1	2	1		1	1C								母体校の立地を継承。				総合・文理混合	
							徳島師範学校	学芸学部	徳島	南常三島				現在まで立地を継承。					
							徳島工業専門学校	工学部	徳島	北常三島				現在まで立地を継承。					
							徳島医科大学 徳島医学専門学校 徳島高等学校	医学部	徳島	蔵本				現在まで立地を継承。				歯学系	
							徳島青年師範学校	学芸学部 鳴門分教場		鳴門				南常三島(1950年)					
香川大学		1			1									母体校の立地を継承。主要キャンパスである幸町に統合。					
						C	香川師範学校(男子部)	学芸学部	高松	幸町				現在まで立地を継承。				教育学系	
							香川師範学校(女子部)	学芸学部 坂出分校	坂出	文京				幸町(1954年)					
									坂出	坂出、青葉									
							香川青年師範学校	学芸学部 普通教室	仲多度	普通寺				幸町(1976年)					
						高松経済専門学校	経済学部	高松	宮脇				現在まで立地を継承。						
愛媛大学		1	1		1	1B								母体校の立地を継承。後、新規用地である城北(陸軍歩兵第22連隊練兵場跡地)に統合。				城北・総合・文理混合	
							松山高専学校	文理学部	松山	持田				城北(1963年)					
							新居浜工業専門学校	工学部	新居浜	新居浜				城北(1963年)					
							愛媛師範学校	教育学部	松山	若草				城北(1950年)					
						愛媛青年師範学校	教育学部	松山	持田				城北(1950年)						
高知大学			1		1	1C								母体校の立地を継承し統合。農学は新規用地である物部(高知航空隊)へ移転。				物部・理工学系	
							高知師範学校	教育学部	高知	朝倉				現在まで立地を継承。				総合・文理混合	
							高知高等学校	文理学部	高知	小津				朝倉(1960年)					
						高知青年師範学校	農学部	高知	大原				物部(高知航空隊)1950年						

表 13-14 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【九州地方1】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス整備の特徴			整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校								キャンパス統合完了年月日	A	B	C			
九州大学	1	1	1				C							母体校の立地を継承、2005年から新規用地(伊都)へ医学以外の移転開始					伊都・総合・文理混合(予定)	
								九州大学	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 工学部 農学部	福岡	箱崎			現在まで立地を継承						総合・文理混合
								九州大学附属医学専門部	医学部	福岡	堅粕			現在まで立地を継承						医歯学系
								福岡高等学校	一般教養(第一分校)	福岡	六本松			現在まで立地を継承						人文学系
								久留米工業専門学校	一般教養(第二分校)	久留米	小森野			六本松(1955年)						
								新規	一般教養(第三分校)	久留米	国分			廃止(1951年)						
福岡教育大学					2		1C							母体校の立地を継承後、新規用地(塩原)による移転を待つ、新規用地(赤間)に統合					赤間・教育学系	
								福岡第一師範学校(男子部)	学芸学部 福岡分校	福岡	荒戸	×		塩原(1951年)を経て福岡分校・赤間(1966年)へ移転						
								福岡第一師範学校(女子部)	学芸学部 久留米分校	久留米				赤間(1966年)						
								福岡第二師範学校(男子部)	学芸学部 小倉分校	小倉	北方			赤間(1966年)						
										小倉	富野			北方(1958年)						
								福岡第二師範学校(女子部)	学芸学部 田川分校	田川		×		赤間(1966年)						
								福岡青年師範学校	久留米分校分教場		三井			廃止(1951年)						
熊本大学		1	2	1		1	1B	第五高等学校	法文学部	熊本	黒髪			現在まで立地を継承					総合・文理混合	
								熊本工業専門学校	理学部 工学部	熊本	黒髪			現在まで立地を継承					総合・文理混合	
								熊本医科大学	医学部	熊本	本荘			現在まで立地を継承					医歯学系	
								熊本医科大学	医学部		城内			本荘(1962年)						
								熊本師範学校(女子部)	教育学部	熊本	京町			黒髪(1955年)						
								熊本師範学校(男子部)	教育学部	熊本	坪井			黒髪(1955、1971年)						
								熊本青年師範学校	教育学部	熊本	井水			黒髪(1955年)						
								熊本薬学専門学校	薬学部	熊本	大江			現在まで立地を継承						

表 13-15 大学設置審議会（第九特別委員会）により

整備の必要性を指摘された新制国立大学におけるキャンパス整備状況一覧

【九州地方 2】

大学名	新制国立大学に編成された母体校の種類と数						第九特別委員会整備ランク	母体校	編成後の組織	原位置(旧地名)	残すべきとされたキャンパス対象地×廃止対象	分校分教場化されたもの	付属学校化されたもの	キャンパス統合完了年月日	キャンパス整備の特徴	整備の種類			次章以降で対応するキャンパス類型	
	大学	専門学校	高等学校	高等師範学校	師範学校	青年師範学校										A	B	C		
長崎大学	1	1			1	1	C								母体校の立地を継承後、医学以外を新規用地(文教)に統合。				文教：総合・文理混合	
								長崎医科大学	医学部	長崎	坂本町7				現在まで立地を継承				医歯学系	
								長崎医科大学付属薬学部	薬学部	諫早					文教1(1951年) 文教2(1969年)					
								長崎師範学校(男子部)	学芸学部	大村	乾馬場(西部第147部隊跡)				乾馬場(1952年) 文教1(1953年)					
								長崎師範学校(女子部)	学芸学部 大村分校	大村	久原郷				文教2(1954年) 元三菱重工業					
								長崎経済専門学校	経済学部	長崎	片瀬町				現在まで立地を継承					
								長崎青年師範学校	水産学部	大村	今津郷	x			佐世保市 崎辺(佐世保海軍航空隊)1950年					
鹿児島大学		2	1		1	1	C													
								第七高等学校	文理学部	鹿児島	城山町				文理学部は現在まで立地を継承	母体校の立地を継承しつつ、主要キャンパスである城山の隙地を拡大し統合				総合・文理混合
								鹿児島師範学校(男子部)	教育学部	鹿児島	武町				付属学校のみ					
									教育学部	鹿児島	伊敷実習地				上荒田(1959年)					
								鹿児島師範学校(女子部)	教育学部	鹿児島	城山町				付属学校のみ					
								鹿児島青年師範学校		鹿児島	伊敷				付属学校のみ					
								鹿児島水産専門学校	水産学部	鹿児島	下荒田				現在まで立地を継承				理工学系	
								鹿児島農林専門学校	農学部	鹿児島	上荒田				現在まで立地を継承				理工学系	

2-3-3-2 施設整備の実態

キャンパス統合整備に関しては、昭和 32 年度、昭和 36 年度、昭和 37 年度、昭和 38 年度の「国立文教施設費概算要求書・説明書」によって、キャンパスの統合整備に伴い整備された施設の具体的な内容を知りうる。年度別と大学別に、記述様式が異なることから統合整備に伴い整備された施設の具体的な内容とその傾向を総体的、かつ厳密に分析することは困難である。今回調査対象とした前述の予算書には、「学校名、学部等名、建物名称、前年度予算額、新規要求額」が記される。各予算書に記される、第九特別委員会が整備の必要ありとした B ランクと C ランクに該当する大学のうち、B ランク 4 校、C ランク 11 校の昭和 27 年度から昭和 39 年度におけるキャンパス統廃合に伴う施設の整備状況を整理したものが表 14 である。表中「校舎」の項に示す数値は、校舎における施設整備の実施された年度とそれに対応する詳細な施設名を示している。同様に、「体育館」以下の施設名の各項目にも、施設整備の実施された年度とその詳細を示している。

また、表 15 は、昭和 32 年度から昭和 42 年度の「国立文教施設整備費概算要求説明書」などに記された、昭和 20・30 年代におけるキャンパス整備（予算要求書に基づくため整備予定を含む）のうち、戦後の学制改革に伴い新たに必要となった一般教養課程と教員養成系学部の整備内容を最も具体的かつ詳細に確認出来る「宇都宮大学学芸学部」、「秋田大学学芸学部」、「東京学芸大学」、「東北大学教養部」における施設整備内容とその規模を整理したものである。なお、表頭の項目のうち、「施設分類」における校舎や諸室の構成とその分類に関しては、「大学設置基準」（現行法）36 条と、「大学設置審査内規」の「大学校舎基準算定基礎資料」を参考に設定した。また、各施設に対応する数値は面積（坪）である。

表 14 によると、整備は主に、一般教養課程に関わる学部（教養・文理・法文）と、教員養成に関わる学部（教育・学芸）で行われている。教員養成に関わる学部で、一般教養課程に関わる講義を担当することもあり、若干の重複もみられるが、各課程で整備されている施設として、一般教養課程に関わる学部では、「教室、講義室、実験室、研究室、自然科学教室」、一方、教員養成に関わる学部では、「教室、講義室、研究室（人文系、家政科実験を含む）、一般教養教室、合併教室、人文系教室（教育学・心理学を含む）、社会科教室、社会心理学教室、自然科学教室（化学教室・物理教室・生物教室）、美術教室、家政教室、職業保健体育教室、実験室（自然科学を含む）」となる。一般教養課程や教員養成学部の教育・研究に直接用いられる校舎を中心に整備が行われたことを確認出来る。

表 14 キャンパス統合に伴う施設整備の実態

キャンパス整備状況格付	大学名	制定機関	学部など	母体校	校舎	体育館	図書館	管理部	講堂	医療室	附属施設	寄宿舎		
B	東京	旧帝国大学を中心に編成された大学	本部	東京帝国大学							艇庫・合宿所(35)	36		
	大阪外語	専門学校のみで編成された大学	外国語	大阪外事専門学校	35	教室研究室								
	秋田	専門学校+師範学校	学芸	秋田師範学校、秋田青年師範学校	28、29、30、37、32以降	講義室、教室研究室、人文系教室、自然科学教室、社会心理学教室、合併教室	37		37					
				秋田鉾山専門学校	32以降	電気教室実験室、鉾山学実験室、冶金学実験室								
	宇都宮	専門学校+師範学校	学芸	栃木師範学校、栃木青年師範学校	27、28、29、30、32	自然科学教室(化学教室)・物理教室・生物教室、人文系教室、社会科学教室、一般教養教室、合併教室、美術教室、職業保健体育教室、教育学心理学教室、家政教室		31						
				農	宇都宮農林専門学校	30	実験室研究室							
				富山	富山高等学校	36	教室実験室(研究室)							
	富山	高等学校+専門学校+師範学校	文理	富山薬学専門学校	37、38	教室、実験室、研究室、P.I.研究室			37					
			共通		37	RI研究室								
	C	東北	旧帝国大学を中心に編成された大学	教養	第二高等学校、宮城県女子専門学校	27、30、31、33	教室、講義室、自然科学教室	32					28、29	
名古屋		旧帝国大学を中心に編成された大学	教養	第八高等学校、岡崎高等師範学校	36、37、38	教室実験室	38		37					
			教育	名古屋帝国大学	38									
			文学	名古屋帝国大学	37									
金沢		単科大学を中心に編成された大学	理学	大阪帝国大学	38	原子核研究施設、極低温実験室			本館(38)					
			理学	第四高等学校	37、38	教室実験室、R1及核磁気研究室	38	39	事務局(39)	39		福利厚生(39)、城内環境整備(39)		
			法文	第四高等学校	37	教室研究室			管理部(37)					
			教育	金沢高等師範学校、石川師範学校、石川青年師範学校	39									
			一般教養		37、38	教室実験室	38		管理部(37)					
神戸		旧帝国大学を中心に編成された大学	一般教養	姫路高等学校、兵庫師範学校(男子部)、神戸経済大学予科	37	教室実験室	37、38		37					
水産			広島青年師範学校	38										
広島		旧帝国大学を中心に編成された大学	工	東京工業専門学校	38							39		
千葉							39	39						
東京学芸	師範学校のみで編成された大学	学芸	東京第一・二・三師範学校、東京青年師範学校	32、33、35、36、37、38	講義室、自然科学実験室、人文系研究室、家政科実験研究室、自然科学教室(化学、物理、生物、地学、数学)	36、37	35				38			
山形	高等学校+専門学校+師範学校	教育	山形師範学校、山形青年師範学校	37	講義室、教室・研究室(実験室)	37		37						
静岡	旧帝国大学を中心に編成された大学	工	浜松工業専門学校	38										
鹿児島		文理	第七高等学校	32	自然科学教室									

凡例：表中の数値は施設整備の実施された年度を示す。

表 15 - 1 キャンパス整備における施設整備内容（宇都宮大学学芸学部の場合）

学校名	学部等名		建物名称	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
宇都宮大学	学芸	校舎	講義室							
			合併教室	96,152						
			一般教養教室	300	300					
			人文系教室	300						
			教育学心理学教室			300				
			社会科教室	300						
			自然科学教室	404(29年度をあわせて)					330	
				化学教室						126
				生物教室						204
				美術教室		230				
				職業保健体育教室				280		
				家政教室				280		
				体育館						
			図書館	書庫					173	
		閲覧室								
			管理部							
			講堂							
			医療室							
			附属施設							
			寄宿舍							
		計		1552	530	300	560	173	660	

凡例：表中の数値は面積（坪）を示す。

表 15 - 2 キャンパス整備における施設整備内容（秋田大学学芸学部の場合）

学校名	学部等名		建物名称	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度	
秋田大学	学芸	校舎	講義室			277				
			教室・研究室							
			合併教室				196			
			人文系教室	247						
			社会心理学教室		247					
			自然科学教室	物理教室					317	
				化学教室					228	
				生物教室					420	
				地学数学教室					319	
				体育館						
			図書館	書庫						
		閲覧室								
			管理部							
			講堂							
			医療室							
			附属施設							
	寄宿舍									
		計		247	247	277	196	1284	2177	

凡例：表中の数値は面積（坪）を示す。

は史料中に建物名称の記述はあるが、具体的な面積（坪）を記さない場合を示す。

表 15 - 3 キャンパス整備における施設整備内容（東京学芸大学の場合）

学校名	学部等名		建物名称	32年度	33年度	35年度	36年度	37年度	
東京学芸大学	小金井	校舎	講義室			494	494	994	
			自然科学系教室	自然科学系教室	345				
				化学教室		58			
				物理教室	172	148			
				生物教室	172	96			
				地学教室	134				
				数学教室	133				
			人文系研究室				719		
			自然科学系実験室			356	139		
			自然科学系実験室			23			
		人文科実験研究室					216		
		家政科実験研究室					350		
		体育館					700		
		図書館				551			
		管理部							
		講堂							
医療室									
附属施設									
寄宿舍									
		計		956	302	1424	2052	1560	

凡例：表中の数値は面積（坪）を示す。

表 15 - 4 キャンパス整備における施設整備内容（東北大学教養部の場合）

学校名	学部等名		建物名称	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
東北大学	教養	校舎	教室	481						
			講義室					110		
			自然科学教室				213	184		
		体育館							300	
		図書館	書庫	74						
			閲覧室		141					
		管理部								
		講堂								
		医療室								
		附属施設								
寄宿舍				272	192					
		計		555	413	192	213	294	300	

凡例：表中の数値は面積（坪）を示す。

以上、新制大学設立時における各大学各学部と編成校の立地は一致しており、設立時の新制国立大学が、制度上、異なる性格を有した旧制高等教育機関を府県を単位として組織編成しただけで、その施設・設備を継承していることを確認出来る。戦前の学校制度は、複線的な進学系列を有しており、編成された母体校の序列を単純に比較することは困難であるが、帝国大学を頂点とし、その下位に官立単科大学、官立専門大学を置く、戦前の校地・校舎・設備面での格差を継承したものと捉えることが出来る。多くの新制国立大学において、旧制高等教育機関の立地を継承した各学部は府県内に分散することとなった。とりわけ、師範学校、青年師範学校といった複数の母体校によって編成された教員養成系学部（教育学部、学芸学部）で分散の傾向が強い。

大学設置審議会に設けられた第9特別委員会は、戦後の国立大学における校舎と校地の具体的な整備方針を定め、編成された新制国立大学のキャンパスの整備状況を分析し問題点を学校別に指摘した。特に整備の必要性ありと判断された大学の多くでキャンパスの統廃合とそれに伴う施設整備の必要性が指摘され、学校運営の効率化を目的に分散するキャンパスの統廃合と一般教育課程を行う施設の整備が大きな課題とされた。第9特別委員会の指摘に基づき、各大学で行われたキャンパス整備においては、

1. 新たな整備用地を確保した場合。
2. 編成された母体校のなかで、最も規模が大きく戦前の高等教育機関で上位とされた母体校を核としてキャンパス整備が行われた場合。
3. 母体校の敷地を維持した場合。

といった主に3つの方法がとられ、次章以降で検討する、いわゆる「総合・文理混合キャンパス」をはじめとするキャンパス類型の形成に結びついている。

同委員会は、キャンパス統廃合などキャンパス整備に伴う施設整備を行う際の指針として「国立大学施設最低基準」(1951年6月作成)を定めた。その基準に求められたレベルは旧制専門学校中位レベルであり、戦前の総合大学である帝国大学ではなかった。地方における高等教育の機会均等を達成するため、府県を単位として新たに設けられた新制国立大学の場合、総合大学でありながら、戦前からの総合大学である帝国大学とは格差を有することを前提とした基準であった。同基準を継承し、1960年以降に、国立大学のキャンパス整備に伴う施設整備の基準として用いられた「国立学校施設整備暫定基準」の場合、旧制専門学校を母体とする大学院を持たない大学と、大学院を有する旧帝国大学・官立単科大学で求められる施設整備基準が区分される。とりわけ、医学部の場合、母体として編成された戦前の旧制高等教育機関の種別によって他学部よりも細かな格差が設けられる。新制国立大学の場合、制度上は、府県を単位とする均質な総合大学の設置を標榜していたが、制度成立直後の整備方針から、戦前の帝国大学を頂点とする母体となった学校種別の差による格差の継承を確認できる。

2-4 近年における新規キャンパスの創造

2-4-1 既設キャンパスの統廃合による大規模キャンパスの形成

2-4-1-1 東北大学の場合

主要な典拠

- ・『キャンパス史資料(北原資料)』(私家版,2000年7月)
- ・「東北大学新キャンパス構想」(<http://campus.bureau.tohoku.ac.jp/>)
- ・「東北大学新キャンパス構想」パンフレット(東北大学キャンパス移転事業室,2006年)

キャンパス整備の経緯と背景

表16は、東北大学主要キャンパスの形成過程を年表にまとめたものである。1957年以降の科学技術振興政策による理工系学部の拡充に伴い片平地区が狭隘になっていたこと、米軍川内キャンプ返還に伴い、川内地区に教養部と文科系四学部(法学部・文学部・経済学部・教育学部)が移転統合した。また、1951年には、医学部以外の全学部を青葉山(青葉山国有林)に移転統合し、跡地の片平キャンパスには研究所を集積することに決定している。さらに、1966年5月には、農学部は移転せず、現在地の北六キャンパスで整備することになり、東北大学の主要キャンパスは、市内5箇所となった(青葉山・川内・片平・北六・北四キャンパス、表13-1参照)。

川内キャンパスに、教養部、および文科系4学部(法学部・文学部・経済学部・教育学部)が、青葉山キャンパスには工学部と薬学部、さらに理学部が統合移転している。

表16 東北大学主要キャンパス形成過程年表

学部		移転年月	移転前キャンパス名	移転後キャンパス名
教養部	分校第3	1952年3月	向山	富沢
	分校第2	1957年4月	片平	富沢
	富沢分校	1958年9月	富沢	川内
	北分校	1959年4月	北七	川内
工学部		1971年3月	片平	青葉山
薬学部		1972年3月	北四	青葉山
理学部		1976年3月	片平	青葉山
文科系4学部		1974年3月	片平	川内

その後、1994年7月に青葉山県有地の土地利用懇談会が、青葉山県有地を東北大学のキャンパスとして利活用すべきという検討結果を知事に報告したことより東北大学のキャンパス再編が始まる。1996年5月28日、評議会の決定によって、キャンパス整備の方針「東北大学新キャンパス構想」が発表された。同構想に示される東北大学キャンパス統合の理由は、以下の通りである。

- 1.総合大学の利点を生かした教育研究を行い得るような、一体的キャンパスをめざす必要がある。
- 2.新たなキャンパスは、自然と調和した美しい景観が望まれる。

3.新キャンパスは、本学の学生、教職員が利用するだけでなく、地域社会に住む多くの市民が文化活動や散策の地として享受できる場とする必要がある。また、広く国内外の研究者、学生、社会人がその教育研究施設等を利活用できるような場とする必要がある。

以上の理念を持つ新キャンパスを実現するためには、川内地区、青葉山地区とその隣接地に主要な教育研究施設を置くことが必要であるとし、1994年9月に、片平地区と雨宮地区の青葉山新キャンパスへの移転を決定している。2004年1月には、「トライアングル・ビジョン」と称し、キャンパスを仙台市内の青葉山・川内、片平、星陵の3箇所に再編・整備することが定められている。同ビジョンで示される各キャンパスの担うべきとされた役割は以下の通りである。

「青葉山・川内グリーンキャンパス」： 青葉山・川内キャンパスでは、研究科等の集積により「新たな学問領域の創出」やサイエンスパークの整備などの「産学官連携の強化による地域産業への貢献」に取り組む。また、「杜の都」仙台のシンボル青葉山に位置するキャンパスとして、自然環境の保全を十分考慮した「環境調和型キャンパス」を目指す。

「片平アーバンキャンパス」： 片平キャンパスは、利便性を活かして法科大学院等のエクステンション教育を行うとともに、市民交流の場として広く公開していく。また、東北大学発祥の地としてのアイデンティティを受け継ぎ、物質・材料関係分野の国際研究拠点を構築する。

「星陵メディカルキャンパス」： 21世紀医療の革新を目指す中核的拠点として充実を図る。

以上により、指導的人材を養成し、研究センター大学、世界と地域に開かれた大学を目指すものとされる。

2-4-1-2 金沢大学の場合

主要な典拠

- ・『金沢大学総合移転』（金沢大学）
- ・『金沢大学五十年史 通史編』（金沢大学 50 年史編纂委員会編.金沢大学創立 50 周年記念事業後援会, 1999 年）
- ・『金沢大学にまつわる数字のはなし 2006』（金沢大学）

キャンパス整備の経緯と背景

角間キャンパスに総合移転される以前の金沢大学は、大学本部の置かれた城内キャンパス（文学部・法学部・経済学部・理学部・教育学部）、小立野キャンパス（工学部）、室町キャンパス（医学部・薬学部）に分散していた。医学部のみは、総合移転の対象とはされず、現在もその立地を継承している（表 13-7 参照）。

角間キャンパスへの総合移転は、1975 年 12 月の「金沢大学の将来の発展規模を検討する委員会」の設置に端を発する（以下、移転の経過に関しては表 17 の年表参照）。同委員会の設置は、文部省に設置された高等教育懇談会の答申「高等教育の拡充整備計画について」（1974 年）および「高等教育の計画的整備について」（1976 年）による、地方国立大学の計画的整備を図り、大都市以外に所在する大学の整備拡充を重点に置く方針に基づいている。

第 348 回評議会（1976 年 10 月 22 日）において、将来計画検討委員会が設置され、これ以降、金沢大学における将来計画（キャンパス問題を含めて）の検討作業が開始している。第 3 回将来計画検討委員会（1977 年 6 月 17 日）では、城内キャンパスに関する諸問題を総合的に検討すべため「キャンパス問題に関する専門委員会」が設置されている。

金沢大学の有した総合移転の背景としては、

1. 現有キャンパス（城内キャンパス）の狭隘解消
2. 金沢城史跡保存問題
3. 法文学部を法学部、経済学部、文学部に改組、自然系大学院設置構想
4. 風致地区指定による建築基準法などの規制

といった城内キャンパスの空間的な問題と、そこに置かれた学部編成の問題が指摘されている。とりわけ、城内キャンパスの狭隘も含めて、大学の規模（学生数、教官数など）に基づく現有校地面積（492,544 m²）が、「大学設置基準」に基づく必要面積（950,10 m²）に対し大学全体で 52% の充足率しか満たしていなかったことが指摘されている。

第 10 回将来計画検討委員会（1979 年 1 月 19 日開催）では、金沢大学の総合移転を推進するために、将来計画のマスタープランを策定する小委員会を設けている。第 378 回評議会（1979 年 6 月 15～16 日開催）が示す「マスタープランの要旨」は以下の通りである。

日本海沿岸地域の基幹大学としての構想をもとに整備拡充すること

総合大学としての機能的調和を図ること

学部と大学院を適切に位置づけること

地域社会の生涯教育に寄与するため大学教育開放センターを整備拡充すること

共同利用教育研究施設を整備拡充すること

また、「総合移転と将来計画のかかわり」として以下の項目が記される。

総合移転の必要性

法文学部改組に伴う文学部、法学部及び経済学部設置の意義

海洋学部設置の意義

総合大学院設置の意義

北陸地方の「基幹大学」である総合大学として組織とキャンパスを整備し、地域社会とその地域性への配慮を意図したものとなっている。

表 17 金沢大学角間キャンパスへの総合移転スケジュール概要

年月	事項
1976年10月	金沢大学の将来計画を検討するため「将来計画検討委員会」を設置。
1977年7月	将来計画検討委員会に「キャンパス問題に関する専門委員会」を設置
1978年11月	評議会で総合移転の方針を決定
1979年12月	総合移転の実施計画などを審議するため、将来計画検討委員会に「総合移転実施特別委員会」を設置。
1980年4月	法文学部を分離改組
1989年8月	文学部・法学部・経済学部・附属図書館が完成。
1992年6月	理学部が移転。
1992年8月	教育学部が移転。
1993年6月	教養部が移転。
1994年12月	本部が移転。
2004年4月	薬学部が移転。
2005年8月	工学部が移転。

2-4-1-3 広島大学の場合

主要な典拠

- ・『広島大学五十年史 資料編上』(広島大学 50 年史編集専門委員会・広島大学 50 年史編集室,広島大学)
- ・『広島大学統合移転完了記念誌』(広島大学統合移転完了記念事業実行委員会,広島大学,1995 年)

キャンパス整備の経緯と背景

戦後の広島大学は、母体となった戦前の旧制高等教育機関の校地を継承し、キャンパスが広島県内 5 箇所に分散していた。これら分散するキャンパスの統合を図るため設置された広島大学改革委員会は、1969 年 5 月、広島大学のキャンパス統合に関し以下の目標と方針を示している。

1. 広島大学を適正規模の総合大学として再編成する。
2. 旧大学廃止・新大学設置という方式によらず、現在の組織を漸進的に移行させる。
3. 広島市近郊にキャンパス用地を入手し、キャンパス統合・移転と並行して、大学都市・都市大学の組合せによる大学を建設する。
4. 移行はまず教育組織の改革から着手し、ついでこれと相即する研究組織の改革へと進む。
5. 新キャンパスに作られている大学都市と原キャンパスの一部を用いる都市大学を結んで地域社会との協力を密接にし、市民社会への奉仕の機能を果たす大学を建設する。
6. 新キャンパス移転の際に厚生施設を充実させ、大学を「生活の場」として再編する。
7. 中四国の近隣大学との交流を密にし、大学間の連帯を強化する。
8. 研究・教育体制整備の前提として、まず全分野に大学院博士課程を設置する。
9. 前項と同じ目的のために現行の教養部を中心に教養学部を設置する。

加えて、キャンパス統合の意義が以下の通り示されている。

1. 分散したキャンパスの統合は、真に「総合」大学としての実質を備えた大学への研究・教育組織再編のための必須の前提条件である。
2. 郊外への移転は、大学の「大衆化」などから生じた、いわゆる「人間疎外」の状況を克服するため、厚生施設を根本的に充実し新しい「生活の場」としての大学を建設する前提条件である。
3. 統合移転は、都市大学と大学都市を結んで地域社会へ奉仕の機能を果たし、「地方大学」としての新しいあり方を追求する基礎条件である。

さらに、キャンパス候補地に関してもその条件を具体的に示している。

1. 新キャンパスはおよそ 300 万 m²を予定し、さしあたり医・歯・薬・病院および附属学校などを除く大部分の部局が集中する。
2. 改革委員会仮設 I に示されたキャンパス概念図では、研究・教育・厚生空間 130 万 m²、運動場・農場など 100 万 m²、学生宿舎、職員宿舎用地 70 万 m²と見込まれ、なお居住コア二の構想がある。主キャンパスの建築および環境は従来からの基準にとらわれることなく、講堂かつ新鮮なものを設計する。
3. 医・歯・薬は病院を中心にさしあたり現キャンパスにとどまり、メディカルセンター

を形成する

4.広島市・福山市内のキャンパスの一部は保有し、夜間部の教育・開放講座その他地域市民のための大学センターを構想する。

以上、同委員会は、キャンパス移転の目標と方針に関し、組織の構成、キャンパスの立地とその空間構成、地域社会との関係まで多岐にわたる提案を行っている。

キャンパス候補地の選定は将来計画特別委員会専門委員会によって1969年7月ごろから資料収集が始められ(70年12月にキャンパス問題小委員会、72年1月にキャンパス用地調査委員会として改組)、71年12月には広島市周辺約30kmの範囲内のキャンパス予定地に関する調査を終了し、候補地として24カ所を選定している。

同委員会により、72年6月、候補地が西条町、可部町、五日市町の3カ所に絞られ、地形・地質・土質・配給水、農場用地などに関する調査が行われている(「広島大学キャンパス候補地の自然条件に関する調査書」)。この調査結果を踏まえ、1973年2月 統合移転用地を西条と決定している。「学園都市の整備に関する報告書」(広島県学園都市計画策定班 1972年8月)に記される広島大学移転先立地条件としては以下の通りである。

- 1.広島広域圏の教育分化機能を分担するために、広島市の都心部からほぼ1時間圏内にあること
- 2.現在の通勤・通学者の流れを逆にする上で役立つことが望まれるために、市街地外縁部に立地させるべきであること
- 3.東京、大阪などの大都市、松山、松江などの中四国主要都市、および都市圏内の主要都市と既存および計画中の交通施設によって結ばれること
- 4.用地取得が容易で、造成費が安く、災害などの少ない場所であること
- 5.周囲の眺望がよく、大学のもつ潜在的エネルギーが地域発展に活用される可能性を持つこと。
- 6.上・下水道などの施設が地域整備計画と一体であること。

また、統合のためのキャンパス用地として西条町を選定した理由としては以下の事由が示されている。

- 1.広島地区の補完的機能を有し、賀茂地区開発協議会の総合開発計画では研究学園都市の形成を意図している。
- 2.数百ヘクタールの用地確保が可能で、オープンスペースに恵まれている。
- 3.人口が増加しているので公共投資により、スプロール化を防ぎ、計画的な都市づくりが可能である。
- 4.国鉄、国道、県道で周辺主要都市と結ばれているが、新たに建設される山陽自動車道、国道2号線バイパスにより、さらに交通が密になる。

1969年に大学改革委員会による大学統合案が出されてから、1995年の学校教育学部、法学部、経済学部の移転完了に至るまで、ほぼ4半世紀の年月が費やされている。

2-4-1-4 九州大学の場合

主要な典拠

「九州大学新キャンパスホームページ」(<http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/index.html>)

キャンパス整備の経緯と背景

九州大学の移転統合の背景として、平成3年の「大学設置基準の大綱化・簡素化」(文部省令の改正)発表に伴う、全国的な「大学改革」への動きがある。九州大学では、「大学改革」の1つとして「大学院重点化」や「学府・研究院制度」の導入を決定している(平成7年3月「九州大学の改革の大綱案」、平成7年5月「続・九州大学の改革の大綱案」)。「学府・研究院制度」は、大学院の研究・教育組織である「研究科」を、大学院の教育組織としての「学府」と、教官の所属する研究組織である「研究院」とに分離したものである。このような新しい九州大学像を空間的に実現するため、新キャンパスの整備が求められ、キャンパス移転の理由として以下の事項が掲げられた。

1. キャンパスが分離していることから、全学教育と専攻教育・大学院教育のスムーズな連携や、共同研究の実施等に障害が生じていること。
2. 施設の老朽化や狭隘化により、教育研究面の高度化や多様化への適応が困難であること、緑地の不足などキャンパスとしてバランスを欠くこと。
3. 福岡空港の延長進入区域であることから、航空機騒音により教育研究に著しい支障を来していること。事故再発への懸念。
4. 箱崎地区で、高層化・集約化した施設を再開発整備することは、航空法上の高さ制限など様々な要因からきわめて困難であること。

社会状況に対応する教育研究を効率的に行うために、現地再整備では達成しえない組織編成とそれに対応する統合型キャンパスの設置を志向している。これに加えて、主要キャンパスである箱崎地区の立地上の問題解消をキャンパス移転の理由として掲げている。

さらに「時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続ける開かれた大学の構築」、「それに相応しい研究・教育拠点の創造」をコンセプトとして、新キャンパスを計画するための5つの基本理念が示されている。

1. 国際的・先端的な研究・教育拠点(センター・オブ・エクセレンス)に相応しい施設の整備
2. 自然を活かし、資源を有効利用して、環境と共生する未来型キャンパスの創造
3. 活発な人的交流や施設の開放を図り、地域に開かれた魅力的なキャンパス生活の創造
4. 周辺地域における新しい学術研究都市の核となるキャンパスづくりと地域連携の推進
5. 総合大学の特色が十分に発揮されるよう、キャンパス間の連携に配慮した新キャンパスの創造

以上を踏まえ「新キャンパス計画専門委員会」(1992年10月)のもと、キャンパスデザインのために基本的課題ごとの検討組織が編成された。交通や遺跡保存に関する基本方針や、ゾーニング(部局や施設の区分)の基本構想、「移転順序」の検討とその実行可能性についての確認作業、農場計画、交通・情報通信・エネルギー・水・廃棄物など基本的インフラ整備のあり方、緑地管理計画、環境影響評価、さらに地域との連携・交流などが「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」(2001年3月)としてまとめられた。同プラ

ンは、「伝統を創り出す象徴的空間と柔軟に変化・増殖する空間の共存」、「糸島地域の悠久の歴史と自然との共生」、「安心・安全で快適なキャンパス環境の整備」を掲げ、良好な研究教育環境の創出をめざすとともに、キャンパス全体に関する目標の設定と空間の骨格形成の概念、土地利用、交通、インフラストラクチャー、研究教育施設の内部空間、段階的な整備等についての方向付けが行われた。

移転スケジュールは、全体を3つのステージに分け、工学系の移転から、およそ10年間かけて移転することを予定している（表18参照）。

表18 九州大学伊都キャンパスへの移転スケジュール概要（2004年9月段階）

計画・整備時期		整備計画、移転(予定)施設	
平成17年までの経過	平成3年	10月	福岡市西区元岡・桑原地区への移転を決定(「九州大学新キャンパス移転構想(学長試案)」)
	平成5年	8月	新キャンパス計画推進室を設置
	平成10年	5月	「新キャンパスの土地造成基本計画」を決定
		7月	「アカデミックゾーン内のゾーニングと移転順序」を決定
	平成12年	2月	「九州大学新キャンパス統合移転事業環境影響評価書」をまとめる
		3月	「新キャンパス・マスタープランの基本的考え方」を決定
	平成13年	3月	「新キャンパス・マスタープラン2001」を決定
	平成14年	6月	「工学系地区基本設計」を決定
	平成17年	9月	「パブリックスペース・デザインマニュアル」を決定 新移転スケジュールを決定
		4月 10月	新キャンパス名称「伊都キャンパス」に決まる 第一期開校
第Iステージ (平成17～19年度)		伊都 キャン パス への 移転	工学系I,II、理系図書館I
第IIステージ(平成 20～23年度)			基幹整備、新手法による整備 六本松から箱崎へ移転(比較社会文化) 用地再取得(平成25年度完了)
第IIIステージ(平成 24～31年度)	平成26年		理学系(H26)の移転予定
	平成27年		情報基盤センターの移転予定
	平成28年		理系図書館IIの移転予定
	平成29年		中央図書館の移転予定
	平成29・30年		文系の移転予定
	平成29年		全学教育の移転予定
平成31年	農学系・その他の移転予定		

本報告では、原則として西暦を用いているが、伊都キャンパスへの移転スケジュールは「年度」を基準に設定されていることから、本表では典拠のまま和暦を用いている。

2-4-2 新たな教育研究体制に適応したキャンパスの創造

2-4-2-1 京都大学（桂キャンパス）の場合

主要な典拠

- ・パンフ「京都大学桂キャンパス 日本語版」(京都大学工学研究科 2006年7月)
- ・「京都大学桂キャンパス 2006」(京都大学広報センター 2006年7月)
- ・「工学学報」No.33(2000年4月), No.34(2000年10月), No.35(2001年4月)
No.36(2001年10月), No.38(2002年10月), No.40(2003年10月)
No.41(2004年4月), No.42(2004年10月), No.43(2005年4月)
No.44(2005年10月), No.45(2006年4月)

キャンパス整備の経緯と背景

京都大学において、吉田、宇治キャンパスの建物の過密状態が指摘され、新キャンパス建設の必要性が認識され始めたのは、1983年頃とされる。翌1984年にはキャンパスの将来計画を検討するため「将来計画検討委員会」が設立され、新キャンパス建設の必要性が討議されている。新キャンパスの候補地としては、木津中央地区、桃山丘陵、田辺地区などもあったが、1999年9月、周辺環境とその立地性のよさを根拠として「桂御陵坂」地区が選定された。吉田キャンパスに占める専有面積の多さと、吉田キャンパス再整備の事情から、工学研究科と情報学研究科がその移転対象となった。同時に、総合移転ではなく、京都市内に主要キャンパス（吉田、宇治、桂の3キャンパス）を分散させる「京都・大学都市構想」に基づき、キャンパスの「トライアングル構造」を構築することとなった。桂キャンパスでは、工学と科学が融合する「テクノサイエンス・ヒル」と称して国際水準の卓越した教育研究を推進するためのキャンパス環境を確保し、異なる学問分野間の交流や世界各国の大学との国際交流を推進するとともに、産業界や公的研究機関、地域社会との協調を行うことをその目標としている。2003年10月、桂キャンパスが開学し、化学系・電気系各専攻の教育・研究が開始している。翌2004年10月に、建築学専攻と、桂キャンパス事務部が移転し、2007年3月現在も各専攻の移転作業が進行中である（京都大学桂キャンパス整備経緯概要に関しては表19参照）。

表19 京都大学桂キャンパス整備経緯概要（2000年10月まで）

年・月	キャンパス整備に係る内容
1994年	新キャンパス基本計画策定 新キャンパス確保のための「新キャンパス委員会」設置 新キャンパス候補地の調査検討開始
1998年	京都大学のキャンパス問題の再検討開始
1999年5月	工学研究科の桂坂移転案が新キャンパス構想案に浮上
1999年9月	工学研究科・情報学研究科が桂坂新キャンパスに移転することが評議会で決定。 移転のための各委員会や作業部会が検討開始。
1999年12月	補正予算で桂キャンパスが認められ化学系・電気系専攻の総合研究棟等の建設費がつく
2000年10月	文部省において桂キャンパスの基本設計が大筋了承される。

2-4-2-2 筑波大学（筑波キャンパス）の場合

主要な典拠

- ・『筑波大学その十年 学十周年記念』（筑波大学十年史編集委員会編・筑波大学総務部総務課，1983年）
- ・『日本の学校建築』（菅野誠・佐藤譲著，文教ニュース社，1983年）

キャンパス整備の経緯と背景

筑波大学設立の背景には、学生紛争を踏まえた大学改革の必要性に加えて、1958年頃から唱えられた政府部局内で東京の過密問題を解決するための首都機能移転計画があった。1961年9月の閣議において、機能上東京の既成市街地に置くことを要しない官庁の集団移転の検討を行うことを決定したことが、筑波研究学園都市建設計画の発端とされる。1963年9月には、研究学園都市の建設地を筑波地区とする閣議了解がなされた。1967年9月には、筑波研究学園都市に移転する研究機関として、36機関が選ばれ、その1つが東京教育大学とされた。

筑波大学の設立は、従前の制度にしばられない新しい構想の大学を目指し、「全くの新設でもなく、東京教育大学の単純移転でもなく、東京教育大学を取り込んだ形の新設」であったとされる。1969年8月、新構想大学を創設するためのマスタープラン委員会は、プランニングプロセスと計画をつくる各種委員会を設置し、「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（1969年12月）をまとめた。筑波大学の特徴は、開かれた大学を目指し、従前の学部・学科・付置研究所といった組織に代わり、学群（教育組織）、学系（研究組織）、特別プロジェクト研究組織（研究組織）、センター（学内共同教育研究施設）など教育・研究それぞれの機能に応じた組織をつくり、それぞれの機能が独自に有効な働きをするよう、教育と研究の機能的分離を図ったことにあるとされる。

1969年11月、文部省に「筑波新大学創設準備調査会」が設置され、1971年6月、「筑波大学に関する基本計画案」が決定されている。同10月には筑波大学開設準備委員会が設置され、同委員会によって「筑波大学開設計画案」が発表されている。同計画案によると、「国際A級」の大学を目指し、「総合的な研究開発」と「大学の開放」を基本計画の骨子として掲げている。そのような目的を達成するためのキャンパス整備の特徴は、「都市的空間をもった構成配置、独自の施設基準、独自の形態、モジュール、工業化工法」を採用したこととされる。以上の経緯を経て、筑波大学は1973年10月に開学している。

2-4-2-3 東京工業大学（すずかけ台キャンパス）の場合

主要な典拠

- ・『東京工業大学百年史 部局史』（東京工業大学編，1985年）

キャンパス整備の経緯と背景

東京工業大学すずかけ台キャンパスは、大学本部の置かれる大岡山キャンパスとは異なり、従来の学問領域を超え、将来の発展の予見される斬新な分野を対象とする横割りのあるいは学際的な専攻群をもって構成し、極めてユニークな教育・研究を行い、わが国のみならず世界の科学・技術の進歩に貢献し、社会に寄与する指導的人材を養成することを目的に設置された。また、生涯学習、再教育の方途を論ずるものであるとされる。

1968年1月の評議会で、大学院充実のための第2キャンパスを使用する案が提案され、研究所移転と大学院拡充計画を検討するための岡部地区使用計画委員会が発足した。同年11月には評議会で「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」が決定された。同申し合わせよると、「岡部地区利用の基本方針」として、「新しい形式の大学院教育のモデル地区」形成と、「大学院が独自の専攻をもつこと」を目指すことが記されている。1971年7月には、長津田（名称を岡部から変更）地区使用計画委員会による審議結論として「東京工業大学長津田キャンパスの使用計画」、同年12月には「東京工業大学長津田地区の使用計画」がまとめられた。同計画書では、長津田地区には、大岡山地区とは異なる横割り形式の総合的な新専攻群からなる学部のない新構想の大学院を設置し、世界の科学・技術の新しい発展に対応できる理工系大学院学生を教育し、優れた指導的人材を多数社会に送り出すことを目的に掲げている。その構成は、9専攻88講座であった。移転は1975年9月の、精密工学研究所、像情報工学研究施設の同地区移転に始まり、1979年の社会開発工学専攻、材料科学専攻、エネルギー科学専攻、システム科学専攻の4専攻の移転により、大学院総合理工学研究科の長津田地区移転はほぼ完了した。総合理工学研究科は、従来の学問領域を越えた境界分野の教育研究に当たることを目的とする大学院だけの独立研究科であり、わが国初めての試みであった。

2-4-2-4 東京大学（柏キャンパス）の場合

主要な典拠

- ・「東京大学ホームページキャンパス計画の概要」
（本郷キャンパス、駒場キャンパス、柏キャンパス）
（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac02/b07_02_j.html）
- ・柏キャンパス案内パンフ「東京大学柏キャンパスへようこそ」(東京大学柏キャンパス共同学術経営委員会リエゾン室)

キャンパス整備の経緯と背景

東京大学の場合、本郷キャンパスを伝統的な学問分野に関する研究を行う場、駒場キャンパスを学際的な学問分野に関する研究を行う場とし、これら2キャンパスにおいて、学

問の伝統における継承と深化を担ってきた。これに加えて、「学融合」を志向する場として柏キャンパスが設けられることになった。「学融合」を志向する場としての柏キャンパスは、「国際的学術展開」と「産業創成展開」を目指した新しい学問分野の創出拠点と位置づけられる。以上は、キャンパス内で扱う学問分野の特性により、本郷・駒場・柏の各キャンパスを極とするもので、「三極構造」構想と称される。

柏キャンパスの建設は、1999年2月に第一次の整備計画が策定されたことに始まる。その敷地は、平成7年度と平成10年度に柏市所在の米軍柏通信所跡地を中心とする32万㎡を取得したものである。平成11年度末に田無キャンパスから宇宙線研究所が移転して以来、平成17年度末に本郷キャンパスから大学院新領域創成科学研究科環境学研究系が移転するまでの各施設の移転状況を一覧にすると表20の通りである。

表20 東京大学柏キャンパスへの施設移転スケジュール概要（平成17年度末まで）

年度	移転施設名	移転元キャンパス名
平成11年	宇宙線研究所	田無
	物性研究所	六本木
平成13年	大学院新領域創成科学研究科生命科学研究系	本郷
平成15年	大学院新領域創成科学研究科基盤科学研究系	本郷
平成16年	人工物工学研究センター	駒場
	空間情報科学研究センター	駒場
	高温プラズマ研究センター	本郷
	気候システム研究センター	駒場
平成17年	大学院新領域創成科学研究科環境学研究系	本郷

以上、8大学における大規模新規キャンパス造成の経緯・背景には、共通する事項が多い。共通点を列挙すると以下の通りである。

1. 新規キャンパス造成は、現キャンパス狭隘解消を目的とすること。
2. 社会変化に伴う新たな学問領域へ対応するための組織と空間の創造を目指したものであること。
3. 教育・研究といった学校運営の効率化を図ること。
4. 地域社会、国内外との関係性への配慮が重要視されていること。
5. 分散するキャンパスを統合し、総合大学として組織・空間の一体化を目指すこと。
6. 複数のキャンパスを有する場合、各キャンパスを核とする役割の明確化・分化を図ること。

2-5 キャンパス形成の歴史的展開に関する現代史的意義付け

戦後、学制改革に伴い、戦前の複線型進学系統が6・3・3・4制に一元化された。専門教育に偏りすぎていた戦前への批判から一般教養課程が設けられ、加えて、戦前の師範教育への批判から大学における教員養成が戦後の新たな教育制度として採用された。戦後の高等教育において大きな役割を果たした新制国立大学は、戦前に異なる性格を有していた帝国大学、官立単科大学、官立専門学校、各種師範学校を統廃合することによって成立した。

新制大学の多くは、法令によらず文部省の個別的対応により成立しているが、新制大学設立時における各大学各学部と編成校の立地は一致しており、設立時の新制国立大学が、制度上、異なる性格を有した旧制高等教育機関を府県を単位として組織編成しただけで、その施設・設備を継承していることを確認出来る。戦前の学校制度は、複線的な進学系列を有しており、編成された母体校の序列を単純に比較することは困難であるが、帝国大学を頂点とし、その下位に官立単科大学、官立専門学校を置く、戦前の校地・校舎・設備面での格差を継承したものと捉えることが出来る。多くの新制国立大学において、旧制高等教育機関の立地を継承した各学部は府県内に分散することとなった。とりわけ、師範学校、青年師範学校といった複数の母体校によって編成された教員養成系学部（教育学部、学芸学部）で分散の傾向が強い。多様な高等教育機関を編成しその成立時から多くの問題を抱えた新制大学の空間整備のうち、校舎に関しては法令である「大学設置基準」でその基準を規定するが、とりわけ大きな問題とされた校地問題の多くは法令化されず、大学設置審議会に設けられた第9特別委員会の諸政策などにより対応が図られた傾向が強い。

第9特別委員会は、戦後の国立大学における校舎と校地の具体的な整備方針を定め、編成された新制国立大学のキャンパスの整備状況を分析し問題点を学校別に指摘した。特に整備の必要性ありと判断された大学の多くでキャンパスの統廃合とそれに伴う施設整備の必要性が指摘され、学校運営の効率化を目的に分散するキャンパスの統廃合と一般教育課程を行う施設の整備が大きな課題とされた。第9特別委員会の指摘に基づき、各大学で行われたキャンパス整備においては、

1. 新たな整備用地を確保した場合。
2. 編成された母体校のなかで、最も規模が大きく戦前の高等教育機関で上位とされた母体校を核としてキャンパス整備が行われた場合。
3. 母体校の敷地を維持した場合。

といった主に3つの方法がとられ、次章以降で検討する、いわゆる「総合・文理混合キャンパス」をはじめとするキャンパス類型の形成に結びついている。

同委員会は、キャンパス統廃合などキャンパス整備に伴う施設整備を行う際の指針として「国立大学施設最低基準」(1951年6月作成)を定めた。その基準に求められたレベルは旧制専門学校中位レベルであり、戦前の総合大学である帝国大学ではなかった。地方における高等教育の機会均等を達成するため、府県を単位として新たに設けられた新制国立大学の場合、総合大学でありながら、戦前からの総合大学である帝国大学とは格差を有することを前提とした基準であった。同基準を継承し、1960年以降に、国立大学のキャンパス整備に伴う施設整備の基準として用いられた「国立学校施設整備暫定基準」の場合、旧制専門学校を母体とする大学院を持たない大学と、大学院を有する旧帝国大学・官立単科大学で求められる施設整備基準が区分される。とりわけ、医学部の場合、母体として編成

された戦前の旧制高等教育機関の種別によって他学部よりも細かな格差が設けられる。新制国立大学の場合、制度上は、府県を単位とする均質な総合大学の設置を標榜していたが、制度成立直後の整備方針から、戦前の帝国大学を頂点とする母体となった学校種別の差による格差の継承を確認できる。

以上、戦後の新制国立大学におけるキャンパス整備は、校地と校舎に対する二元的な対応による整備方針に加えて、制度（平等の標榜）と実態（大学間格差）の乖離を含んだ戦前の学校種別による格差を継承するものであった。大学のキャンパス整備に際しては、キャンパスを構成する校地と校舎を一体的に捉え、各大学が持つ歴史的継承性に基づくキャンパス整備内容の差異を踏まえた整備方針を打ち立てていくことが重要であるといえる。

第3章 キャンパス環境の評価診断指標の構成

3-1 大学キャンパスの類型化とその校地・校舎整備

- 3-1-1 大学キャンパスの規模と校地校舎整備の状況
- 3-1-2 大学キャンパスの役割類型の設定
- 3-1-3 大学キャンパス類型別にみた校地・校舎整備の概要

3-2 キャンパスが保有する施設機能の現状と面積的関連

- 3-2-1 保有施設機能の整備区分
- 3-2-2 保有施設機能整備区分と校地・校舎整備の面積量との関連性

3-3 キャンパス役割類型・保有施設機能整備区分と単位空間の整備・利用

- 3-3-1 保有施設機能整備区分と教育・研究・活動支援室の整備・利用
 - 3-3-1-1 教育環境（授業面）について
 - 3-3-1-2 教育環境（学生活動面）について
 - 3-3-1-3 研究環境（面積的側面）について
 - 3-3-1-4 教員勤務・研究環境（人間的側面）について
 - 3-3-1-5 活動支援環境（面積的側面）について
 - 3-3-1-6 活動支援環境（人間的側面）について
- 3-3-2 大学キャンパス類型別にみた教育・研究・活動支援環境
 - 3-3-2-1 総合・文理混合キャンパス
 - 3-3-2-2 人文学系メインキャンパス
 - 3-3-2-3 医歯学系メインキャンパス
 - 3-3-2-4 理工学系メインキャンパス
 - 3-3-2-5 教育学系メインキャンパス
 - 3-3-2-6 その他系メインキャンパス

3-4 大学キャンパスの校地・校舎の整備タイプとその整備内容

- 3-4-1 校地・校舎の整備タイプの作成
- 3-4-2 校地・校舎整備タイプとキャンパス役割類型・保有施設機能整備区分の対応

3-5 キャンパス類型別にみた教育・研究・活動支援環境の現況 現地調査報告

- 3-5-1 総合・文理混合キャンパス
- 3-5-2 人文学系メインキャンパス
- 3-5-3 医歯学系メインキャンパス
- 3-5-4 理工学系メインキャンパス
- 3-5-5 教育学系メインキャンパス
- 3-5-6 その他系メインキャンパス

第3章 キャンパス環境の評価診断指標の構成

前章でみたように、大学設立の認可基準の歴史的な展開から、結果的として、大学にはその社会機能や運営の方向に区分が生じている。このことは、現在の大学キャンパス定員の構成をみた昨年度の悉皆調査からも捉えられ、実情として大学運営主体別、学生定員規模による大学キャンパスの社会機能の状態が現れている(図1)。こうした、これまでの大学設置の経緯で生じた大学キャンパスの社会機能の区分化の一方で、現在の大学には時代背景に応じた大学機構の再編が求められ、その運営や社会的役割の価値観は多様化している。そのため、キャンパスの校地・校舎整備には、これまでの大学の役割機能に対応しながら、柔軟に整備・運用を実行するための枠組み作りが必要である。

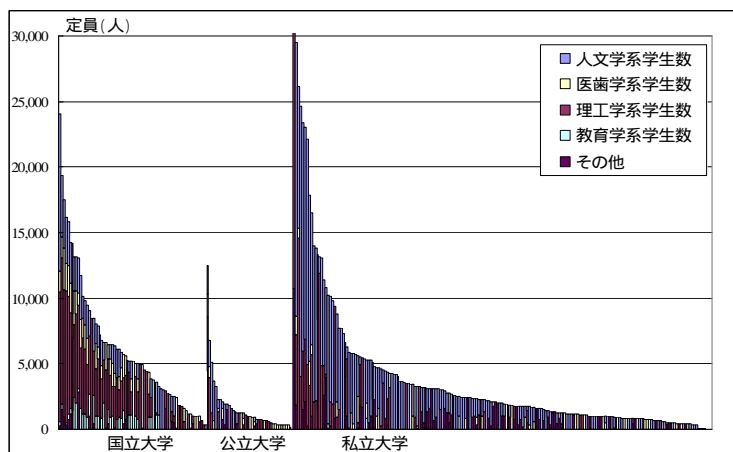


図1 キャンパス毎の学生定員とその内容

本章では、キャンパス単位にその役割機能を把握した上で、これと対応した整備状況を捉え、今後の大学キャンパスが目指す環境整備の枠組み・指針を求める。

3-1 大学キャンパスの類型化とその校地・校舎整備

3-1-1 大学キャンパスの規模と校地校舎整備の状況

運営主体別の校地・校舎整備の状況

校地・校舎の施設整備の概要を捉えるため、大学キャンパスの運営主体別に基本的な面積規模と学生一人当たりの単位面積の分布をみる(表1、2)。

表1 学生1人あたり敷地面積(m²/人)

	国立	公立	私立
平均	135.0	257.8	111.7
分散	72486.8	225439.8	279571.3
標準偏差	268.3	470.4	527.9
最小値	1.3	0.9	0.1
中間値	59.0	119.2	42.2
最大値	2330.4	2492.6	8910.7
トリム平均(5%)	90.9	182.5	60.5

表2 学生1人あたり延べ床面積(m²/人)

	国立	公立	私立
平均	46.5	79.0	39.9
分散	2402.6	12838.3	12519.3
標準偏差	48.8	112.2	111.7
最小値	0.0	4.0	0.3
中間値	26.1	40.6	16.6
最大値	352.1	622.7	1292.8
トリム平均(5%)	40.6	63.0	24.1

極端なデータの影響を軽減するため、最大値側・最小値側の一定割合のデータを除いて算出した平均値。

大学キャンパスの設立過程から、国立大学が保有するキャンパス毎の敷地面積は公立大学、私立大学と比較して、全体として優位である。引き連れて、キャンパス毎の校舎面積についても同様のことが言える。学生一人当たりの面積でみると、公立大学が、学生定員規模の面で国立大学、私立大学と比較して小・中規模であることもあり、最も優位な整備状況である。私立大学は、公立大学、私立大学と比較して、平均値でみると約 1/3～1/1.5 の単位面積となっており、その面積的な整備差は明確に現れる。

こうした整備差は当然の結果であるが、大学設置基準の見直しをより実効性の強いものにするために、踏まえておくべき現状として確認した。

学生定員規模別の校地・校舎整備の状況

さらに、学生定員規模別にみる。定員規模の区分は、大学側が設定している定員数の標準偏差の上下限をとり、その近似値から明快な区分値として、小規模定員キャンパスを 1～1,000 人、中規模定員キャンパスを 1,001～7,000 人、大規模定員キャンパスを 7,000 人以上、を設定した。

敷地面積の学生一人当たり面積の分布をみると、小規模定員キャンパスの単位面積は中規模定員及び大規模定員キャンパスのものと大きく乖離している。また、延床面積に関しても、同様の現状が捉えられる。学生定員が 1,000 人程度以下のキャンパスでは単位面積量の整備面で優位であり、1,000 人程度以上のキャンパスでは、定員の増加ほどの単位面積量の低下は現れない(表 3、4)。

こうした傾向は、現行の設置基準に困っていることが考えられるが、大学キャンパスの量的な整備の現状として、学生定員が大きく係わり影響していることが確認できた。

表 3 学生1人あたり敷地面積 (㎡/人)

	小規模	中規模	大規模
平均	254.6	81.1	37.5
分散	582678.6	32856.6	2418.6
標準偏差	761.1	180.9	48.8
最小値	0.4	1.7	0.1
中間値	89.8	46.3	23.7
最大値	8910.7	2330.4	266.5
トリム平均(5%)	146.5	59.1	30.0

表 4 学生1人あたり延べ床面積 (㎡/人)

	小規模	中規模	大規模
平均	88.6	25.6	16.6
分散	25341.4	619.7	178.3
標準偏差	158.7	24.8	13.2
最小値	2.3	0.0	0.3
中間値	43.9	17.6	13.0
最大値	1292.8	153.3	63.0
トリム平均(5%)	64.8	22.3	15.6

以上の面積量による大学キャンパスの整備面の現状を捉えたことを踏まえて、これまでの大学設置の経緯で生じた大学キャンパスの社会機能の区分化を明確にし、これを参考的に活かした校地・校舎整備のガイドラインを作成する必要がある。その一方で、大学の存在は常に時代背景に応じて再編される流動的な機構であり、現在は既存の学部・専攻からの脱却を目指して、意識的に専門分野を横断する学部・専攻の設立が行われている過渡期である。そのため、校地・校舎整備のガイドラインは、戦後から現在までの 100 年にも満たない期間の中で生じた大学機能の区分にとらわれずに、社会の変化に柔軟に対応することが重要である。

3-1-2 大学キャンパスの役割類型の設定

昨年度の報告では歴史的な展開から生じた大学キャンパスの社会機能と運営指向に着目して、大学キャンパスが設定している学生定員の学問領域から大学キャンパスの役割構造を抽出した。分析指標は、学部・研究科区分別の人文系学系 / 理工学系 / 医歯学系 / その他の区分、及び学部、大学院前後期の収容定員を元に指標を構成した（表5）。

表5 大学キャンパスの役割に関する主成分分析指標

指標設定	記号	主成分1	主成分2	主成分3
高度教育研究指数1(大学院定員/総定員)	-1	0.066	0.091	-0.050
高度教育研究指数2(大学院修士定員/大学院定員)	-2	-0.277	0.099	0.033
高度教育研究指数3(大学院博士定員/大学院定員)	-3	0.376	0.032	-0.208
文系学部定員率(文系学部定員/学部定員)	-1	-0.315	-0.314	-0.181
理工系学部定員率	-2	-0.071	0.527	-0.143
医学系学部定員率	-3	0.484	-0.129	0.026
教育系学部定員率	-4	-0.079	0.047	0.590
文系大学院前期定員率(研究科前期定員/大学院定員)	-1	-0.307	-0.304	-0.204
理工系大学院前期定員率	-2	-0.101	0.510	-0.121
医学系大学院前期定員率	-3	0.258	-0.084	0.072
教育系大学院前期定員率	-4	-0.088	0.042	0.602
文系大学院後期定員率(研究科後期定員/大学院定員)	-1	-0.163	-0.216	-0.251
理工系大学院後期定員率	-2	0.006	0.413	-0.180
医学系大学院後期定員率	-3	0.477	-0.086	-0.041
教育系大学院後期定員率	-4	-0.018	-0.005	0.176
固有値		3.009	2.774	1.973
寄与率		0.201	0.185	0.132
累積寄与率		0.201	0.386	0.517

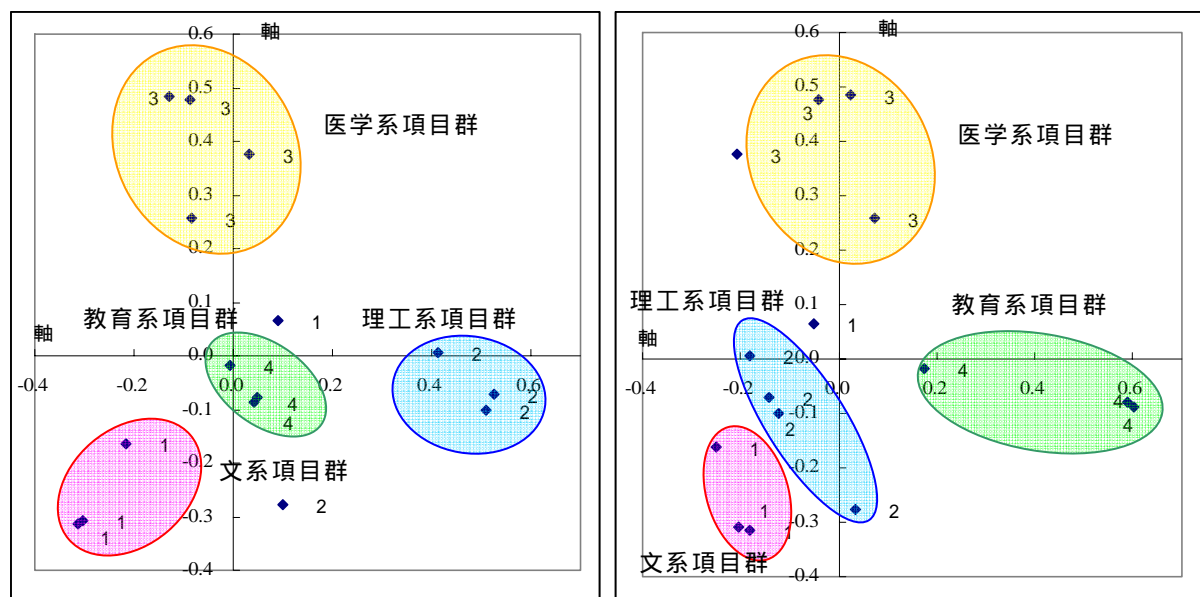


図2 主成分分析のカテゴリープロット図

その結果、以下の6つのキャンパス類型を抽出・設定した。

総合・文理混合キャンパス（人文系,理工系や他の学系が複数存在している系）

人文学系メインキャンパス（人文学が主の学部・専攻になっている系）

医歯学系メインキャンパス（医歯学、看護学が主の学部・専攻になっている系）

理工学系メインキャンパス（理工学が主の学部・専攻になっている系）

教育学系メインキャンパス（教育学,学芸学部が主の学部・専攻になっている系）

その他系メインキャンパス（体育,芸術等のように演習・実習が主となる系）

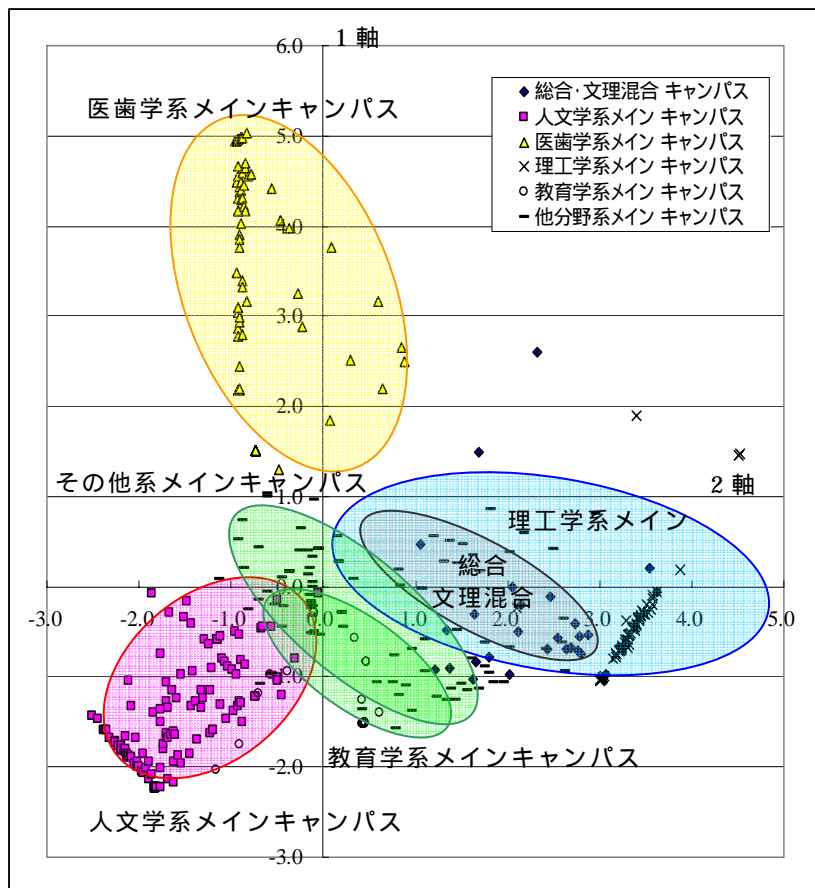


図3 キャンパスのサンプルプロット、役割類型の分布

すなわち、(一)大学設置の基準化の過程、(二)大学設立、大学キャンパス設置の経緯、(三)その年月下の施設整備の現況、(四)今後の大学機能の充実化・多様化、などに対して、上記の役割分類が、一定の有意性を持っていると考えられる。そのため、今後の大学の校地・校舎整備には、上記のキャンパス役割類型をベースとして、これに必要なかつ十分な施設・空間づくり、さらに、より高価値を保有する環境づくりを目指す校地・校舎整備の指針や基本構想の設定が必要である。こうした指針や基本構想は時代と共に流動的に変化していくことが望ましい。一方で、流動的な部分と、流動的ではなく大学固有のものとして維持していくものとの区分が重要となる。

3-1-3 大学キャンパス類型別にみた校地・校舎整備の概要

先に設定したキャンパス役割類型別に校地・校舎整備の現状をみる。最初に、各項目の平均値・標準偏差、及び、面積区分別の母数累積によって、大学キャンパスにおける校地・校舎整備の面積的側面の傾向をみる（図4～7）。

総合・文理混合キャンパス：他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・建築面積量・延床面積量・運動場面積量の全ての面において物理量としての面積量が優位である状況が確認できた。

人文学系メインキャンパス：総合・文理混合キャンパスとは逆に、他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・建築面積量・延床面積量・運動場面積量の全ての面において物理量としての面積量が低位である。小～中規模でまとまった施設整備が多いキャンパス特性が確認できた。

医歯学系メインキャンパス：他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・運動場面積量は低位であり、建築面積量も中位に位置している。その一方で延床面積量は大規模になるに連れて総合・文理混合キャンパスと同等の規模となるキャンパスも存在する。高層、かつ附置施設の多いキャンパス特性が確認できた。

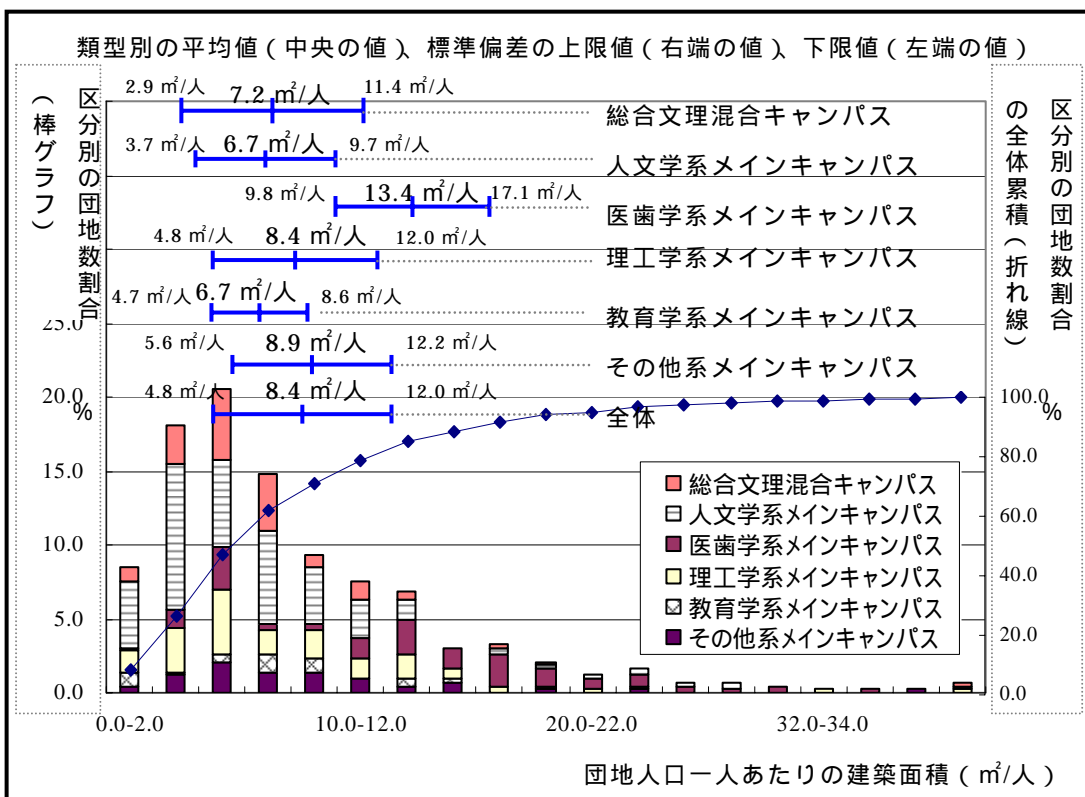
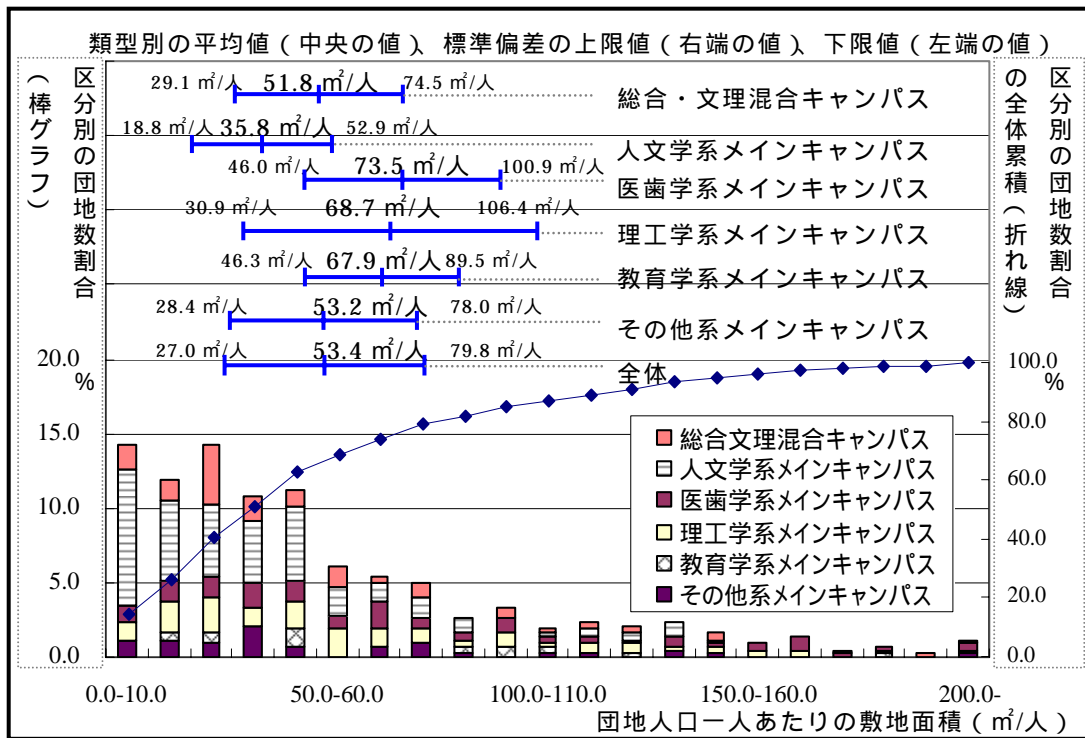
理工学系メインキャンパス：他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・運動場面積量・建築面積量が中位に位置している状況が確認できた。理工学系メインキャンパスの面積量的な優位性は、大型設備、大型施設に対する隣棟間隔、隣地対策、防災対策の面で絶対的に必要なものの結果として現れている側面に留意する必要がある。

教育学系メインキャンパス：他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・運動場面積量は総合・文理混合キャンパスと同等の規模となるキャンパスも存在する一方で、建築面積量・延床面積量は低位である。運動場面積は広いが施設整備は小～中規模でまとまっているキャンパス特性が確認できた。

その他系メインキャンパス：他のキャンパス類型と比較して、敷地面積量・建築面積量・延床面積量が人文学系メインキャンパスと同程度である。一方で、運動場面積量は小規模と大規模の対極に位置するキャンパスが存在する。小～中規模でまとまった施設整備が多く、体育学の運動場に面積的特性が現れる状況が確認できた。

すなわち、キャンパス校地・校舎整備の状況を団地人口一人当たりの単位面積でみると、学生数によって面積量を定めた現在の設置基準によって、医歯学系メインキャンパスの敷地面積、及び延床面積の優位性と人文学系メインキャンパスの低位性が現れている。

その一方で、こうした現行の基準で定められている面積だけでなく、運動場などの屋外面積に関しても、大学キャンパスの役割分類による差異が現れている。各キャンパスの機能、特性を踏まえた校地・校舎面積とともに、運動場などの、屋外空間はキャンパス内の学生、教員、職員の福利厚生的な活動空間として必要である。更に、これらを屋外空間の整備計画の必要性として位置付けると、同様に、道路・交通計画、植栽・植生の計画等も必要であると考えられる。



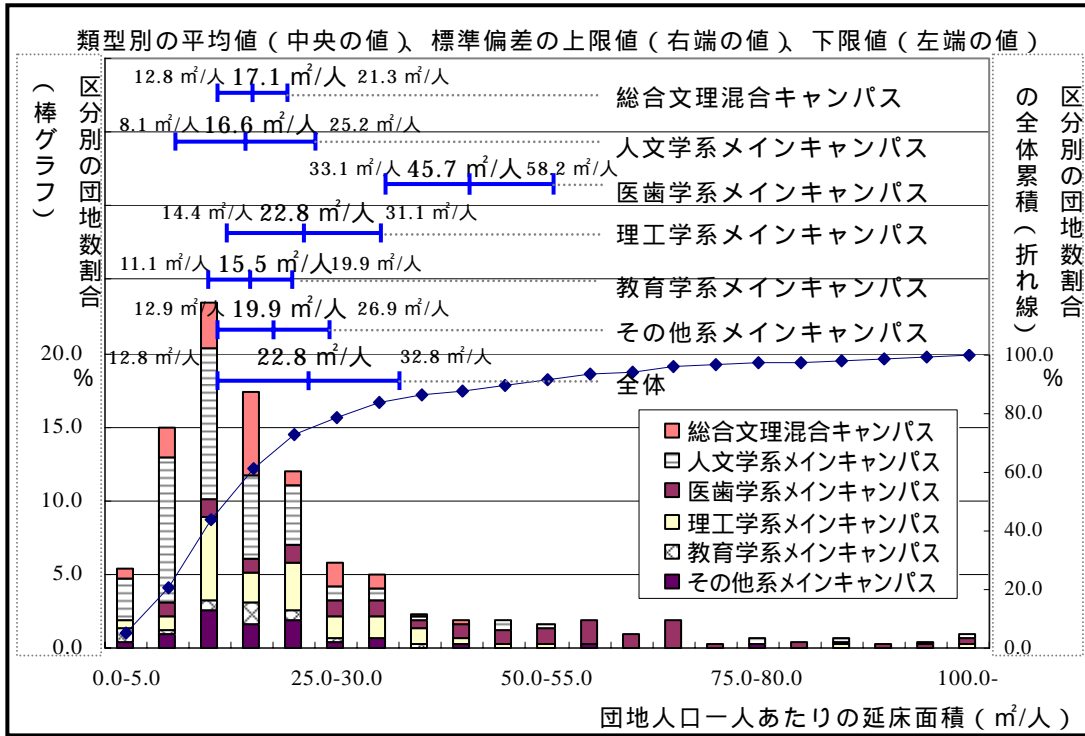


図6 キャンパス役割類型別の団地人口一人あたり延床面積整備の分布

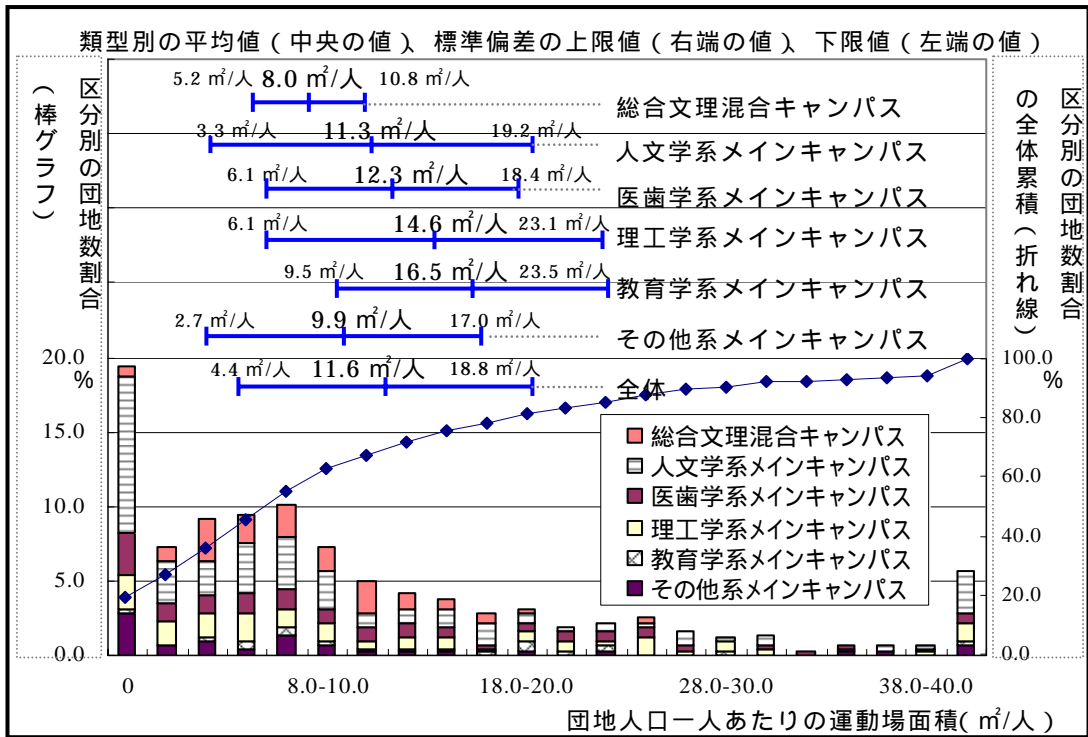


図7 キャンパス役割類型別の団地人口一人あたり運動場面積整備の分布

3-2 キャンパスが保有する施設機能の現状と面積的関連

前節では大学キャンパス役割類型を設定し、その校地・校舎の面積量からみた施設整備の状況を明らかにした。本節では、校地・校舎整備のうち、建物の主要用途に焦点を当てて機能面からみた施設整備の状況を捉える。

3-2-1 保有施設機能の整備区分

キャンパス内にある各施設の主要用途種類から、(1)教育用途施設、(2)付加用途施設に大きく2つに分けて、これら用途別施設の内容によって、キャンパスにおける機能面からみた施設整備状況の区分化を行う。分析はキャンパス内における各用途施設の有無によって数量化 類を行った(表6)。

表6 数量化 類分析の指標

数量化 3 類指標					
項目		内容	1軸	2軸	3軸
(1) 教育用途施設	校舎用途施設	学部・研究科の授業・研究に使用される室	-0.0208	-0.0026	-0.0201
	管理用途施設	教職員が使用する室	-0.0127	-0.0021	-0.0106
(2) 付加用途施設	図書用途施設	大学附属の図書館・図書室・分館	-0.0047	-0.0001	0.0018
	運動用途施設	体育館、屋内プール、武道場、トレーニング室など	-0.0019	-0.0026	0.0128
	厚生用途施設	食堂、売店、学生会館など	-0.0004	0.0009	0.0078
	講堂用途施設	大学講堂、大学ホール、記念ホールなど	0.0266	0.0464	-0.0232
	課外用途施設	学生サークル室、研修施設など	0.0020	-0.0009	0.0130
	共用用途施設	学内共用の工作室、電算機室、資料室など	0.0104	0.0010	0.0164
	保健用途施設	保健室、保健管理センターなど	0.0026	0.0031	0.0144
	研究用途施設	附置されている 研究所、センターなど	0.0380	-0.0384	-0.0233

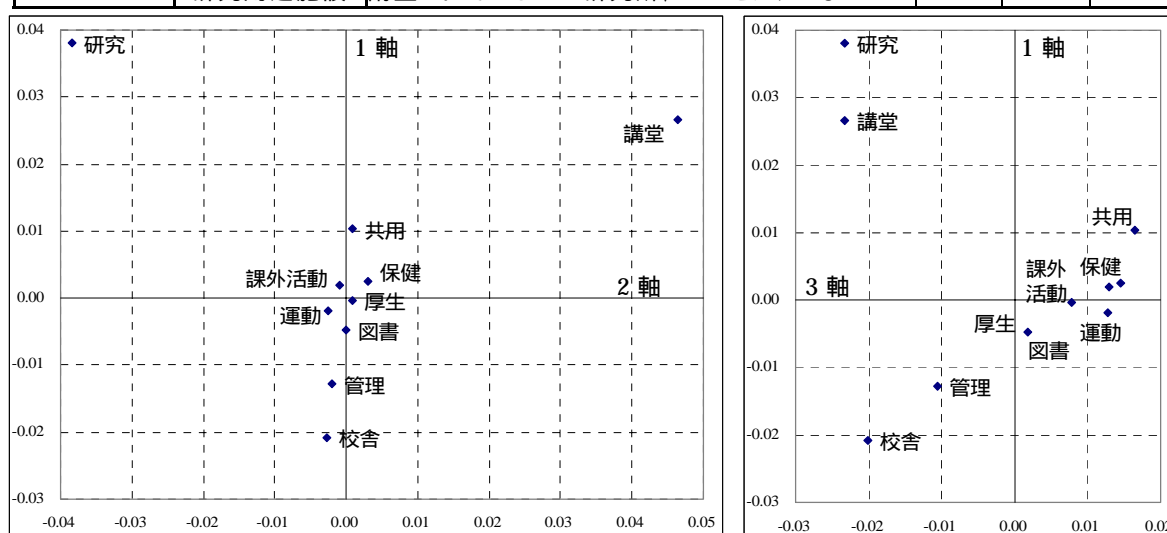


図8 数量化 類によるカテゴリープロット図

結果として、第1分析軸には用途種類の多さを示す多用途-最小用途の軸が現れた(図8)。第2分析軸には講堂用途保有と研究用途保有の違いを示す付加的用途の種別の軸が現れた。第3分析軸には、教育用途施設と講堂、研究用途以外の付加的用途の保有を示す最小限用

途-標準的用途保有の軸が現れた。

こうして得られた分析軸と得点値から、クラスター分析によって、以下の5類型を抽出し、保有施設機能の整備区分として設定した(図8、9)。

Type A : 多用途施設整備型

単一キャンパス内において、教育のための校舎、及び管理運営に関する施設用途以外に、厚生施設、図書施設、屋内運動場施設、共用施設、等を有し、さらに、研究所や研究センターを個別に設置し教員の研究の場、並びに講堂や記念館等を個別に設置し大規模収容施設を確保しているキャンパス。

Type B : 準多用途[研究]整備型

単一キャンパス内において、教育のための校舎、及び管理運営に関する施設用途以外に、厚生施設、図書施設、屋内運動場施設、共用施設、等を有し、さらに、研究所や研究センターを個別に設置し教員の研究の場を確保しているキャンパス。

Type B : 準多用途[講堂]整備型

単一キャンパス内において、教育のための校舎、及び管理運営に関する施設用途以外に、厚生施設、図書施設、屋内運動場施設、共用施設、等を有し、さらに、講堂や記念館等を個別に設置し大規模収容施設を確保しているキャンパス。

Type C : 標準施設整備型

単一キャンパス内において、教育のための校舎、及び管理運営に関する施設用途以外に、厚生施設、図書施設、屋内運動場施設、共用施設、等を有し、学生・教員・職員がキャンパス内において一定時間を過ごし、学習、研究、執務が可能なキャンパス。

Type D : 最小基準整備型

単一キャンパス内において、教育のための校舎、及び管理運営に関する施設用途のみを有し、学生・教員・職員のための厚生施設をもたないキャンパス。
特に、サブキャンパス、サテライトキャンパスを中心とする。

この整備状況の区分と敷地面積、建物面積の規模との関連性を把握することで、物理量としてのキャンパス空間整備状況を捉える。

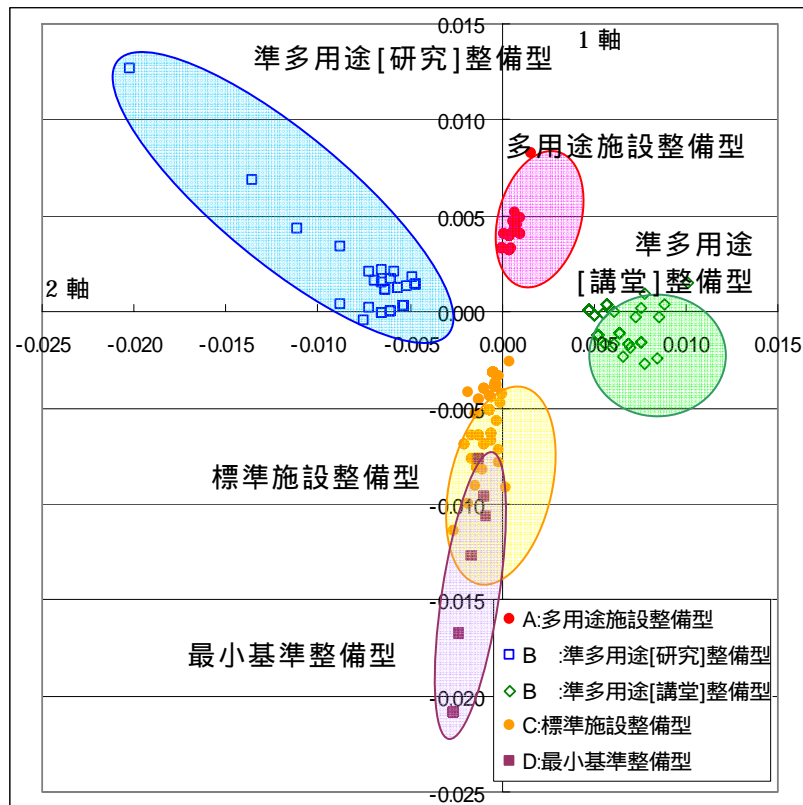


図 8 大学キャンパスのサンプルプロット、施設用途整備区分の分布 (1-2 軸)

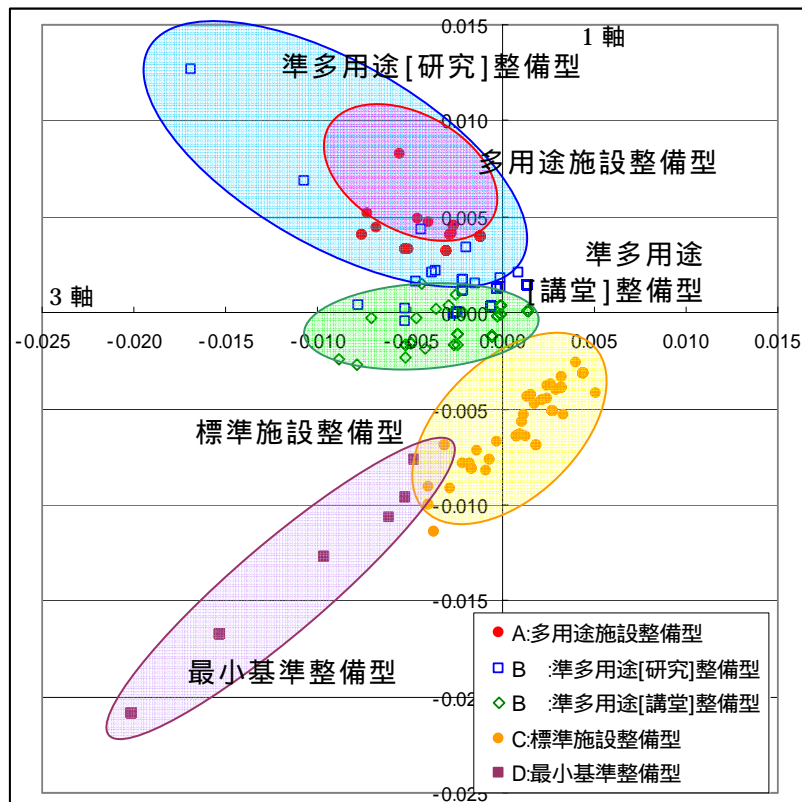


図 9 大学キャンパスのサンプルプロット、施設用途整備区分の分布 (1-3 軸)

3-2-2 保有施設機能整備区分と校地・校舎整備の面積量との関連性

次に、大学キャンパスの敷地面積量と保有施設機能整備区分との関連性をみる。集計は、キャンパス役割類型の時と同様に、校地面積、校舎面積等の項目毎に面積区分をとり、その母数累積によって分布の分散・集中状況、及び規模水準を捉える（図 10～13）。

現状として、敷地面積、延床面積、建築面積の物理量としての面積的整備に関しては、上位の方から、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型＞Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型＞Type D：最小基準整備型という区分が現れた。さらに、屋外運動場の面積量を見ると、Type A：多用途施設整備型～C：標準施設整備型の差異は小さく、Type D：最小基準整備型の区分は最小の面積量で整備されている状態が現れた。

すなわち、保有施設機能整備区分によって必要となっている全体面積の傾向が異なり、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型では、全体量としての面積指針が必要となる。

こうした中で、保有施設機能整備区分の中で、現状から見た全体面積量の最低基準はType D：最小基準整備型が該当すると考えられ、授業カリキュラムを通して行われる大学教育のみを行う形態のための施設となっている。しかしながら、このType D：最小基準整備型では、校地・後者の学生一人当たり単位面積は僅少のものとなり、新たに数値として設定した場合、その数値の実効性は疑わしくなると考えられる。

そのため、現行の最低設置基準を大学全体での設定のものから、キャンパス単位での整備を前提とするならば、キャンパスの性格によって柔軟に対応する必要があり、校地・校舎面積の学生単位の基準の撤廃も含めて検討しなければならない。

また、最小基準整備型は、続く3章3節以降の単位空間の整備・使用状況の結果から施設機能上の自立性がなく、大学キャンパスとしての設置目的、質・内容、規模は非常に限定される事が判る。そのため、その運営状況の継続的な確認が必要となる。

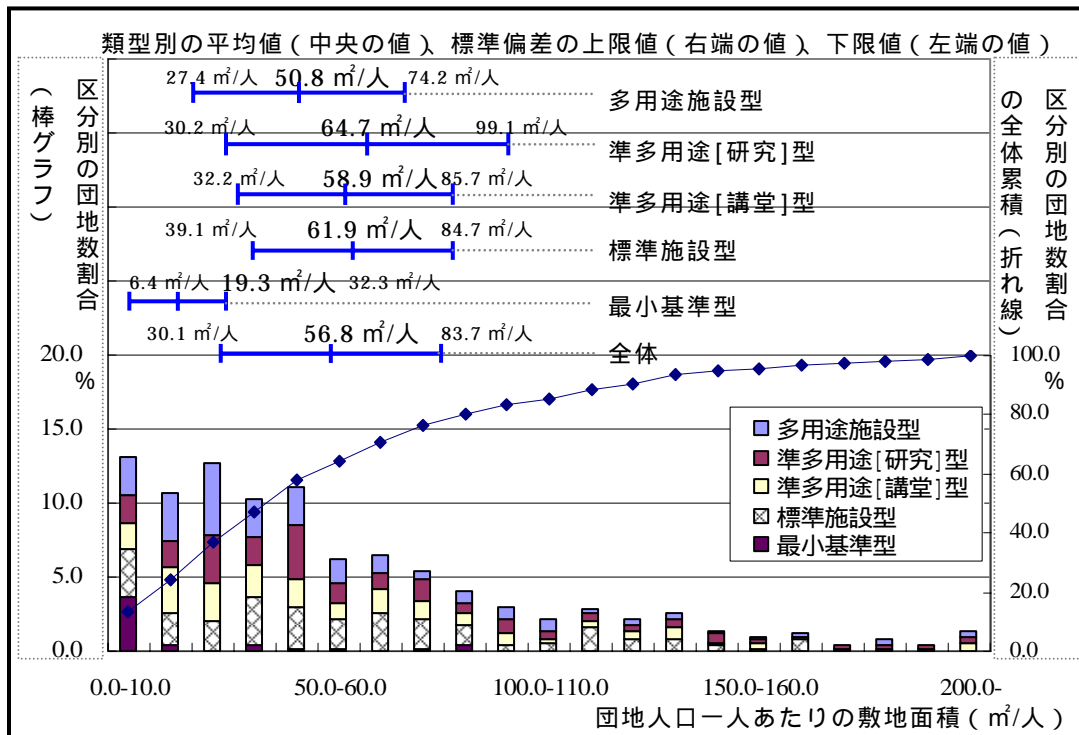


図 10 キャンパス施設用途整備区別の団地人口一人あたり敷地面積整備の分布

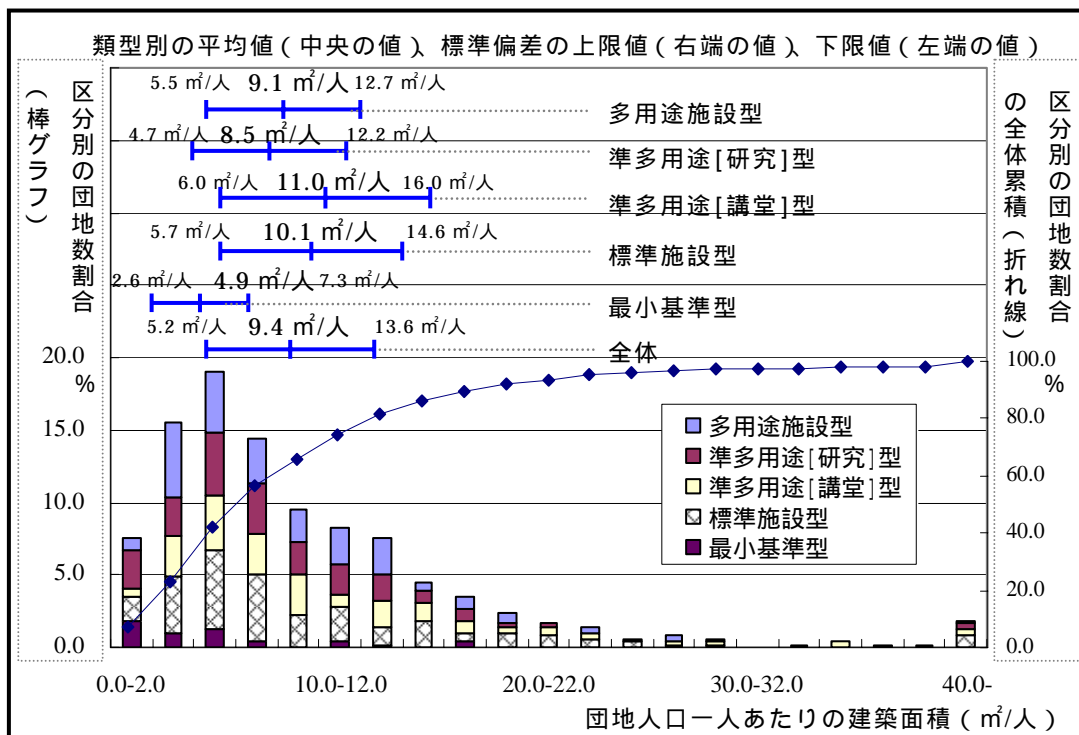


図 11 キャンパス施設用途整備区別の団地人口一人あたり建築面積整備の分布

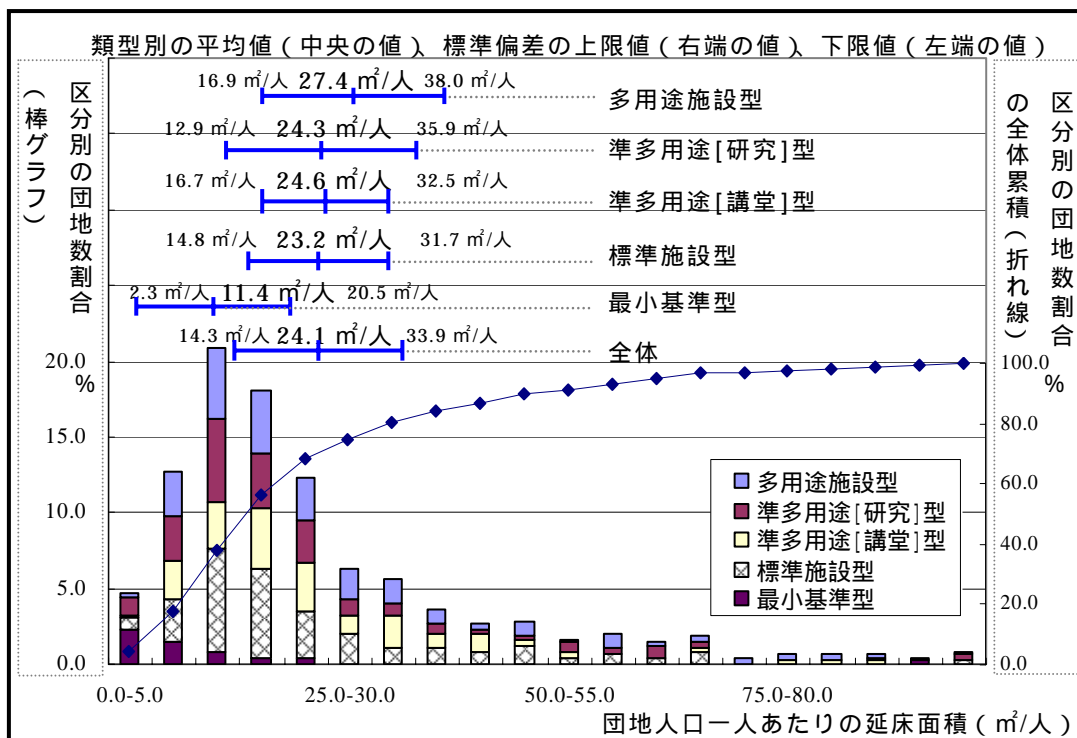


図 12 キャンパス施設用途整備区分別の団地人口一人あたり延床面積整備の分布

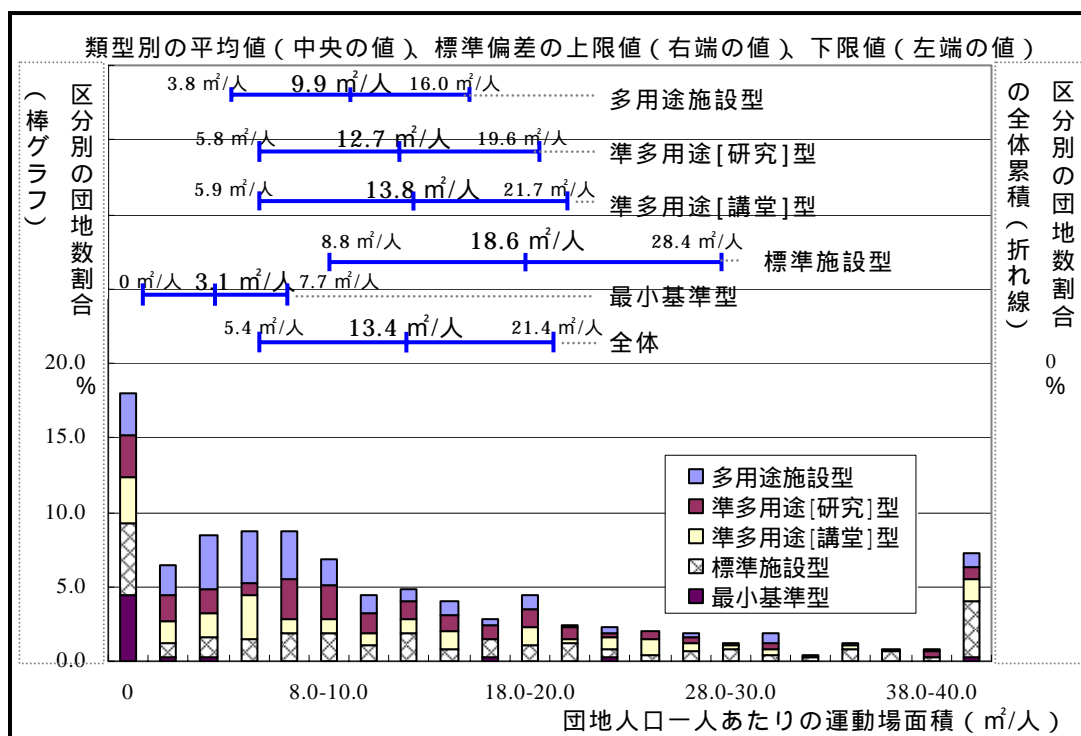


図 13 キャンパス施設用途整備区分別の団地人口一人あたり運動場面積整備の分布

3-3 キャンパス役割類型・保有施設機能整備区分と単位空間の整備・利用

前節までは、大学キャンパスの役割類型、保有施設機能の整備区分の各々に対する校地・校舎の面積的整備の現状を把握し、施設整備の大枠を捉えた。

本節では施設屋内の室単位の整備状況を捉えて、大学キャンパスにおける空間単体の使用の水準を求める。これによって、教育重視、研究重視型等のキャンパス運営時、設置後の判断指標の内容を検討する。

3-3-1 保有施設機能整備区分と教育・研究・活動支援環境との関連性

-キャンパス単位空間の利用指標の設定-

初めに、保有施設機能整備区分別に判断指標をみることで、施設整備の大枠の状況と単体空間の整備状況の関連性を捉えておき、これから設定を行う判断指標の数値上の内容と特性を把握、確認しておく。

3-3-1-1 教育環境（授業面）について（図 14～16）

授業カリキュラム上の学生一人当たりの面積を捉える。

-1 講義室：学生一人当たりの単位面積量には、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。これは、現行の設置基準の遵守によるもの、及び、本来的に座位活動が主である空間のため単位面積の整備には大きな偏差が生じにくいものと考えられる。一方で、Type D：最小基準整備型は他の整備区分と異なり、一人当たり 1.0 m²以下への集中と 10.0 m²以上への分散がみられる、二極化の一手手前という状況である。通常のキャンパスで整備されている講義室と基準型での整備が交差する一人当たり 1.5～2.0 m²が運用上の最低値であり、5.0 m²以上が目標値となる。

-2 演習室：学生一人当たりの単位面積量では、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設型整備に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と比べて、僅かながら単位面積が広く整備される傾向にある。演習室整備における面積的指針には保有施設機能整備区分による差異を設ける必要はない。

-3 実験室：学生一人当たりの単位面積量には、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設型整備に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、多くのキャンパスで実験室に相当する室を設けていないか、僅少である。実験・実習室整備における面積的指針には保有施設機能整備区分による差異を設け、実験・実習授業の実情に整合する整備指針をとる必要がある。

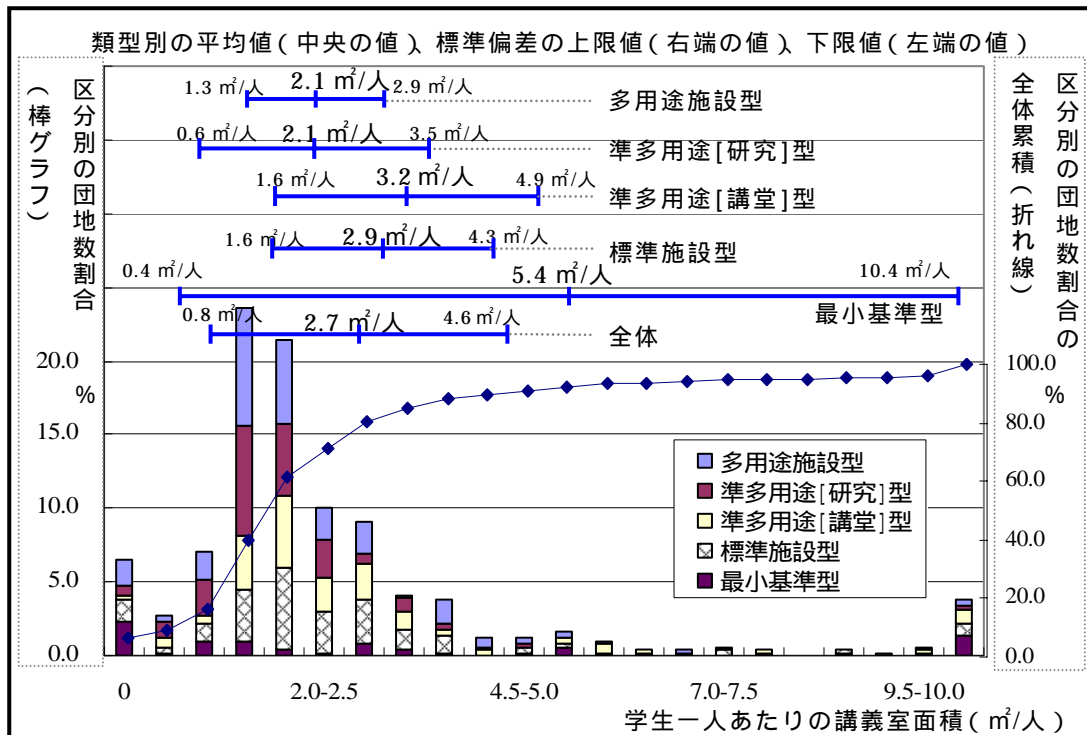


図 14 キャンパス施設用途整備区分別の学生一人あたり講義室面積整備の分布

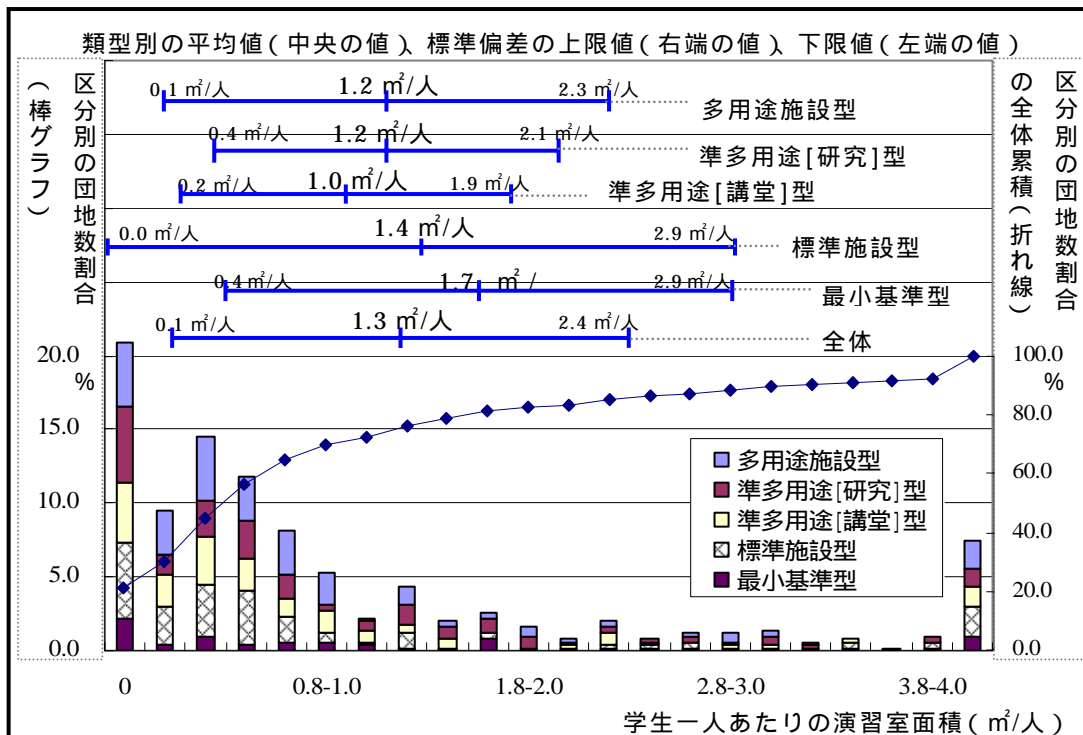


図 15 キャンパス施設用途整備区分別の学生一人あたり演習室面積整備の分布

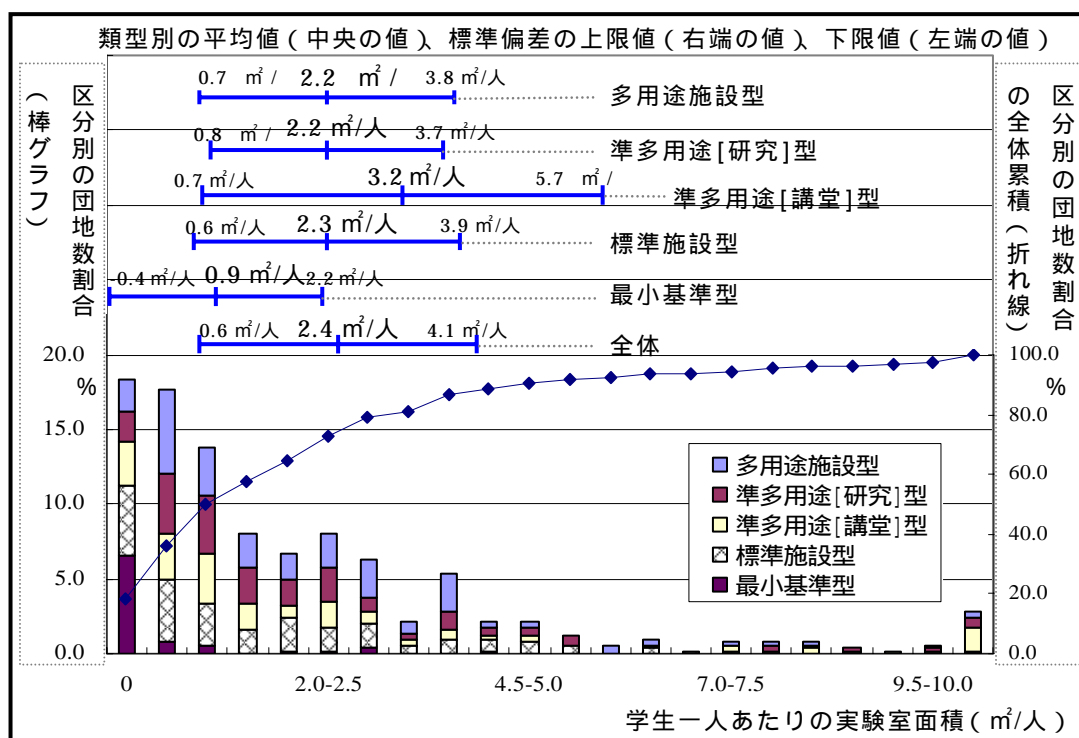


図 16 キャンパス施設用途整備区別の学生一人あたり実験室面積整備の分布

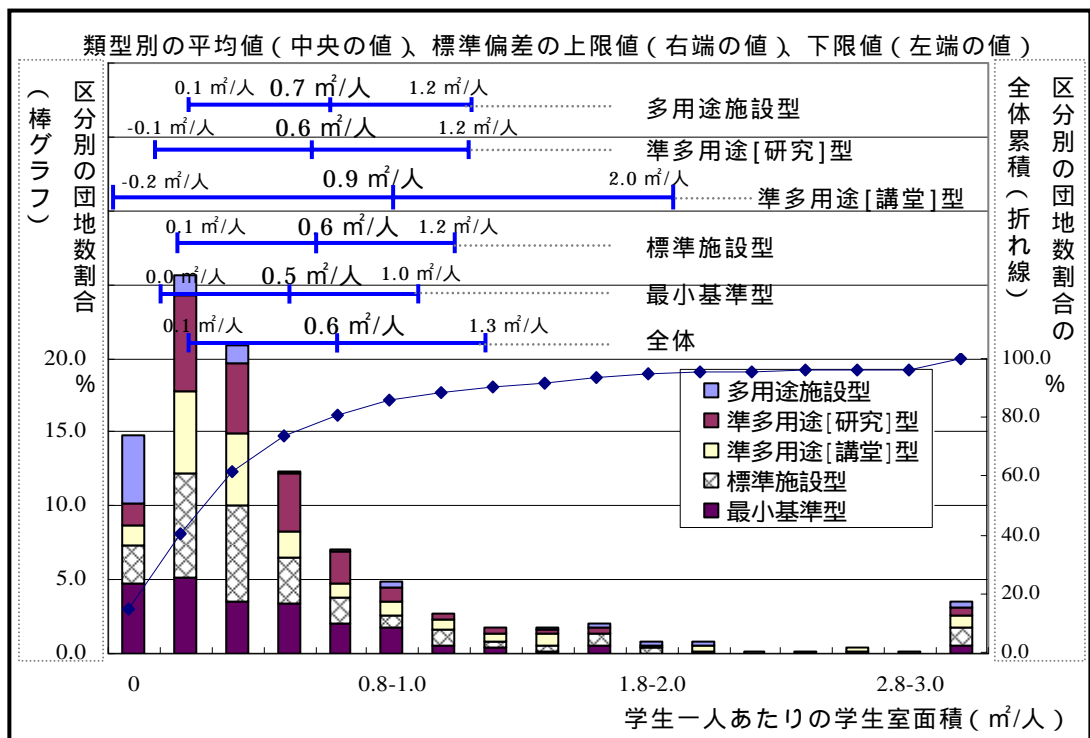
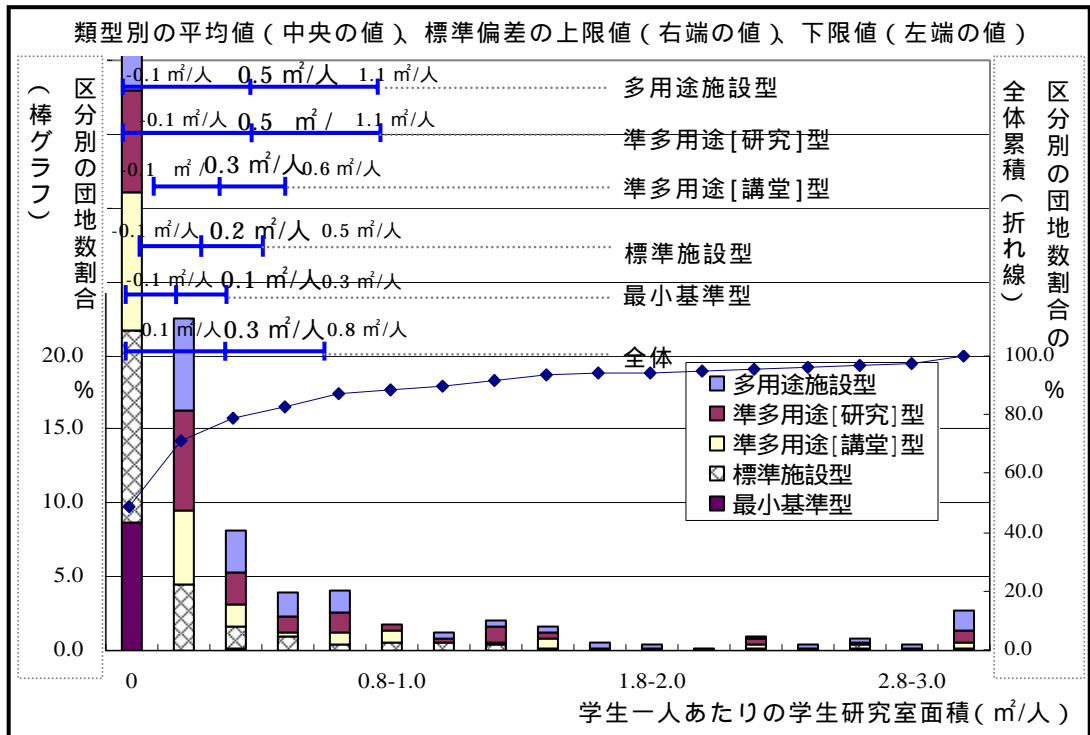
3-3-1-2 教育環境（学生活動面）について（図 17～19）

授業時間以外における学生活動スペースを学生一人当たり単位面積で捉える。一般的に学生が利用できる室の代表として、学生室、図書室、学生研究室をみる。

-4 学生室：学生一人当たりの単位面積量には、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途[研究]整備型、Type B：準多用途[講堂]整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、多くのキャンパスで学生室に相当する室を設けていないか僅少である。通常のカンパスでの整備と基準型での整備が交差する一人当たり 0.7～1.0 m²が運用上の最低値となる。

-5 学生研究室：学生一人当たりの単位面積量には、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途[研究]整備型、Type B：準多用途[講堂]整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、キャンパスで学生室に相当する室を設けていない。通常のカンパスでの整備と基準型での整備が交差する一人当たり 0.2 m²以上が運用上の最低値となろう。

-6 学科・専攻図書室：学生一人当たりの単位面積量には、Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途[研究]整備型、Type B：準多用途[講堂]整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、多くのキャンパスで学生室に相当する室を設けていないか、僅少である。一人当たり 2.0 m²以上が運用上の最低値となろう。



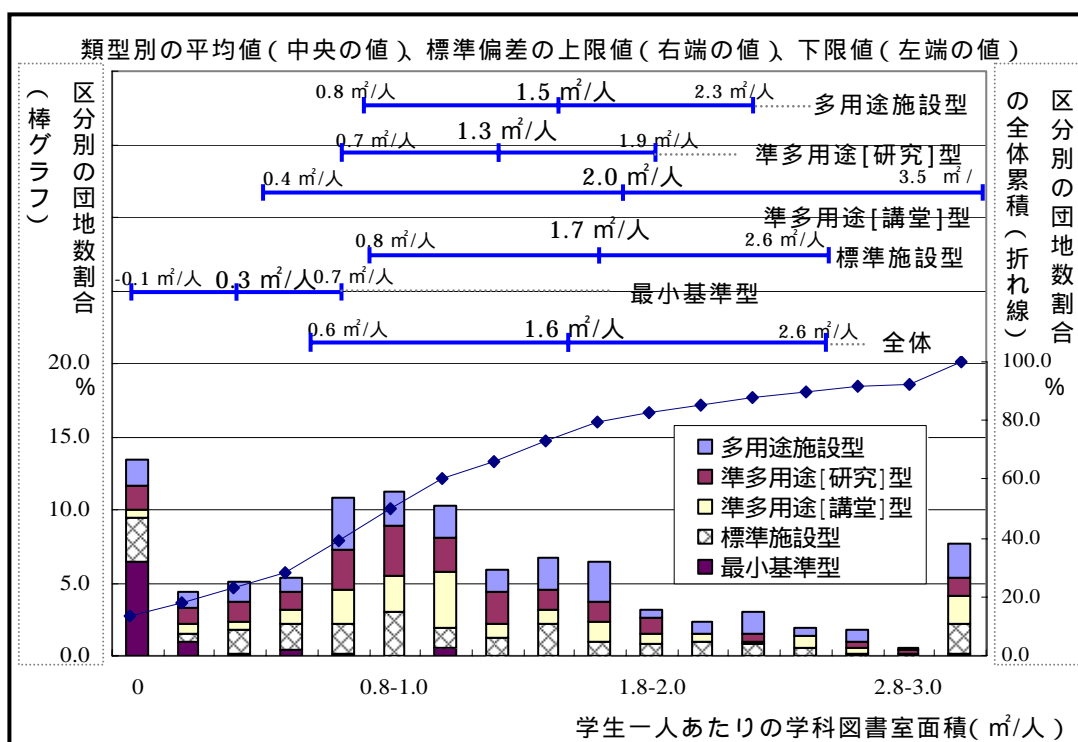


図 19 キャンパス施設用途整備区別の学生一人あたり学科・専攻図書室面積整備の分布

3-3-1-3 研究環境(面積的側面)について(図 20、21)

-1 専用研究室: 専任教員一人当たりの単位面積量には、Type A: 多用途施設整備型、Type B : 準多用途[研究]整備型、Type B : 準多用途[講堂]整備型、Type C: 標準施設整備型に差異はない。Type D: 最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、多くのキャンパスで専用研究室に相当する室を設けていないか、僅少である。通常のキャンパスで整備されている研究室と基準型での整備がみられる 16.0 m²/人以上が最低値となる。

-2 研究スペース: 専用研究室と共用研究室を合計した研究スペースの教員一人当たりの単位面積量には、Type A: 多用途施設整備型と Type C: 標準施設整備型に大きな差異はないが、Type B : 準多用途[研究]整備型と Type B : 準多用途[講堂]整備型を比較すると、当然であるが、Type B : 準多用途[研究]整備型は単位面積が広がる。Type D: 最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、多くのキャンパスで教員の勤務スペースに相当する室を設けていないか、僅少である。通常のキャンパス整備の研究室と基準型での整備がみられる 20.0 m²/人以上が最低値となる。

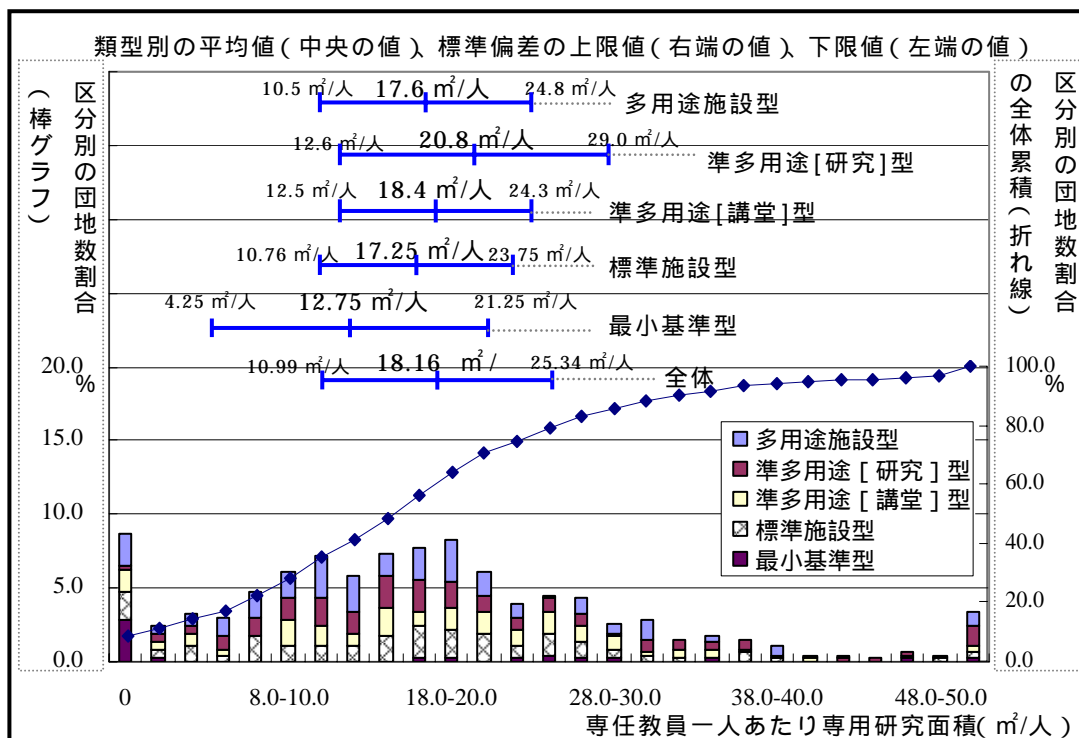


図 20 キャンパス施設用途整備区分別の専任教員一人あたり専用研究室整備の分布

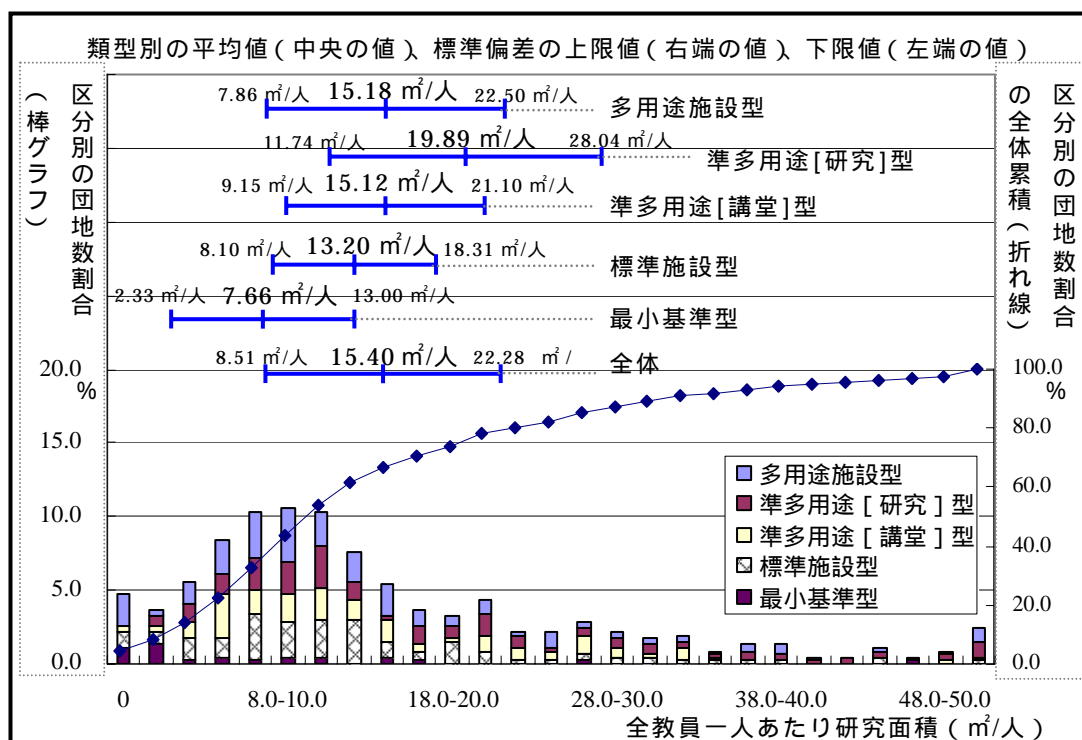


図 21 キャンパス施設用途整備区分別の全教員一人あたり研究スペース整備の分布

3-3-1-4 教員勤務・研究環境（人員的側面）について（図 22～24）

-3 学生担当規模：教員一人当たりの学生数をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、教員一人当たり学生 5 人以下のキャンパスと、40 人以上のキャンパスに 2 極化している状況である。専門職大学院大学の状況を表わしている。施設整備と同時に教員の勤務環境として施設運営の側面を検証する必要がある。

-4 大学院生率：学生実員で学部生と大学院生を含む学生全数に対する大学院生数の比率をみる。分布の傾向は、大学院生比率が 0.4 以下において、比較的大学院生比率が高い Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型と、大学院比率が比較的低い Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型、学部のみと大学院大学に二極化する Type D：最小基準整備型に分かれる。

-5 教員専任率：教員全数における専任教員数の比率をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、専任教員の僅少のキャンパスと専任教員のみキャンパスに二極化している。施設水準と共に、キャンパス運営の状況を常に検証しておく必要がある。

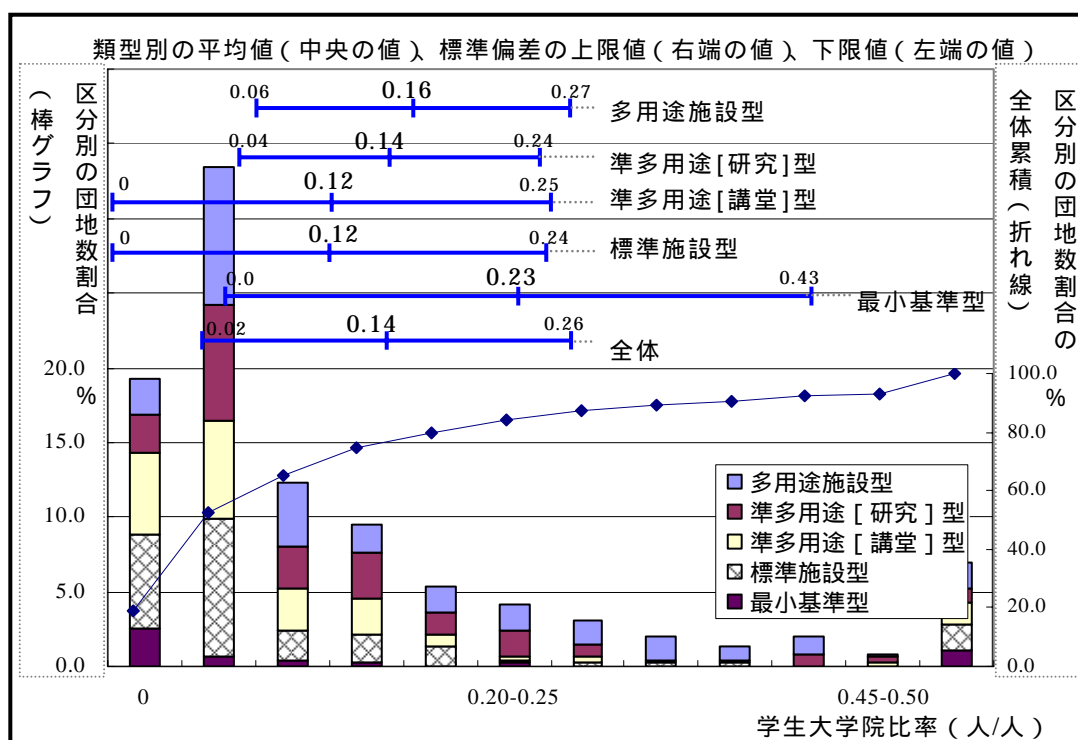


図 22 キャンパス施設用途整備区別の大学院生数/学生数の比率の分布

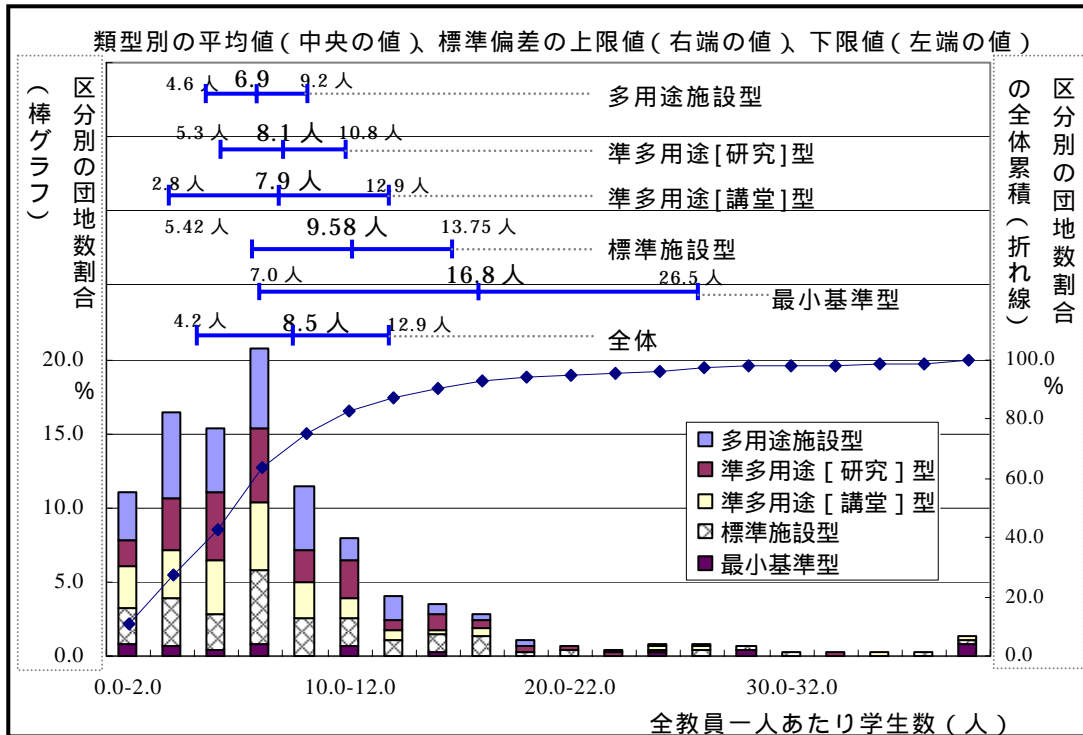


図 23 キャンパス施設用途整備区別の教員一人あたり学生担当数の分布

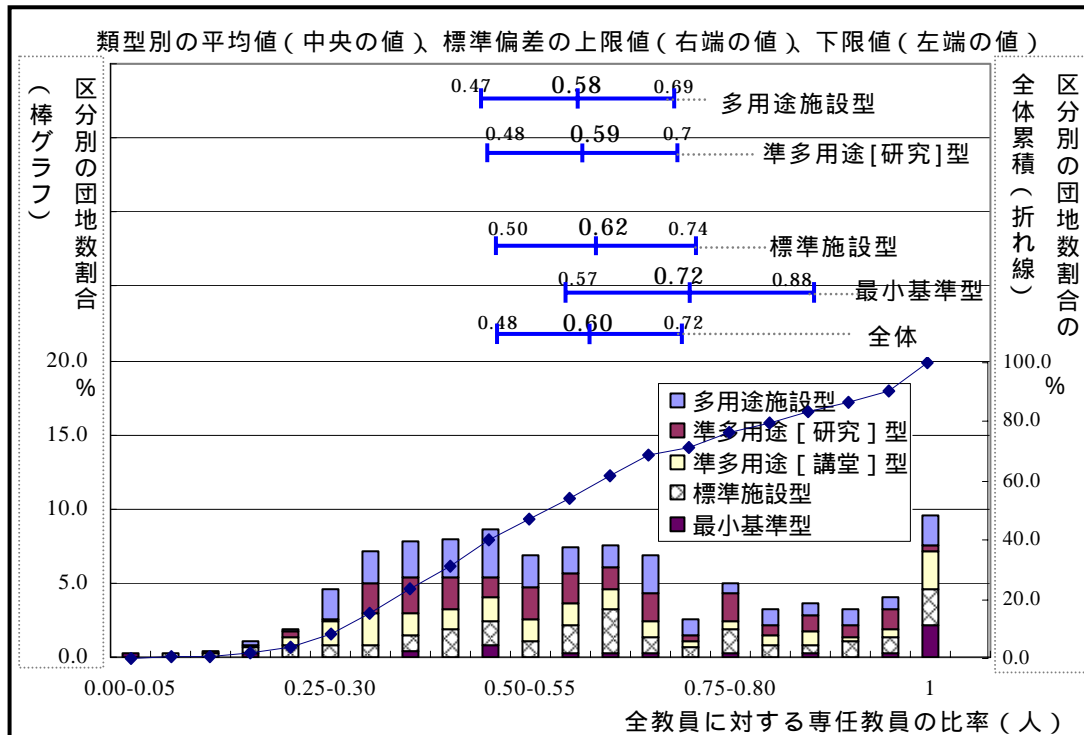


図 24 キャンパス施設用途整備区別の全教員に対する専任教員の比率の分布

3-3-1-5 活動支援環境（面積的側面）について（図 25、26）

-1 学科・専攻事務室：学科・専攻事務員一人当たりの事務室面積をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、一人当たり 10.0 m²以下のキャンパスが多く、キャンパスでの職員の勤務スペースは相当限られた状態である。通常のキャンパスでの整備と基準型での整備が交差する一人当たり 20.0 m²以上が運用上の水準値となろう。

-2 学科・専攻会議室：事務員一人当たりの会議室面積をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途〔研究〕整備型、Type B：準多用途〔講堂〕整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、会議室を個別に設けられる事はなく、キャンパスでの職員、及び教員の勤務スペースは相当限られた状態である。

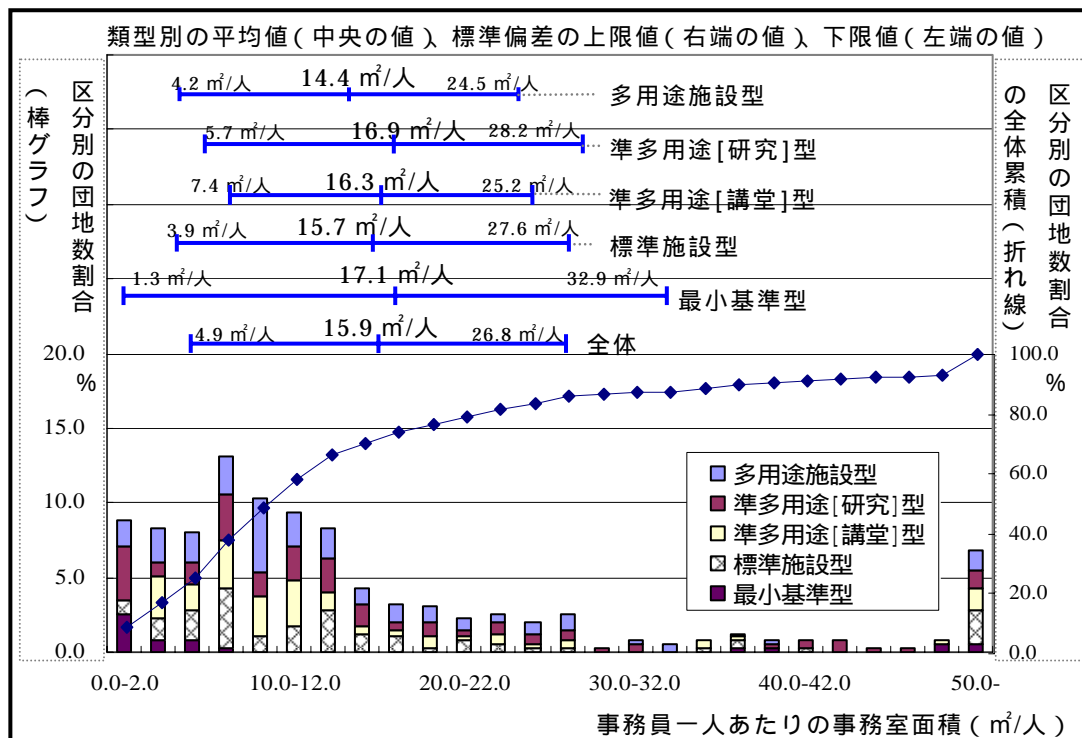


図 25 キャンパス施設用途整備区分別の事務員一人あたり事務室面積整備の分布

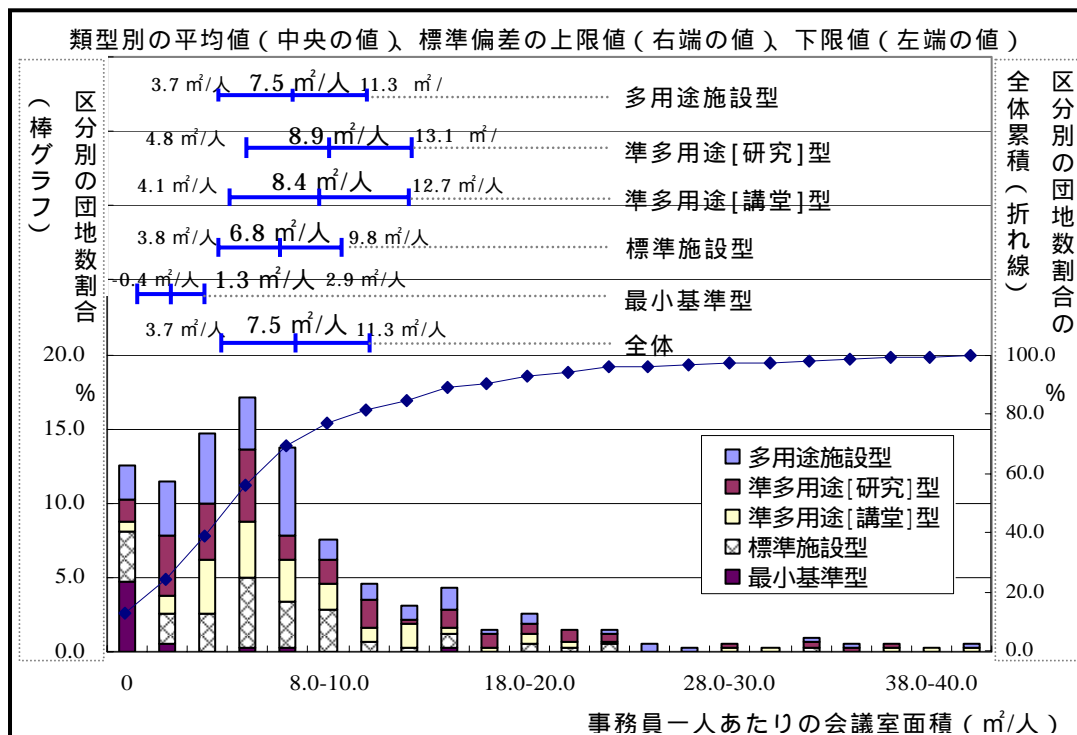


図 26 キャンパス施設用途整備区分別の事務員一人あたり会議室面積整備の分布

3-3-1-6 活動支援環境（人員的側面）について（図 27、28）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途[研究]整備型、Type B：準多用途[講堂]整備型、Type C：標準施設整備型に差異はない。Type D：最小基準整備型は他の整備区分と大きく異なり、事務員に対する学生数の比率が5.0人以下と80人以上に両極化している状況である。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数をみる。Type A：多用途施設整備型、Type B：準多用途[研究]整備型、Type B：準多用途[講堂]整備型、Type C：標準施設整備型に差異はなく、Type D：最小基準整備型も同様の傾向を示している。

すなわち、現在の大学キャンパス校地・校舎の整備状況からみて、キャンパス設置の最小基準には、以下の要件が挙げられるが、実況に応じて臨機に対応する必要がある。

- ・ 学生が教育を受けるために適切な施設及び設備を設けること。
- ・ 教員が教育、及び研究を行うために適切な施設、及び設備を設けること。
- ・ 医務を行う者がその業務及び処置を行うために適切な施設及び設備を設けること。

また、教育・研究の質を高め、学生の活動を担保するためには、これ以上の施設整備と、その適切な運営下での空間使用が求められ、大学キャンパスとしての自立性を持つためには、施設の側面だけでなく運用的な側面においても一定の要求を満たす必要がある。

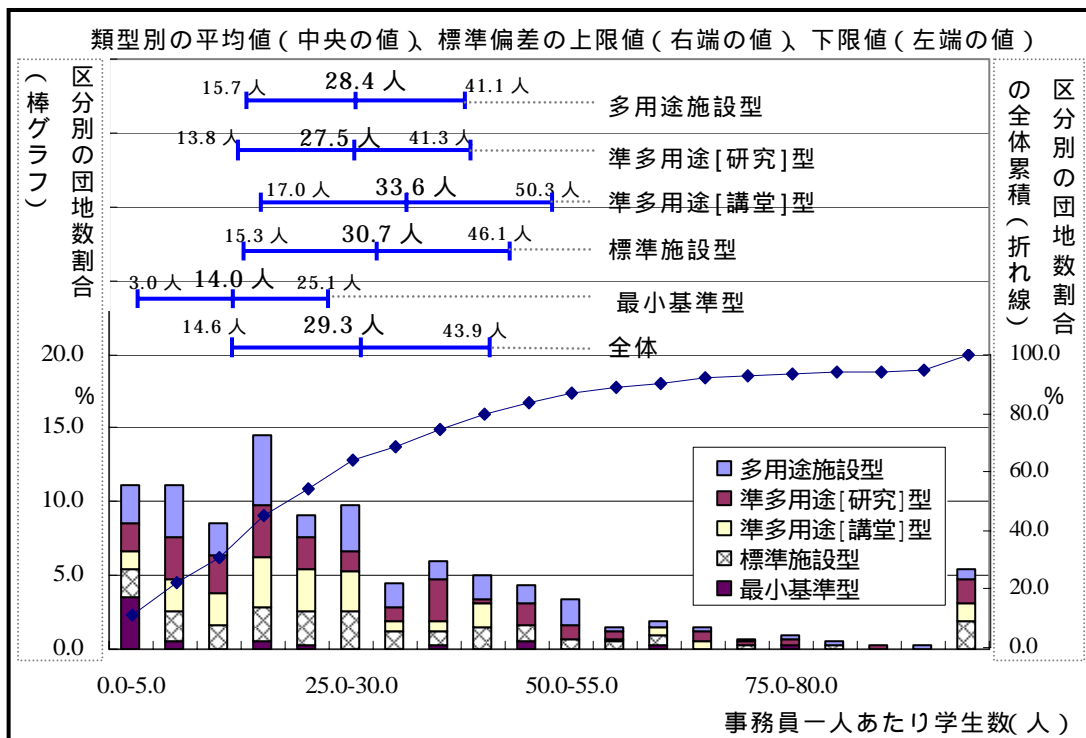


図 27 キャンパス施設用途整備区分別の事務員一人あたり学生担当数の分布

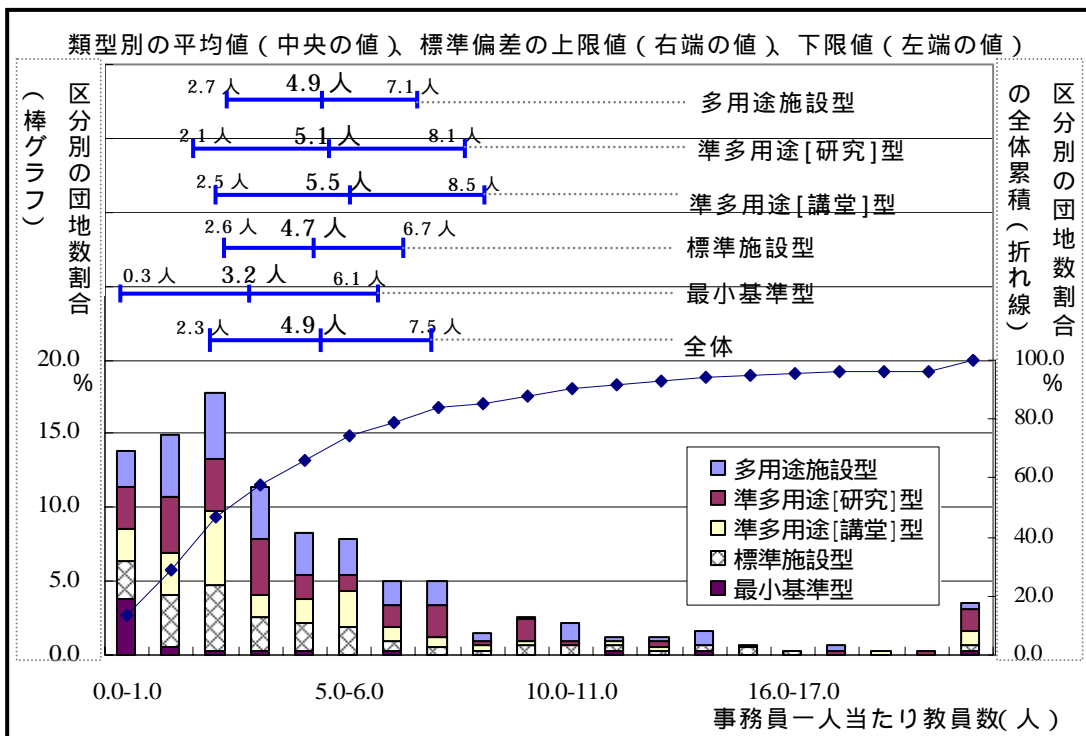


図 28 キャンパス施設用途整備区分別の事務員一人あたり教員担当数の分布

3-3-2 大学キャンパス類型別にみた教育・研究・活動支援環境

次に、前項までに捉えた教育・研究・活動支援環境の判断指標の性質と特性を踏まえて、キャンパス役割類型毎に単体空間の整備使用状況を捉える。これにより、面積上の基準を満たした上で、各室空間をどの水準で整備するかの使用上の指針を抽出する(図 29～43)。

3-3-2-1 総合・文理混合キャンパス：

教育環境（授業面）

-1 講義室：多くのキャンパスで学生単位面積 2.5 m^2 以下であり、面積的には最も低位の状況である。授業カリキュラムの運営効率という特性上やむをえない面がありキャンパス類型の特性として踏まえて評価判断する必要がある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向に違いはない。

-2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.5 m^2 以下から約 3.0 m^2 まで分布する。

-3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は低位傾向の人文学系、教育学系と同程度にある。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学生単位面積 1.5 m^2 以下の狭小に留まる傾向があり、整備区分による環境差が生じている。教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.5 m^2 以下から約 3.0 m^2 まで分布する。

教育環境（自主活動面）

-4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向はキャンパス類型の中で最も低位傾向にあり、多くのキャンパスが学生単位面積 1.0 m^2 以下の状況である。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では単位面積が狭小に留まり、学生生活面の教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.0 m^2 から約 1.5 m^2 まで分布する。

-5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は理工学系メインキャンパスと並んで高位傾向にある。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学生単位面積 0.2 m^2 以下の狭小に留まり、総合・文理混合キャンパスとしては、教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.0 m^2 から約 3.0 m^2 まで分布する。

-6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学生単位面積 0.8 m^2 以下の狭小に留まり、総合・文理混合キャンパスとしては、教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.0 m^2 から約 3.0 m^2 まで分布する。

研究環境（面積的側面）

-1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違い

はない。保有施設機能整備区分では、Type C 標準型では専用研究室を保有しないケースが存在し、総合・文理混合キャンパスとしては、研究執務環境を保つために Type A 多用途型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

各キャンパスによる整備差は専任教員単位面積 0.0 m^2 から約 50.0 m^2 まで分布する。

-2 共用研究居室：専任教員単位の面積的整備は医歯学系と同程度の中位傾向である。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では専用研究室を保有しないケースが存在し、総合・文理混合キャンパスとしては、研究執務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、専任教員単位面積 0.0 m^2 から約 70.0 m^2 まで分布する。
研究環境（人間的側面）

-3 学生担当規模：教員数に対する学生数の傾向は医歯学系を除いた他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。

各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 40 人まで分布する。

-4 大学院生率：大学院生比率の傾向は医歯学系、理工学系、教育系と同程度の高位にある。保有施設機能整備区分による傾向では、Type B 準多用途[講堂]型は 0.2 までに留まり、学部中心の教育体制という特性が強く、大学院教育を主におくキャンパス運営としては大学院生比率に限界が生じる可能性のある施設整備である。

-5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は中位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向では、Type C 標準施設型では専任教員が存在しないケースが存在し、研究を行わないまでも、学生への対応の面で不備が生じる可能性があるため、Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の人間的整備をすることが望ましい。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は他のキャンパス類型と比較して高位にある。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学科・専攻事務室を保有しないケースが存在し、総合・文理混合キャンパスとしては、事務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積 0.0 m^2 から約 100.0 m^2 まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は他のキャンパス類型と比較して高位にある。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学科・専攻会議室を保有しないケースが存在し、総合・文理混合キャンパスとしては、事務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積 0.0 m^2 から約 40.0 m^2 まで分布する。

活動支援環境（人間的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は他の類型と比較して低位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人間的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は事務員単位学生数 5 人以下から約 160 人まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して低位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人間的な整備差は各キャンパスによる。各キャンパスによる事務員は単位専任教員数 1 人以下から約 16 人まで分布する。

3-3-2-2 人文学系メインキャンパス

教育環境（授業面）

- 1 講義室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.5 m²以下から約 30.0 m²まで分布する。
- 2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。

キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.1 m²以下から約 10.0 m²まで分布する。

- 3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は 5.0 m²以下に留まる低位傾向であり、他のキャンパス類型と比較すると総合・文理混合、教育学系と同程度にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。

教育環境（学生生活面）

- 4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。

- 5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は、多くのキャンパスで 1.0 m²以下に留まる低位状況にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。

- 6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。

キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。

研究環境（面積的側面）

- 1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差によって、教員単位面積 0.0 m²から約 40.0 m²まで分布する。

- 2 研究スペース：教員単位の面積的整備の傾向は単位面積 20.0 m²以上から教育学系、その他系と同程度の低位傾向になる。保有施設機能整備区分では、Type A 多用途施設型、Type B 準多用途[研究]型で単位面積 40.0 m²以上の面積的整備の状況があり、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。

研究環境（人間的側面）

- 3 学生担当規模：教員数に対する学生数の傾向は医歯学系を除いた他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 40 人まで分布する。

- 4 大学院生率：大学院生比率は、その他系と同程度の低位傾向にある。保有施設機能整備区分による傾向の違いはないが、各キャンパスによる構成差は 0.1 人以下と 1.0 に集中する。すなわち、学部中心キャンパスと大学院大学に分かれる状況のため、これに応じて、大学院大学では学生サポート、教員サポートの施設整備が特に必要となる。

- 5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は、その他系キャンパスと同程度の

低位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはない。適切なキャンパス運営・カリキュラム運営上に一定以上の専任教員の確保が必須である。

各キャンパスによる専任教員構成率の差は0.2以下から1.0まで分布する。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向に違いはみられないが、Type C 標準施設型では学科・専攻事務室を保有しないキャンパスが存在しており、キャンパス毎での学生、教員への対応等、適切な事務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。キャンパス毎の整備差によって、事務員単位面積 0.0 m²から約 40.0 m²まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では学科・専攻会議室を保有しないケースが存在し、適切な事務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積 0.0 m²から約 20.0 m²まで分布する。

活動支援環境（人力的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は、総合・文理混合キャンパスを除き、他の類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスの状況による。

各キャンパスの事務員数差は事務員単位学生数 5 人以下から約 120 人以下まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して、教育学系、その他系メインキャンパスと同程度の高位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は単位専任教員数 1 人以下から約 9 人まで分布する。

3-3-2-3 医歯学系メインキャンパス

教育環境（授業面）

-1 講義室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型、Type C 標準施設型のキャンパスが学生単位面積 4.0 m²以下に留まる傾向にあり、面積的には低位の状況で、整備区分による環境差が生じている。教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途[講堂]型程度の施設整備とすることが望ましい。

-2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。また、保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型は学生単位面積 2.0 m²以上に多く、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。

キャンパス毎の整備差は、学生単位面積 0.1 m²以下から約 7.0 m²まで分布する。

-3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は、理工学系、その他系と同程度で高位の状況である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[講堂]型は学生単位面積 6.0 m²以上のキャンパスが多く、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。

教育環境（学生活動面）

-4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向は、他のキャンパス類型と比較して高位の状況である。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型では多くのキャンパスで単位面積が 1.2 m²以下の狭小に留まる傾向にある。学生活動面の教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

各キャンパスによる整備差は学生単位面積 0.0 m²から約 4.0 m²まで分布する。

-5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型は学生単位面積 0.5 m²以上に多く、一方で、Type B 準多用途[講堂]型のキャンパスの多くは 0.5 m²以下に留まる傾向にある。整備区分別による面積的整備が必要となる。

-6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。

キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。

研究環境（面積的側面）

-1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。

キャンパス毎の整備差によって、教員単位面積 0.0 m²から約 30.0 m²まで分布する。

-2 研究スペース：専任教員単位の面積的整備は総合・文理混合系と同程度の中位傾向である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型で単位面積 70.0 m²以上の面積的整備の状況があり、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。

研究環境（人員的側面）

-3 学生担当規模：員数に対する学生数は他のキャンパス類型と異なり、多くのキャンパスが教員当たり学生数 10.0 人以下になる高位傾向である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはない。

各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 10 人まで分布する。

-4 大学院生率：大学院生比率の傾向は総合・文理混合、理工学系、教育系と同程度の高位にある。保有施設機能整備区分による傾向では、Type B 準多用途[講堂]型は 0.3 までに留まり、学部中心の教育体制という特性が強く、大学院教育を主におくキャンパス運営としては大学院生比率に限界が生じる可能性のある施設整備である。

-5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は、理工学系キャンパスと同程度の高位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはない。適切なキャンパス運営・カリキュラム運営、及び研究執務上、他の類型より以上の専任教員の確保が必須である。各キャンパスによる専任教員構成率の差は 0.3 以下から 1.0 まで分布する。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の違いはみられないが、学科・専攻事務室を保有しないキャンパスがあり、学生、教員への対応等、適切な事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。キャンパス毎の整備差によって、事務員単位面積 0.0 m²から約 50.0 m²まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の違いはみられないが、学科・専攻会議室を保有しないキャンパスがあり、事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積 0.0 m²から約 30.0 m²まで分布する。

活動支援環境（人力的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は、他のキャンパス類型と比較して最も高位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスの状況による。

各キャンパスの事務員数差は事務員単位学生数 5 人以下から約 70 人以下まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して、理工学系キャンパスと同程度の中位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は単位専任教員数 1 人以下から約 15 人まで分布する。

3-3-2-4 理工学系メインキャンパス

教育環境（授業面）

- 1 講義室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は学生単位面積 0.5 m²以下から約 4.0 m²まで纏まって分布する。
- 2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.5 m²以下から約 10.0 m²まで分布する。
- 3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は、医歯学系、その他系と同程度で高位の状況である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[講堂]型は学生単位面積 7.0 m²以上のキャンパスが多く、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。

教育環境（学生活動面）

- 4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。
- 5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は、多くのキャンパスが 0.5 m²以上であり、他のキャンパス類型と比較して高位の状況である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 3.0 m²まで分布する。
- 6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。

研究環境（面積的側面）

- 1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型は教員単位面積 20.0 m²以上のキャンパスが多く、他の整備区分と比較して面積的整備が必要となる。
- 2 研究スペース：専任教員単位の面積的整備は、単位面積 20.0 m²以上のキャンパスが多く、キャンパス類型の中で高位傾向である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型は教員単位面積 40.0 m²以上のキャンパスが多く、Type C 標準施設型では 40.0 m²以下のキャンパスが多い。保有施設機能整備区分に応じた面積的整備が必要となる。

研究環境（人員的側面）

- 3 学生担当規模：教員数に対する学生数の傾向は医歯学系を除いた他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 40 人まで分布する。
- 4 大学院生率：大学院生比率の傾向は総合・文理混合、医歯学系、教育系と同程度の高位にある。保有施設機能整備区分による傾向では、Type C 標準施設型は 0.2 までに留まりキャンパスが多く、学部中心の教育体制という特性が強い。大学院教育を主におく

キャンパス運営としては大学院生比率に限界が生じる可能性のある施設整備であり、そのためには Type A 多用途施設型、若しくは Type B 準多用途[研究]型の施設整備が望ましい。

-5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は、医歯学系キャンパスと同程度の高位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはない。適切なキャンパス運営・カリキュラム運営、及び研究執務上、他の類型より以上の専任教員の確保が必須である。各キャンパスによる専任教員構成率の差は 0.3 以下から 1.0 まで分布する。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻事務室を保有しないキャンパスがあり、学生、教員への対応等、適切な事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。キャンパス毎の整備差によって、事務員単位面積 0.0 m²から約 30.0 m²まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻会議室を保有しないキャンパスがあり、事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積 0.0 m²から約 30.0 m²まで分布する。

活動支援環境（人力的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は、総合・文理混合キャンパスを除き、他の類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[講堂]型は事務員単位学生数 50 人以下に留まるキャンパスが多い。事務員の負担軽減、及び円滑な業務遂行のため、Type B 準多用途[講堂]型程度の人力的な整備が望ましい。各キャンパスの事務員数差は事務員単位学生数 5 人以下から約 120 人以下まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して、医歯学系キャンパスと同程度の中位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は単位専任教員数 1 人以下から約 15 人まで分布する。

3-3-2-5 教育学系メインキャンパス

教育環境（授業面）

- 1 講義室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.5 m²以下から約 3.0 m²まで分布する。
- 2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、また、保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.5 m²以下から約 5.0 m²まで分布する。
- 3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は、多くのキャンパスが 4.0 m²以下に留まる低位傾向であり、他のキャンパス類型と比較すると総合・文理混合、人文学系と同程度にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。

教育環境（学生活動面）

- 4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向はキャンパス類型の中で低位傾向にあり、多くのキャンパスが学生単位面積 1.5 m²以下に留まる面積的に狭小の状況である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。
- 5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は、多くのキャンパスが 1.0 m²以下に留まる低位傾向にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向に違いはみられない。
- 6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は、2.0 m²以下に留まる面積的に狭小の状況であり、他のキャンパス類型と比較して低位の状況である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。

研究環境（面積的側面）

- 1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差によって、教員単位面積 0.0 m²から約 30.0 m²まで分布する。
- 2 研究スペース：教員単位の面積的整備の傾向は単位面積 20.0 m²以上から人文学系、その他系と同程度の低位傾向になる。保有施設機能整備区分では、Type C 標準施設型は多くのキャンパスで 20.0 m²以下であり、教員の研究執務環境の整備差が生じている。研究執務環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途型程度の施設整備とすることが望ましい。

研究環境（人員的側面）

- 3 学生担当規模：教員数に対する学生数の傾向は医歯学系を除いた他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 20 人まで分布する。
- 4 大学院生率：大学院生比率の傾向は総合・文理混合、医歯学系、理工学系と同程度の高位にある。保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。各キャンパスによる大学院生の比率差は 0.0 人から約 1.0 まで分布する。
- 5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は、人文学系キャンパスと同程度の

低位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはない。適切なキャンパス運営・カリキュラム運営上に一定以上の専任教員の確保が必須である。
各キャンパスによる専任教員構成率の差は0.2以下から1.0まで分布する。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻事務室を保有しないキャンパスがあり、学生、教員への対応等、適切な事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。キャンパス毎の整備差によって、事務員単位面積0.0㎡から約40.0㎡まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻会議室を保有しないキャンパスがあり、事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積0.0㎡から約30.0㎡まで分布する。

活動支援環境（人力的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は、総合・文理混合キャンパスを除き、他の類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスの状況による。

各キャンパスの事務員数差は事務員単位学生数5人以下から約120人以下まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して、人文学系、その他系メインキャンパスと同程度の高位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人力的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は単位専任教員数1人以下から約9人まで分布する。

3-3-2-6 その他系メインキャンパス

教育環境（授業面）

-1 講義室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型、Type C 標準施設型のキャンパスが学生単位面積 4.0 m²以下に留まる傾向にあり、面積的には低位の状況で、整備区分による環境差が生じている。教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途[講堂]型程度の施設整備とすることが望ましい。

-2 演習室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分では、Type B 準多用途[研究]型のキャンパスが学生単位面積 2.0 m²以下に留まる傾向にあり、面積的整備は低位の状況で整備区分による環境差が生じている。教育環境を保つために Type A 多用途施設型、Type B 準多用途[講堂]型程度の施設整備とすることが望ましい。

-3 実験室：学生単位の面積的整備の傾向は、医歯学系、理工学系と同程度で高位の状況である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.5 m²以下から約 15.0 m²まで分布する。

教育環境（学生活動面）

-4 学生室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、中位である。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 4.0 m²まで分布する。

-5 学生研究室：学生単位の面積的整備の傾向は、多くのキャンパスで 1.0 m²以下に留まる低位状況にある。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。

-6 学科・専攻図書室：学生単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはない。キャンパス毎の整備差は大きく、学生単位面積 0.0 m²から約 10.0 m²まで分布する。

研究環境（面積的側面）

-1 専用研究室：専任教員単位の面積的整備の傾向は他のキャンパス類型と同程度で違いはない。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向にも違いはみられない。キャンパス毎の整備差によって、教員単位面積 0.0 m²から約 40.0 m²まで分布する。

-2 研究スペース：教員単位の面積的整備の傾向は単位面積 20.0 m²以上から人文学系、教育学系と同程度の低位傾向になる。保有施設機能整備区分による面積的整備の傾向に違いはみられない。

キャンパス毎の整備差によって、教員単位面積 0.0 m²から約 40.0 m²まで分布する。

研究環境（人間的側面）

-3 学生担当規模：教員数に対する学生数の傾向は医歯学系を除いた他のキャンパス類型と同程度で違いはなく、保有施設機能整備区分による傾向にも違いはない。各キャンパスによる教員構成差は教員単位学生数 1.0 人以下から約 20 人まで分布する。

-4 大学院生率：大学院生比率は、人文学系と同程度の低位傾向にある。保有施設機能整備区分による傾向の違いはないが、各キャンパスによる構成差は 0.1 人以下と 1.0 に

集中する。すなわち、学部中心キャンパスと大学院大学に分かれる状況のため、これに応じて、大学院大学では学生サポート、教員サポートの施設整備が特に必要となる。

-5 教員専任率：教員数における専任の割合の傾向は、人文学系、教育学系キャンパスと同程度の低位の状況である。保有施設機能整備区分による傾向に違いはなく、適切なキャンパス運営・カリキュラム運営上に一定以上の専任教員の確保が必須である。

各キャンパスによる専任教員構成率の差は0.2以下から1.0まで分布する。

活動支援環境（面積的側面）

-1 学科・専攻事務室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻事務室を保有しないキャンパスがあり、学生、教員への対応等、適切な事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。キャンパス毎の整備差によって、事務員単位面積0.0㎡から約40.0㎡まで分布する。

-2 学科・専攻会議室：事務員単位の面積的整備は総合・文理混合キャンパスを除き、他のキャンパス類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分による面積的整備に違いはみられないが、学科・専攻会議室を保有しないキャンパスがあり、事務環境を保つためにキャンパス毎での施設整備とすることが望ましい。

キャンパス毎の整備差は大きく、事務員単位面積0.0㎡から約30.0㎡まで分布する。

活動支援環境（人員的側面）

-3 職員学生率：事務員数に対する学生数の傾向は、総合・文理混合キャンパスを除き、他の類型と比較して中位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人員的な整備差は各キャンパスの状況による。

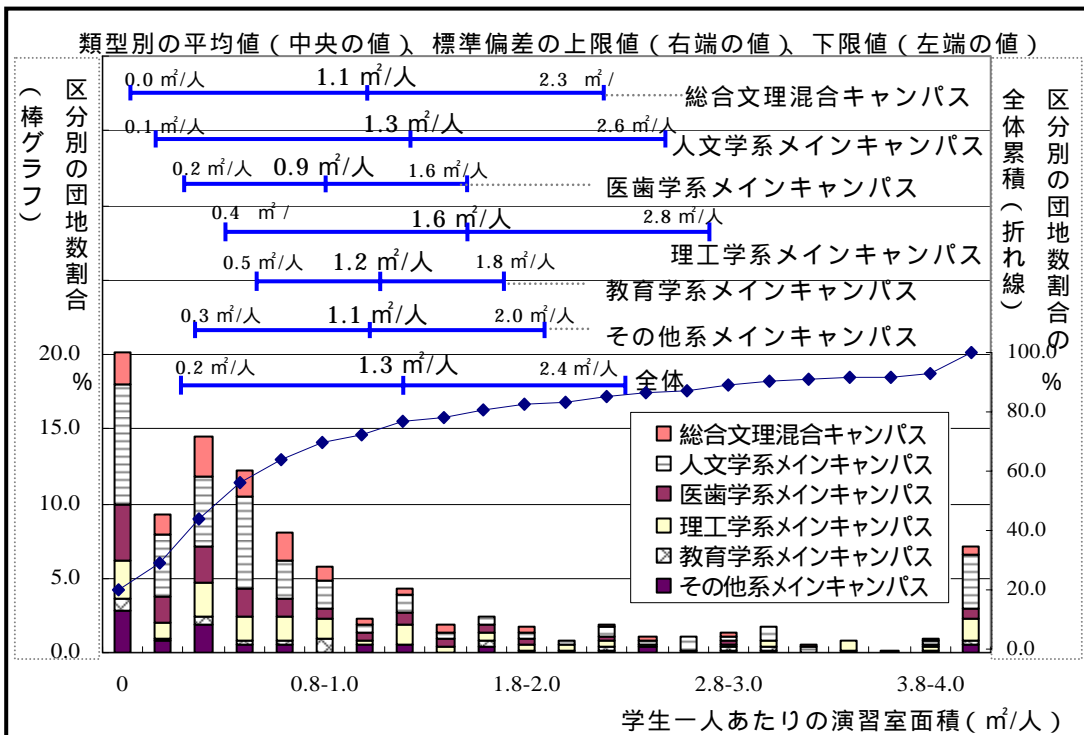
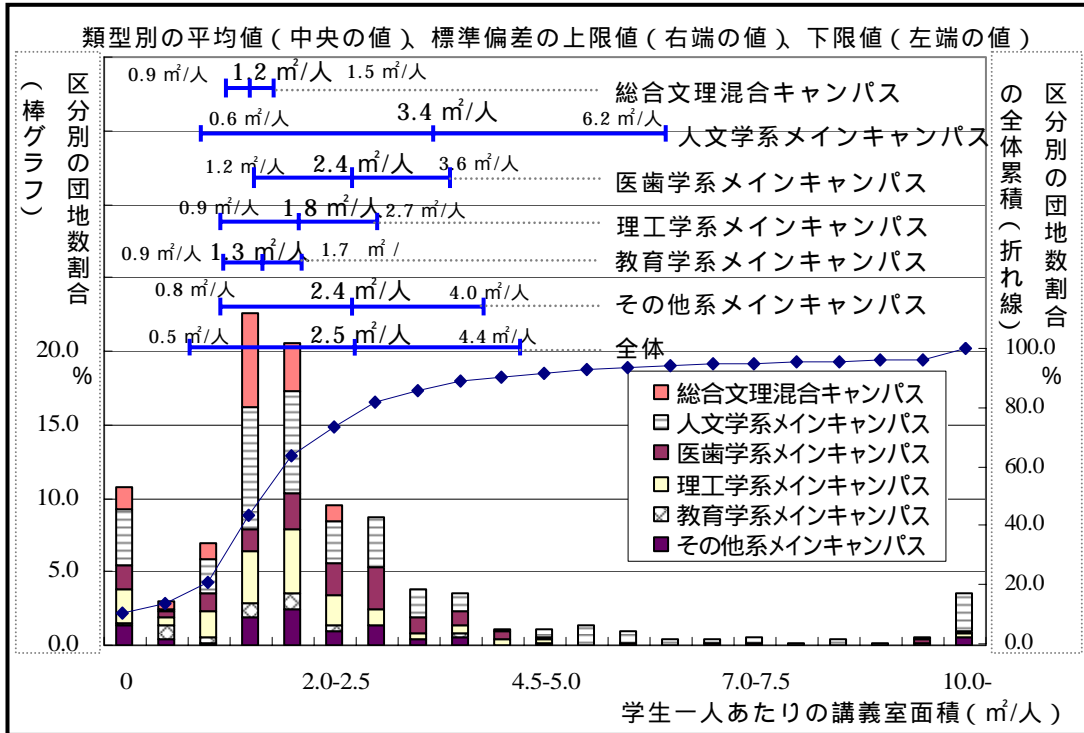
各キャンパスの事務員数差は事務員単位学生数5人以下から約120人以下まで分布する。

-4 職員教員率：事務員数に対する専任教員数の傾向は他の類型と比較して、人文学系、教育学系メインキャンパスと同程度の高位にある。保有施設機能整備区分では傾向に違いはなく、人員的な整備差は各キャンパスによる。

各キャンパスによる事務員は単位専任教員数1人以下から約9人まで分布する。

すなわち、大学キャンパスに最低限必要な事として、学生が教育を受けるために適切な施設及び設備を設けること、教員が教育、及び研究を行うために適切な施設、及び設備を設けること、という性質を設定した場合、諸用途に対する空間使用、人員運用を常に検討する必要がある。そのための空間使用、人員運用の項目として重要性が捉えられた指標は、教育環境に関しては 講義室、 実験室、 学生室、 学生研究室、 学科・専攻図書室が挙げられ、研究環境に関しては 専用研究室、 研究スペース、 学生担当規模、 大学院生率、 教員専任率が挙げられ、活動支援環境に関しては 学科・専攻事務室、 学科・専攻会議室、 職員学生率が挙げられた。

何れの指標もキャンパス役割類型によってその特性が現れるため、これらは共通的な運用ではなく、キャンパスの実況に合わせた指標判断が必要となる。そのためには、使用運営をコントロールする機構・組織・人材を大学組織の一部に組み込み、確保することが重要な課題となる。



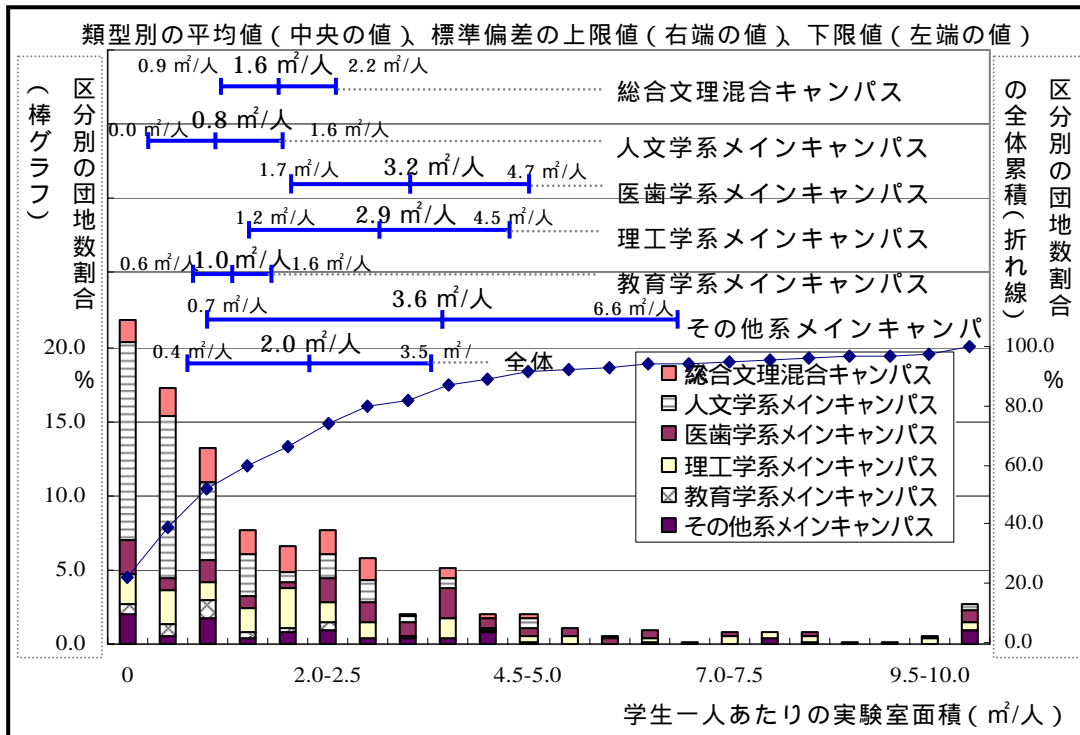


図 31 キャンパス役割類型別の学生一人あたり実験室面積整備の分布

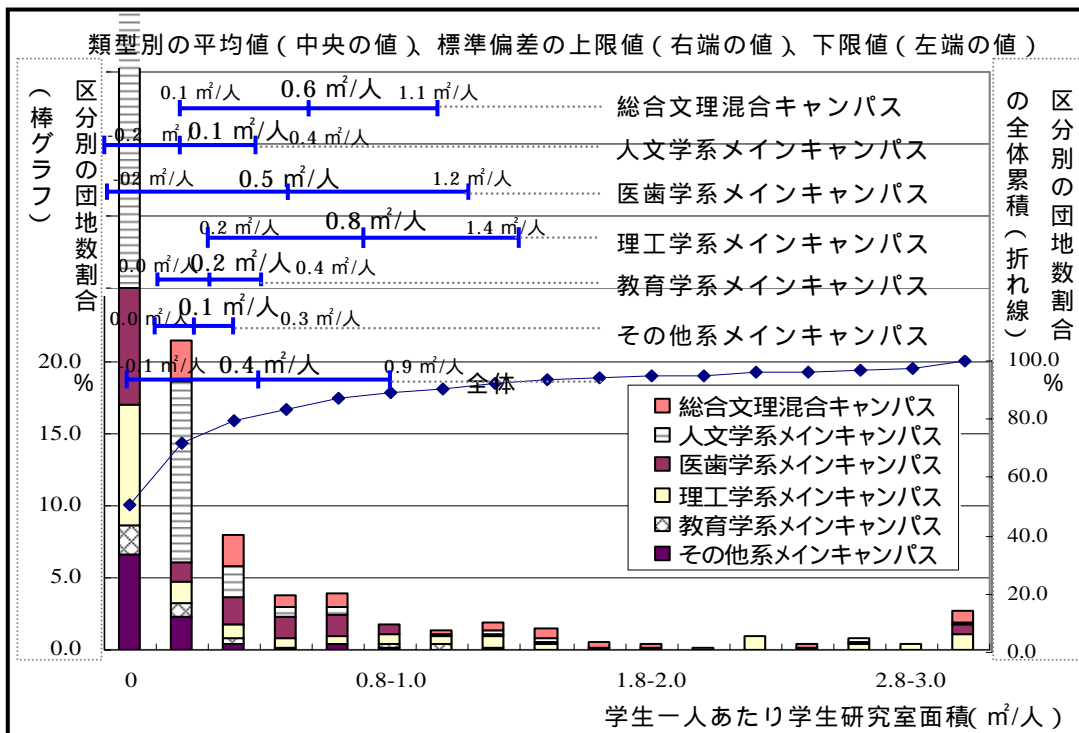


図 32 キャンパス役割類型別の学生一人あたり学生研究室面積整備の分布

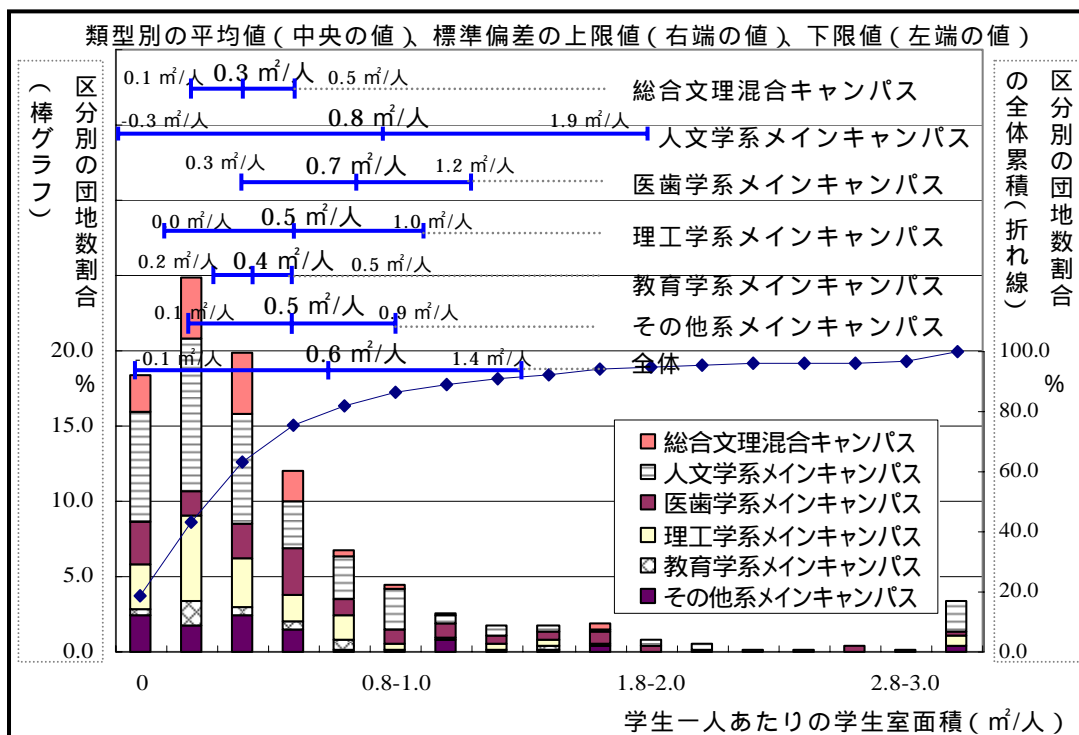


図 33 キャンパス役割類型別の学生一人あたり学生室面積整備の分布

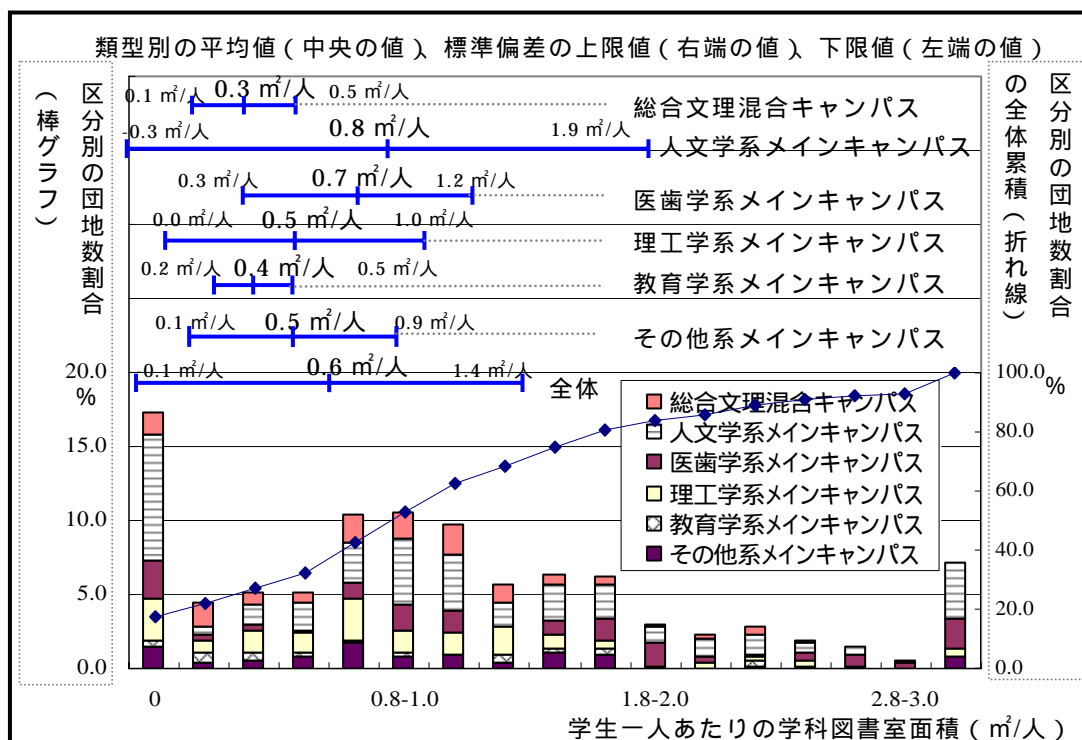


図 34 キャンパス役割類型別の学生一人あたり学科専攻図書室面積整備の分布

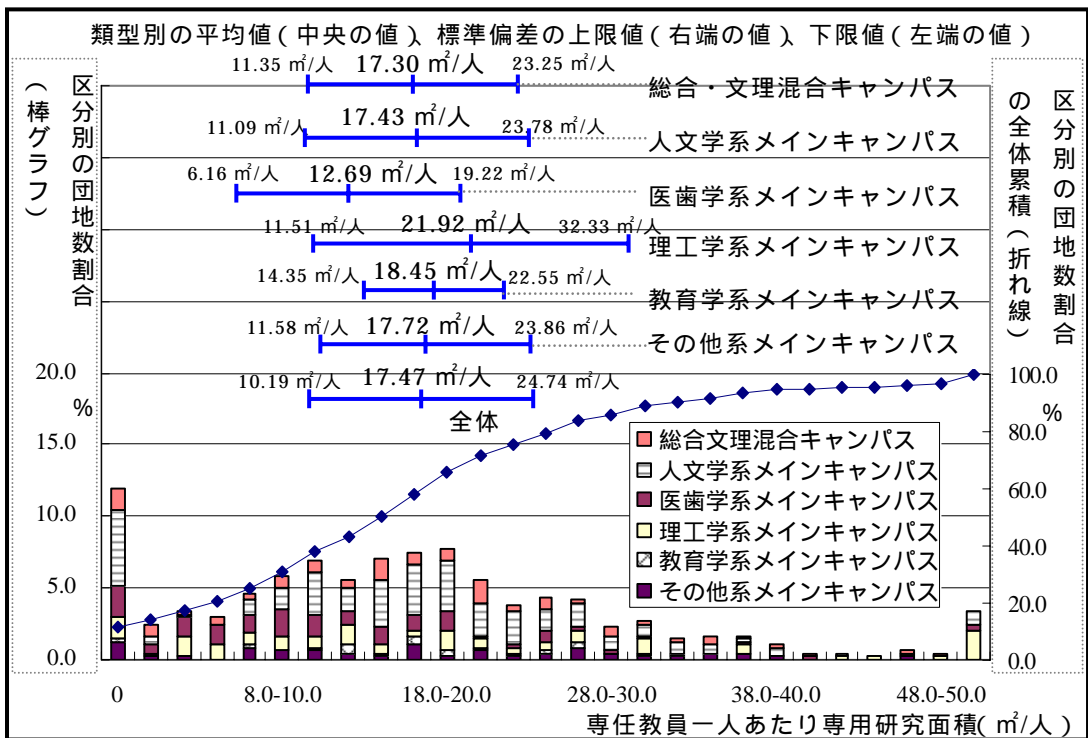


図 35 キャンパス役割類型別の専任教員一人あたり研究室面積整備の分布

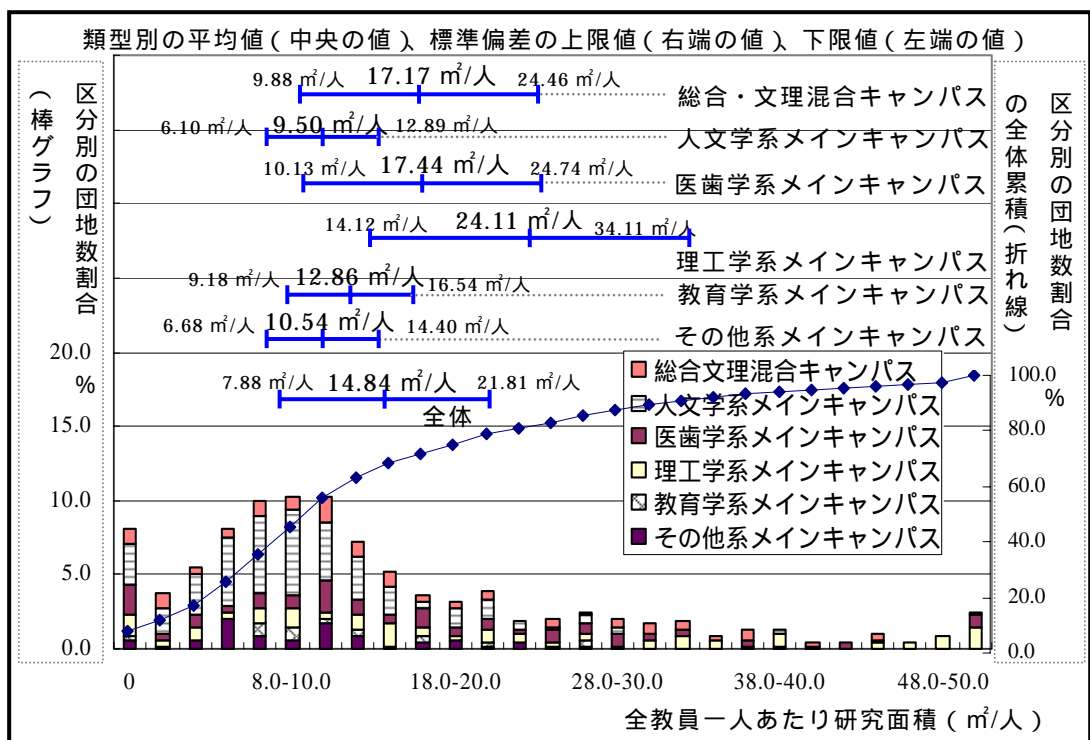


図 36 キャンパス役割類型別の全教員一人あたり研究スペース整備の分布

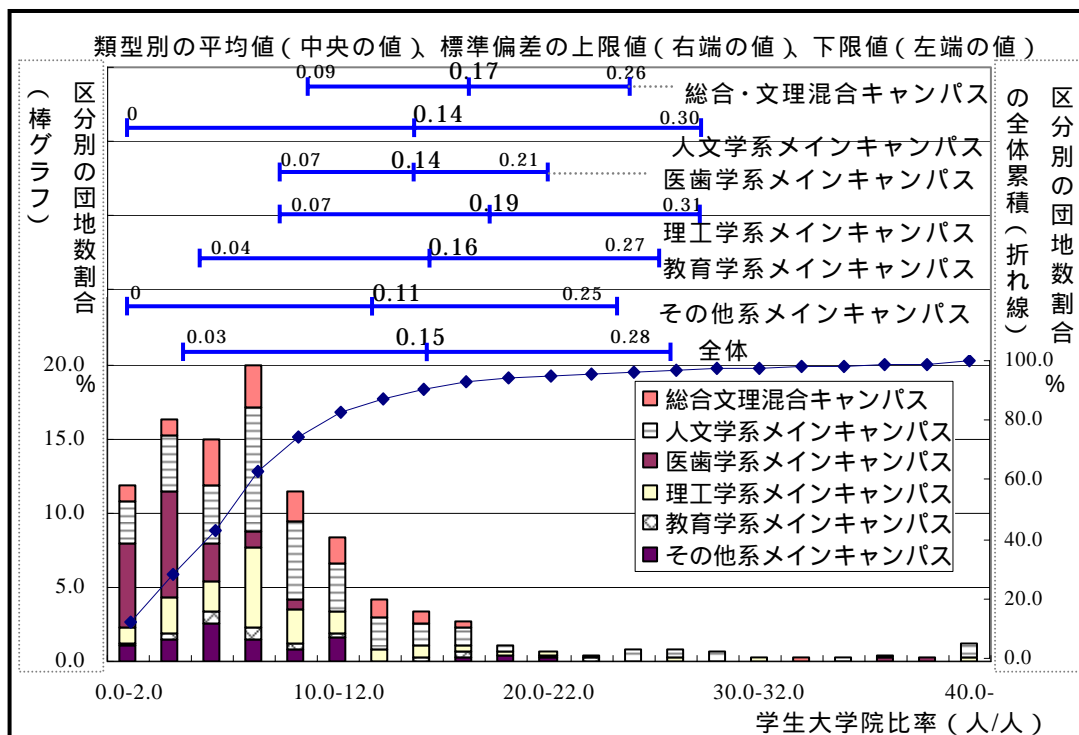


図 37 キャンパス役割類型別の大学院生数/学生数の比率の分布

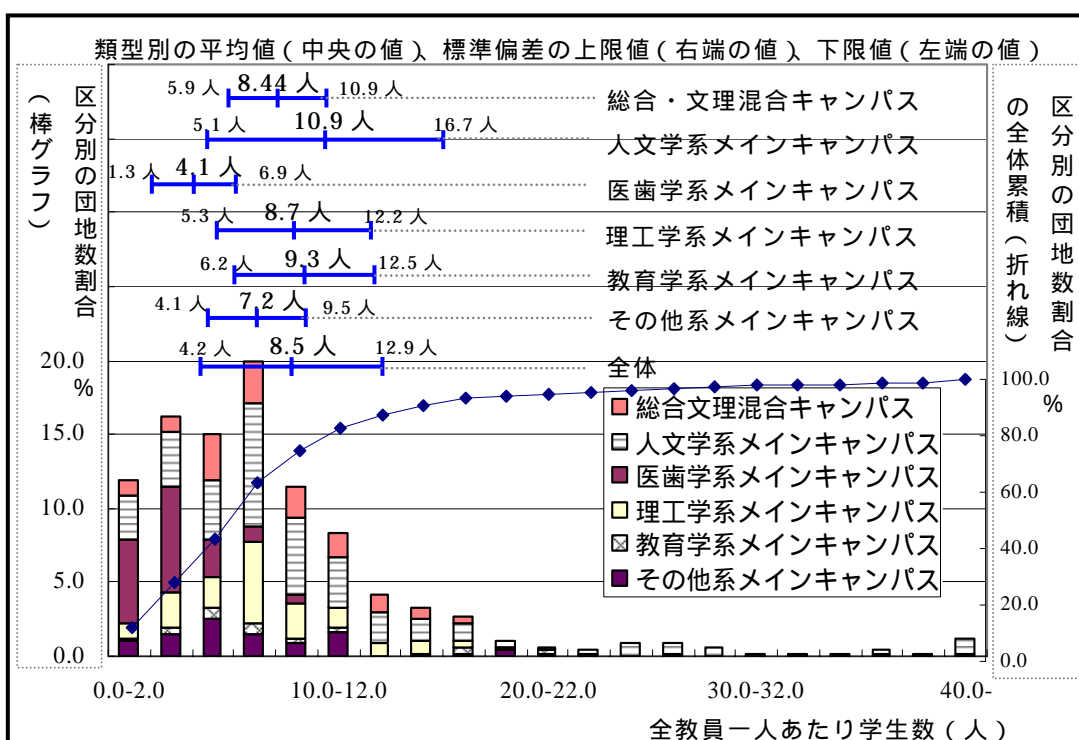


図 38 キャンパス役割類型別の教員一人あたり学生担当数の分布

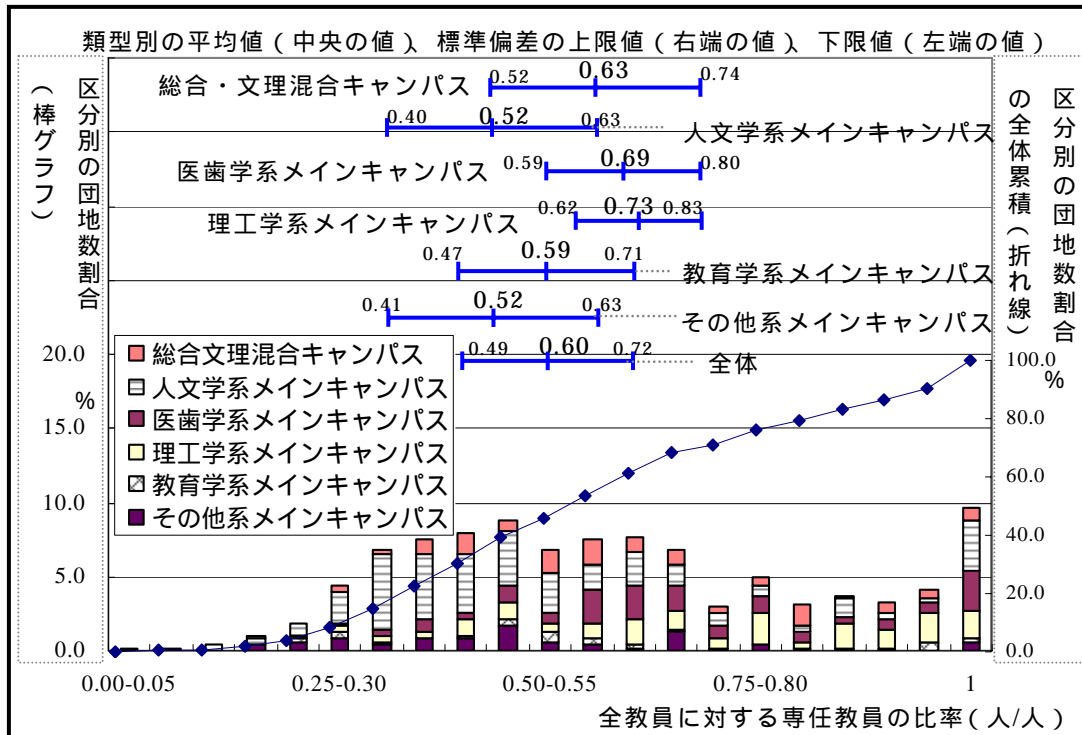


図 39 キャンパス役割類型別の全教員に対する専任教員の比率の分布

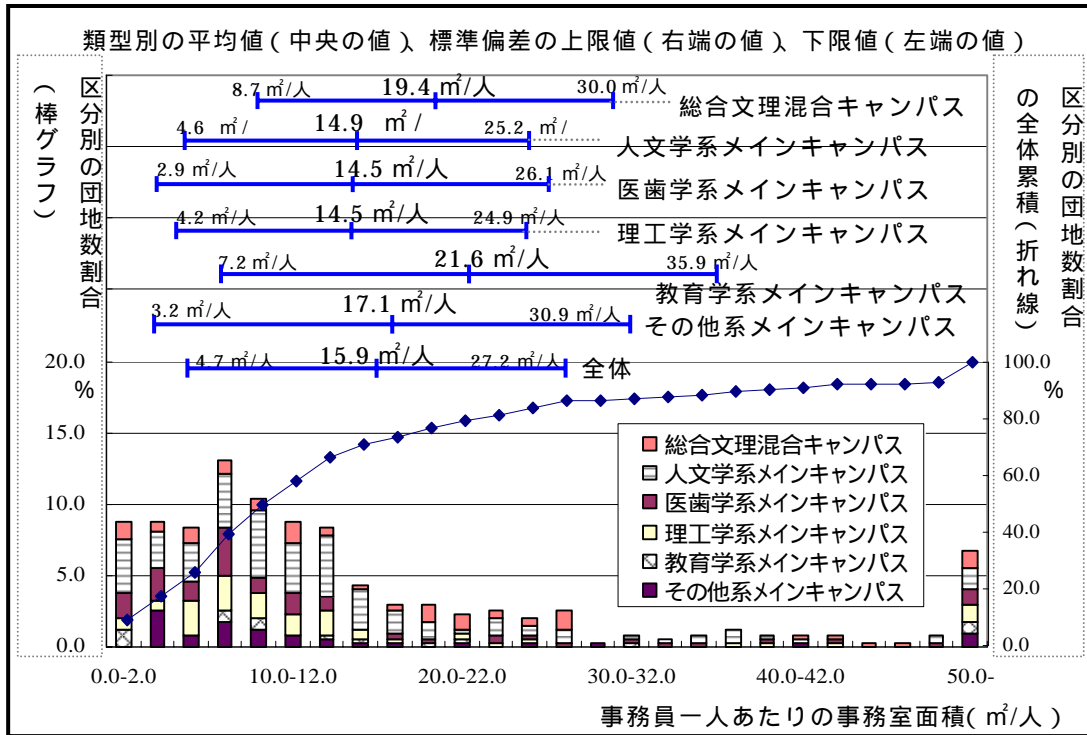


図 40 キャンパス役割類型別の事務員一人あたり事務室面積整備の分布

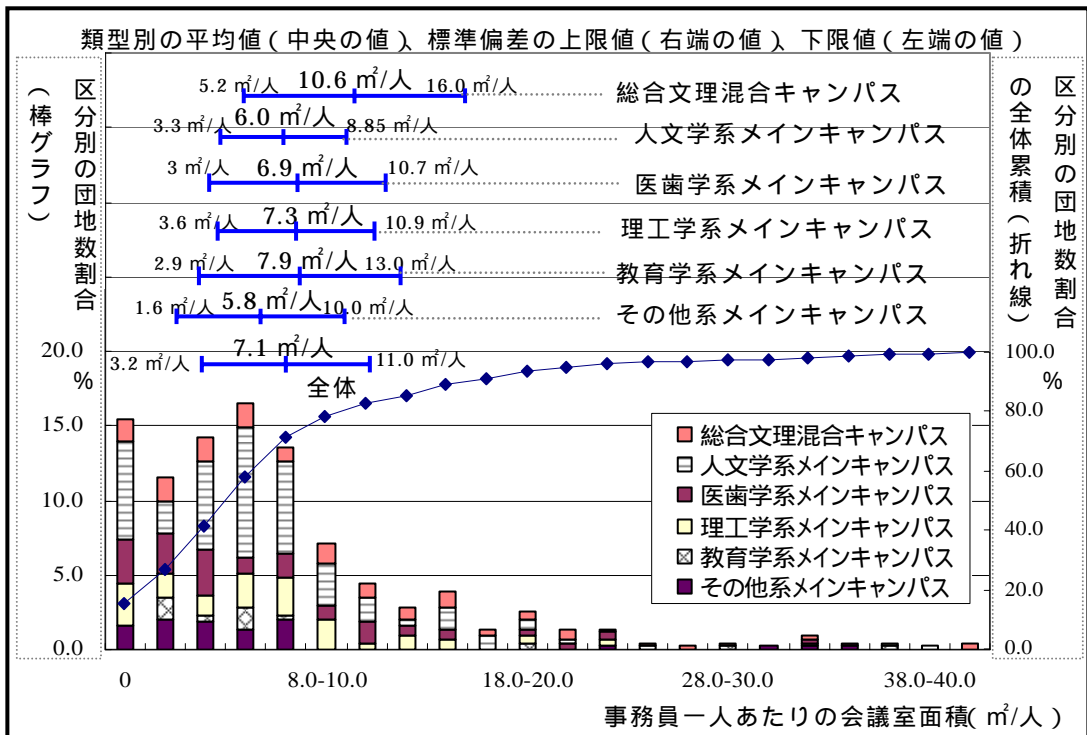


図 41 キャンパス役割類型別の事務員一人あたり会議室面積整備の分布

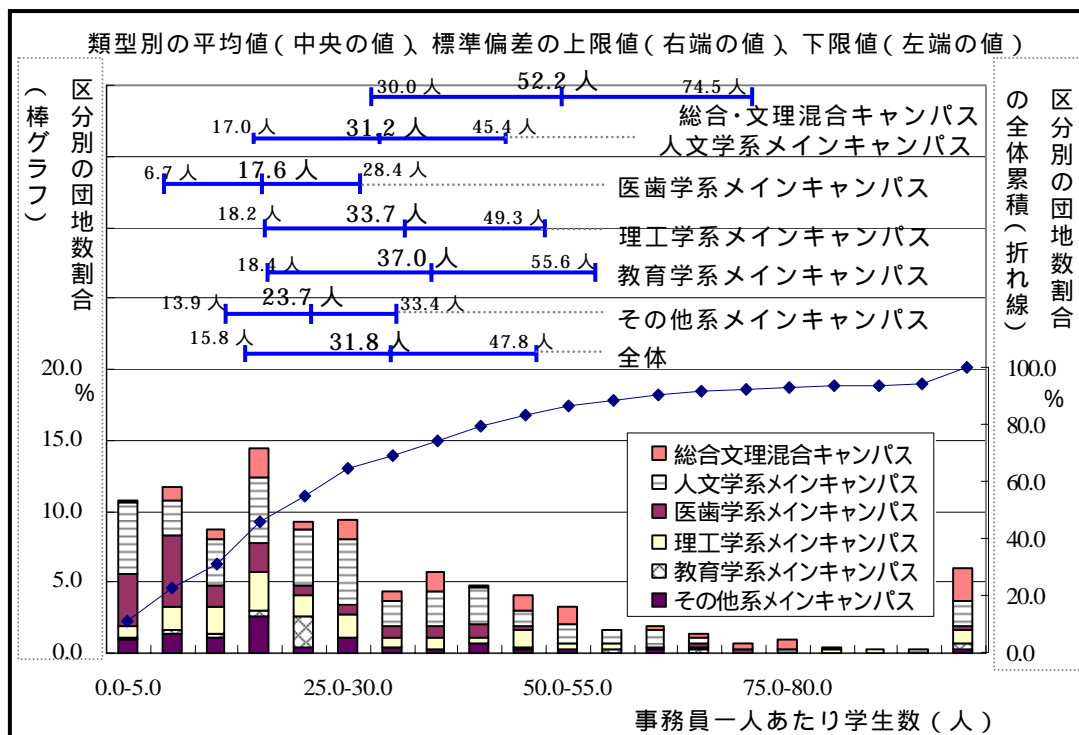


図 42 キャンパス役割類型別の事務員一人あたり学生担当数の分布

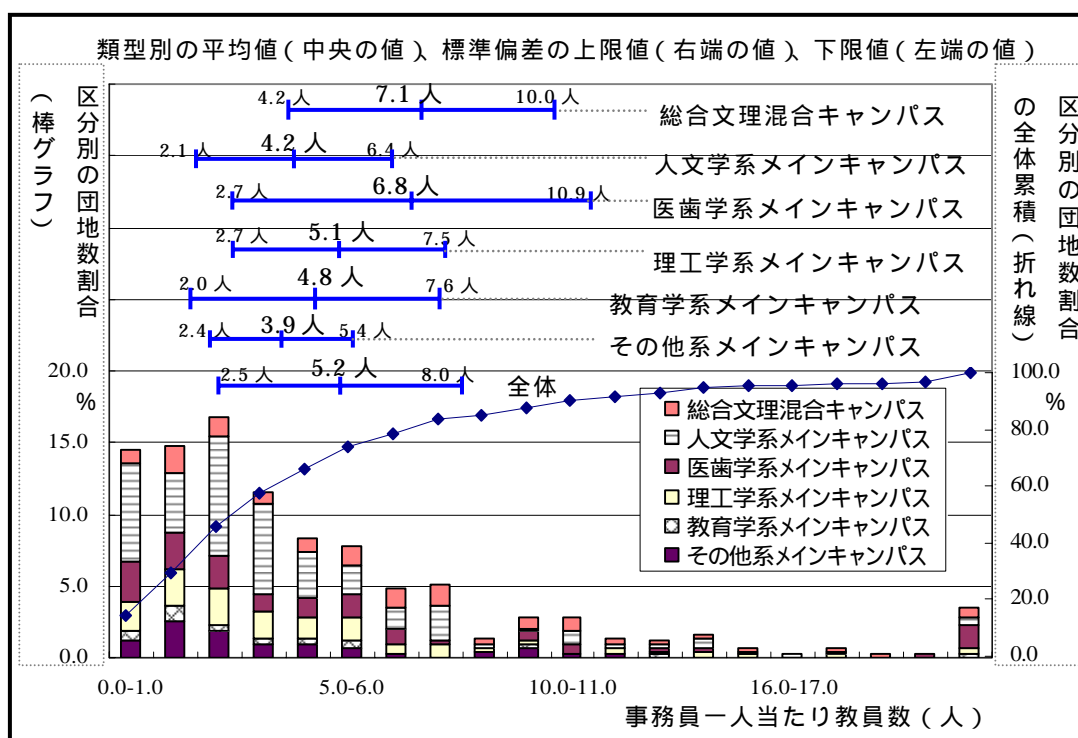


図 43 キャンパス役割類型別の事務員一人あたり教員担当数の分布

3-4 大学キャンパスの校地・校舎の整備タイプとその整備内容

3-4-1 校地・校舎の整備タイプの作成

前項までに見てきたように、キャンパス役割類型、保有施設機能整備区分によって、キャンパスにおける室単位の教育、研究、活動支援空間の使用状況は異なり、その整備差が現れた。それぞれは施設使用上の適正な運営水準を計る基となると考えられる。

こうした、室単位の教育、研究、活動支援の空間整備の集積を教育、研究、活動支援の環境として捉え、これにより、キャンパスを利用する人々の活動を担保する校地・校舎の整備状況の評価区分を設定する。集計は、教育、研究、活動支援環境の整備面積量を示す設定項目によって主成分分析を行った。結果として、第1分析軸にはキャンパスにおける単位面積の全体的な大小を示す、単位面積量軸が現れた。第2分析軸にはキャンパスにおける屋外空間の余裕具合と建物容積の単位面積量の大小の対比を示す、屋内外空間面積量対比軸が現れた。第3分析軸にはキャンパスにおける事務管理の単位面積量と教育研究の単位面積量の対比を示す、施設整備目的軸が現れた(表7、図44)。

表7 主成分分析の指標と固有ベクトル

固有ベクトル	No.1	No.2	No.3
敷地面積/ 団地人口	0.5306	-0.3079	0.1187
建築面積/ 団地人口	0.3534	-0.4707	-0.1400
延床面積/ 団地人口	0.3995	0.4453	-0.3150
余裕屋外/ 団地人口	0.4909	-0.2494	0.2254
校舎面積/ 学生数	0.3747	0.4374	-0.4683
研究面積/ 教員数	0.2292	0.4814	0.7727

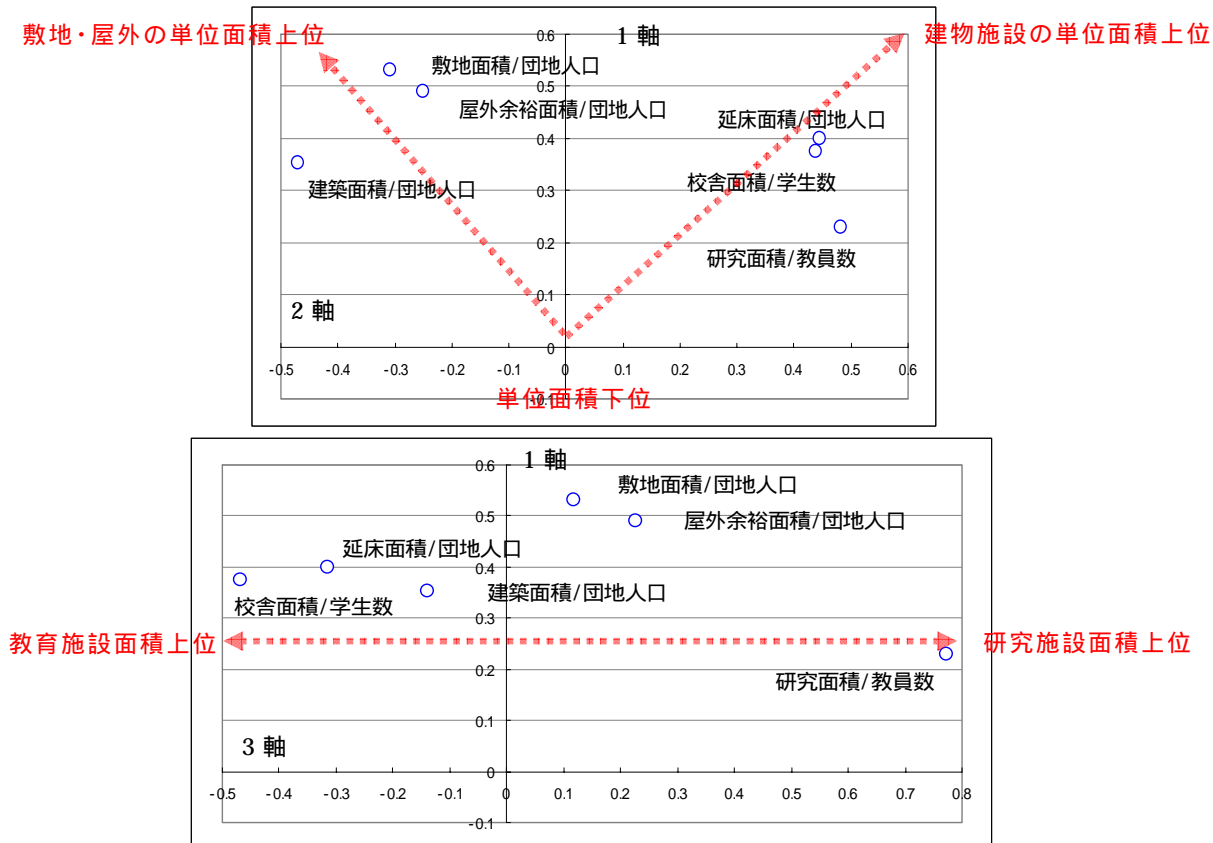


図44 主成分分析のカテゴリープロット図

こうして得られた分析軸、及び得点値からクラスター分析によって、キャンパス校地・校舎整備の現況のレベルを示す、校地・校舎整備類型を設定した（図 45）。

level 1-1 : 単位面積上位-屋外空間余裕型

キャンパス人口（学生、教員、職員の和）当たりの単位面積量が校地・校舎とも大きく、特に、屋外の余裕空間（敷地面積から建築面積、屋外運動場面積を減）の単位面積量が大きい状況にあるキャンパス。敷地面積の全体量が大きいキャンパスと、敷地面積に対して学生数が小規模のキャンパスの双方が存在する。

level 1-2 : 単位面積上位-施設重点整備型

キャンパス人口当たりの単位面積量が校地・校舎とも大きく、特に、建物延床面積の単位面積量が大きい状況にあるキャンパス。敷地面積、及び建物容積の全体量が大きいキャンパスと、建物容積に対して学生数が小規模のキャンパスの双方が存在する。

level 2-1 : 単位面積中位-屋外空間余裕型

キャンパス人口当たりの単位面積量が校地・校舎とも中位であり、その中で、屋外の余裕空間の単位面積量が比較的大きい状況にあるキャンパス。

level 2-2 : 単位面積中位-施設重点整備型

キャンパス人口当たりの単位面積量が校地・校舎とも中位であり、その中で、建物延床面積の単位面積量が比較的大きい状況にあるキャンパス。

level 3 : 単位面積下位-高密・高効率型

キャンパス人口当たりの単位面積量が校地・校舎とも凡庸であり、その中でも特に、教育研究部門に単位面積量が小さく、限られた面積の中でその使用運営の高効率化に重点を置いている状況にあるキャンパス。施設の全体面積量が小さいキャンパス、施設の面積量に対して学生数が大規模のキャンパス、サテライトキャンパス等が存在する。

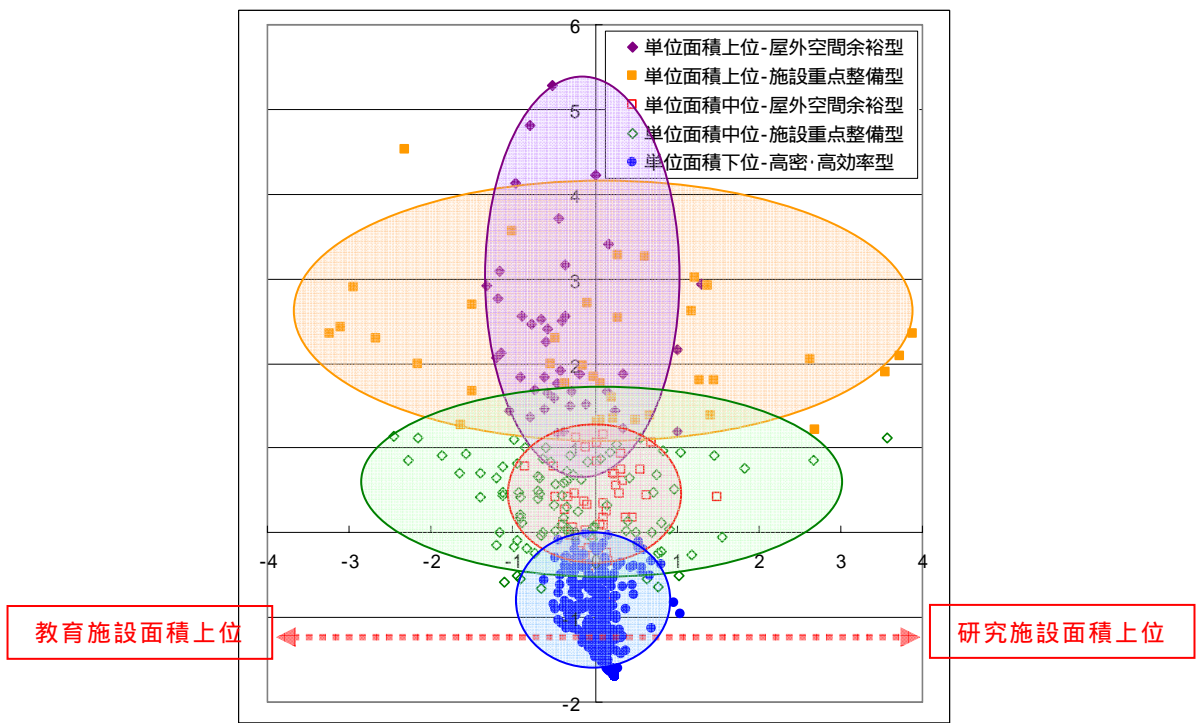
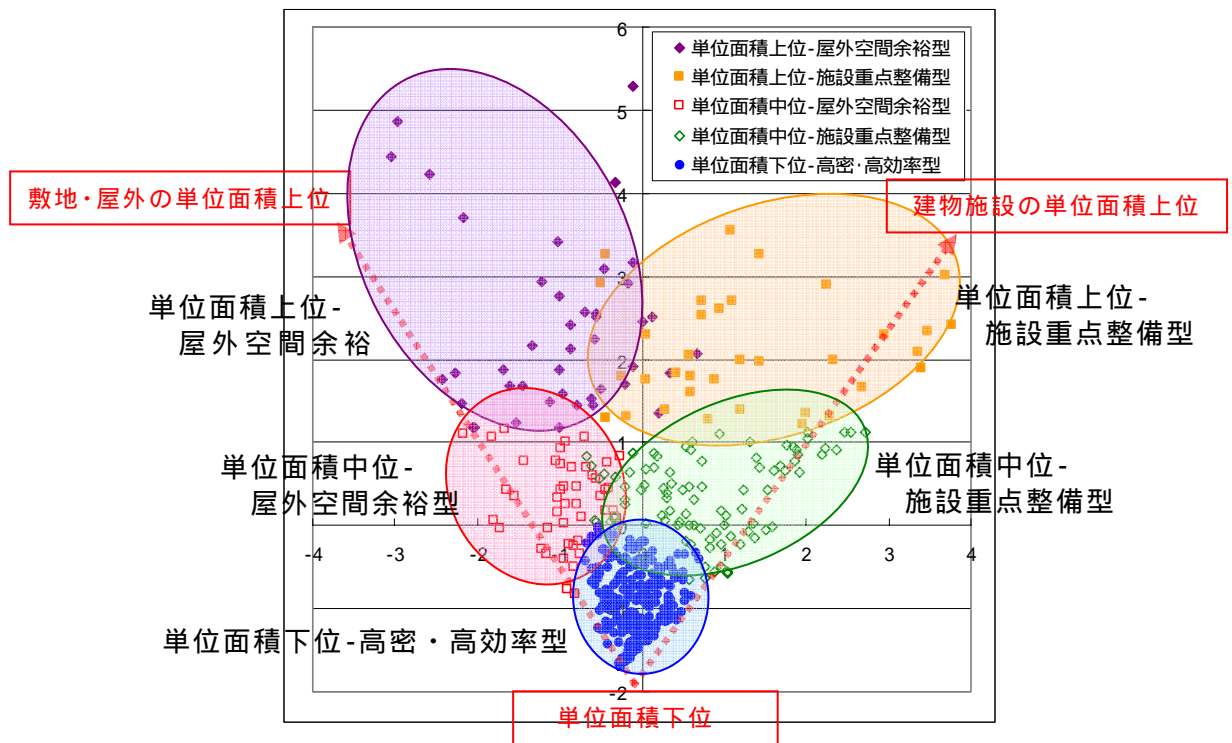


図 45 サンプルプロット、校地・校舎整備類型の分布と整備軸

3-4-2 校地・校舎整備タイプとキャンパス役割類型・保有施設機能整備区分の対応

前節で作成した校地・校舎整備類型をキャンパス役割類型、保有施設機能整備区分との対応をみることで、大学キャンパスの社会的役割に対する校地・校舎整備のレベル状況と整備目標をみる（図 46～51）。

まず、保有施設機能整備区分の分布をみると、単位面積上位・中位であって施設重視整備型には多用途施設整備型～準多用途[研究]整備型が多く、単位面積上位・中位であって屋外空間余裕型には準多用途[講堂]整備型、標準施設整備型が多く、単位面積下位には標準施設整備型と最小基準型が多くなる傾向がある。すなわち、キャンパス校地・校舎の整備状況は、単位面積量、及び用途施設によって大きく3区分となった。

一方、総合・文理混合キャンパス～その他系メインキャンパスの全ての役割類型において、level1-1：単位面積上位-屋外空間余裕型～level3：単位面積下位-高密・高効率型が存在している。そのため、どのキャンパス役割類型においても、面積的な余裕度という点においては単位面積上位-屋外空間余裕型の整備運営が目標値となり得る。

キャンパス役割類型別の特性をみると、総合・文理混合キャンパスは、単位面積上位になると屋外空間余裕型、施設重視整備型の両方とも研究施設の単位面積が大きくなる傾向にあり、総合・文理混合系のキャンパスの役割・機能の特性であると考えられる。

人文学系メインキャンパスは単位面積下位-高密・高効率型に集約し、単位面積上位になると教育施設の単位面積が大きくなる傾向にあり、教育施設における単位面積の充実化が一つの整備軸となる特性が現れる。

医歯学系メインキャンパスは単位面積上位、単位面積中位の施設重視整備型に分布する傾向にあり、施設整備の単位面積量が一つの整備軸となる特性が現れる。

理工学系メインキャンパスは施設整備重点型の多用途施設整備型・準多用途[研究]整備型と屋外余裕型の準多用途[講堂]整備型、標準施設整備型に分割される分布が強く現れ、教育・職業訓練を特徴としたキャンパスと先端研究を特徴としたキャンパスが明確になる傾向にある。理工学系メインキャンパスでは、研究施設の単位面積の充実化が一つの整備軸となる特性が捉えられた。

教育学系メインキャンパスは、特異的な例を除いて、単位面積中位に分布し、教育施設整備、研究施設整備のどちらにも偏らないという整備の特性が現れた。

その他系メインキャンパスも、特異的な例を除いて、単位面積中位に分布し、教育施設整備、研究施設整備のどちらにも偏らないという整備の特性が現れた。教育学系と共に、それぞれ専門分野によって細分化された施設・空間が必要であるため、全体的な単位面積量が一つの整備軸となる特性が捉えられた。

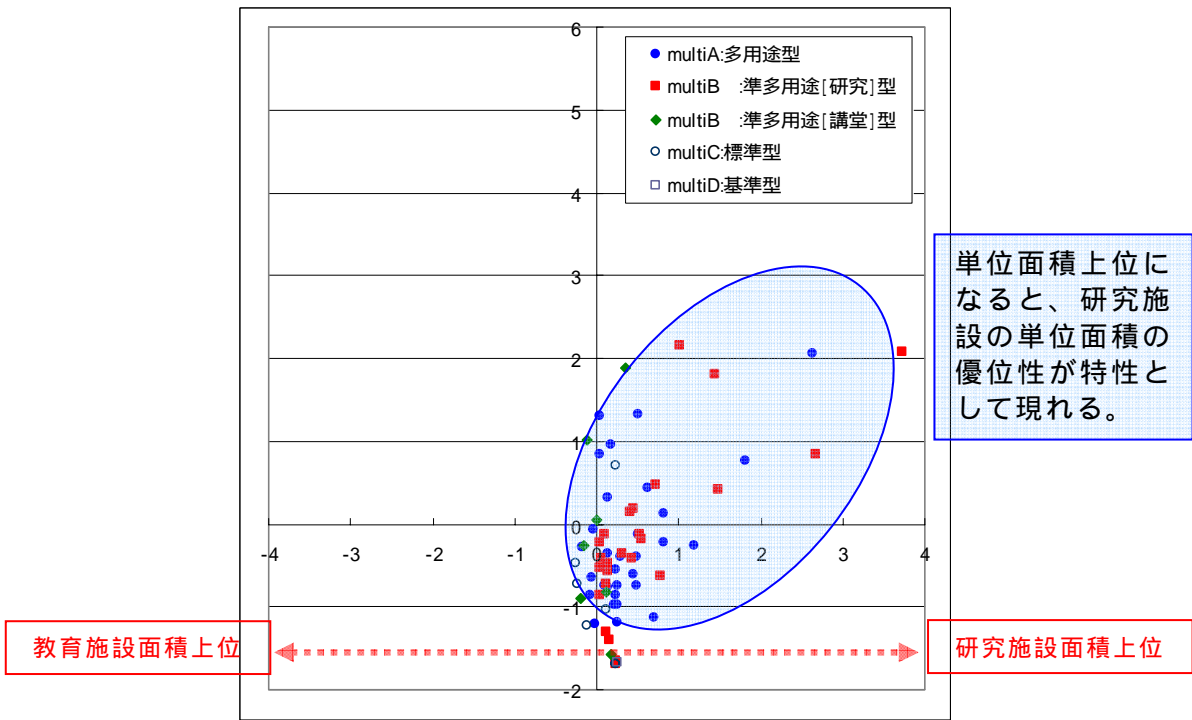
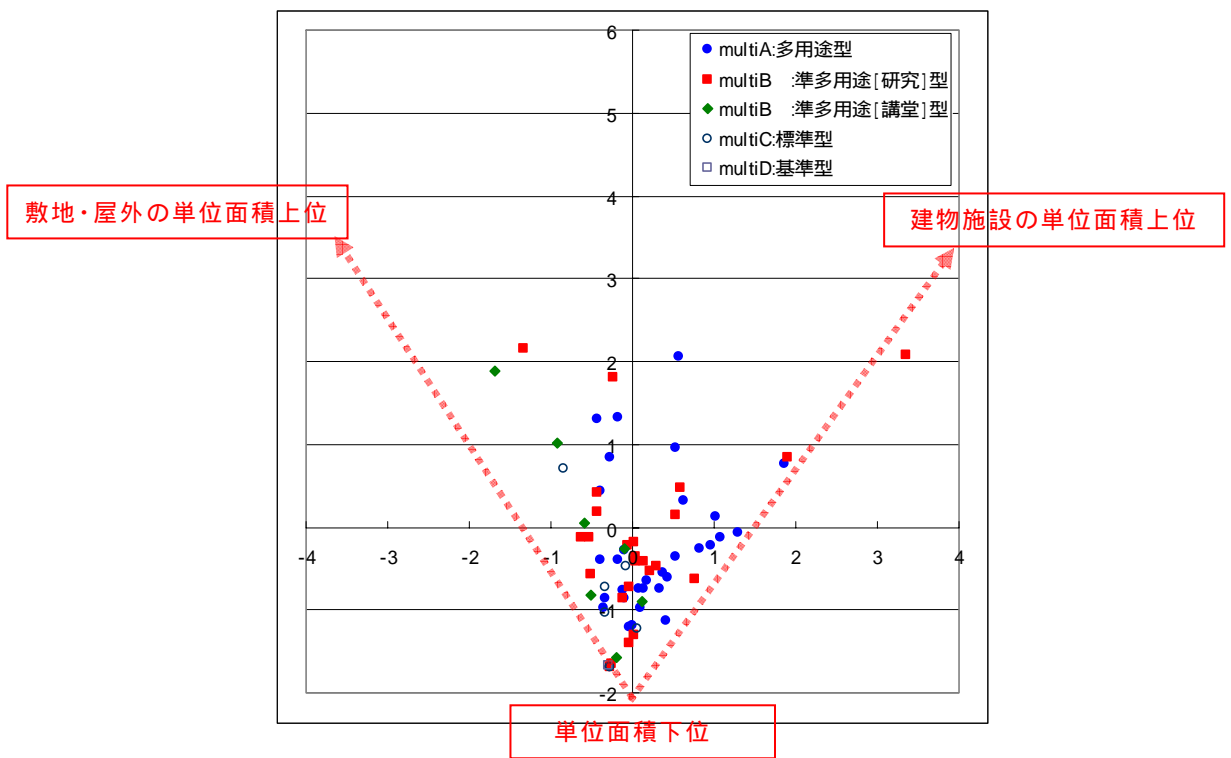


図 46 総合・文理混合キャンパスの校地・校舎整備軸における分布

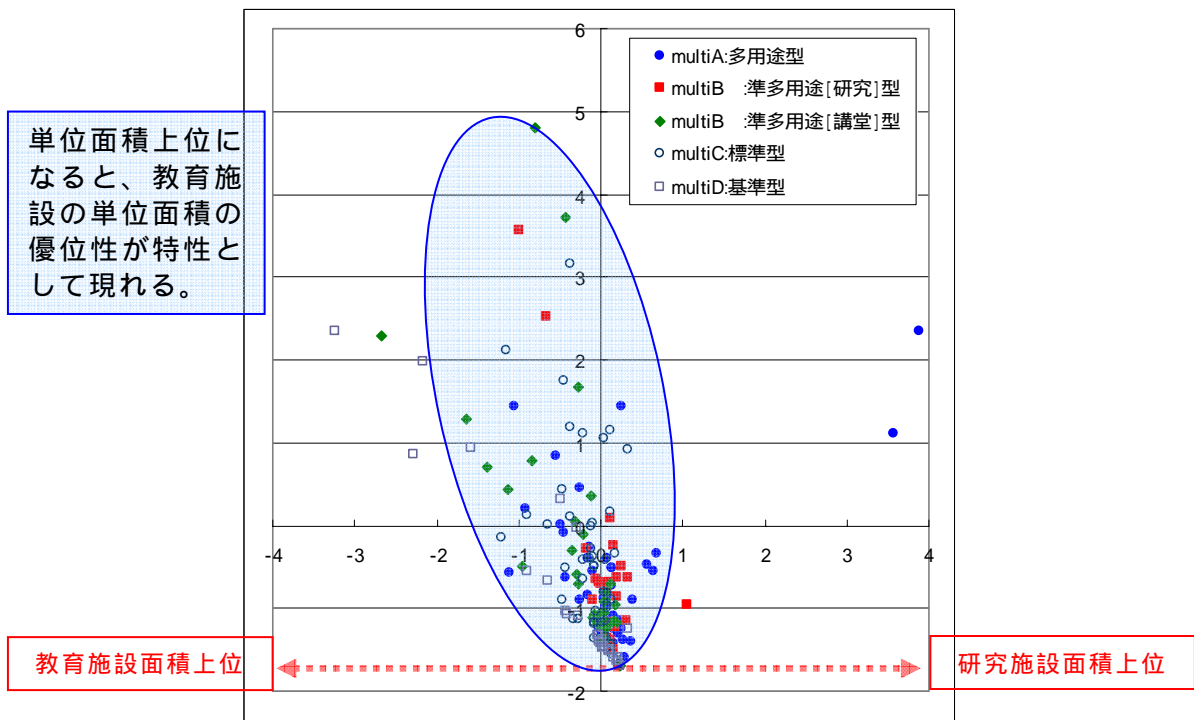
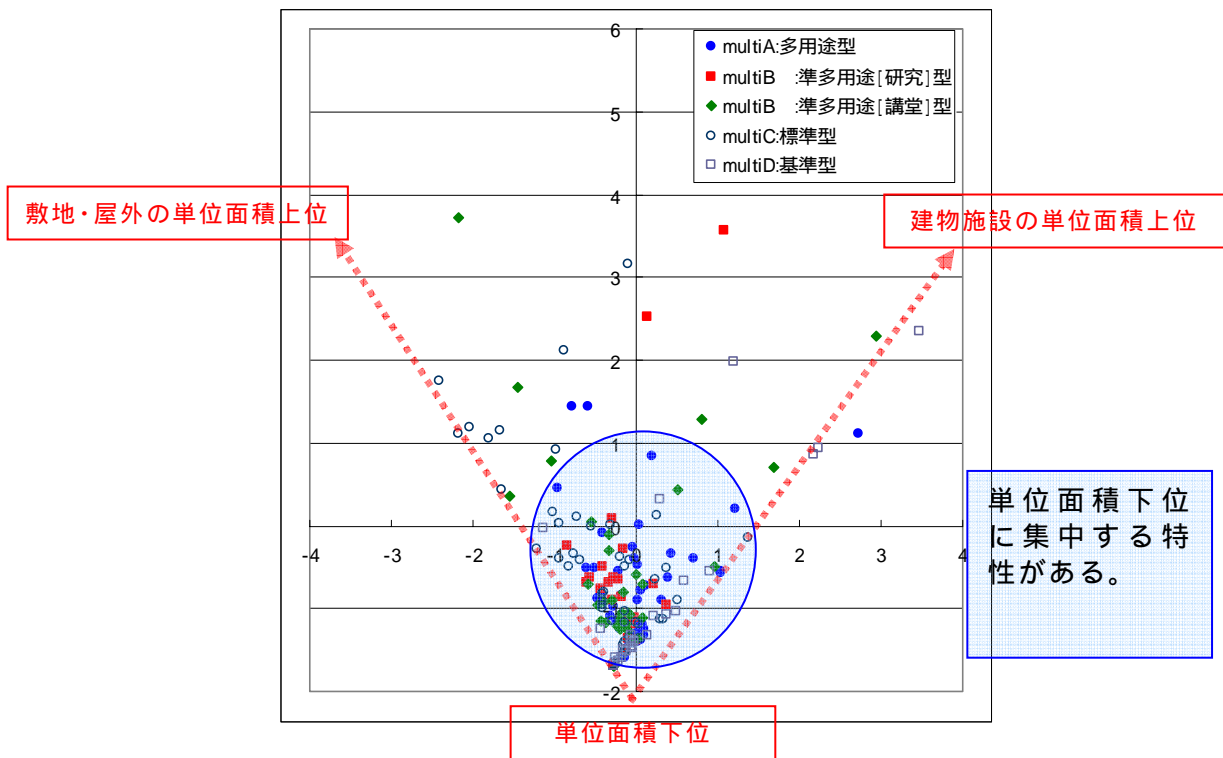


図 47 人文学系メインキャンパスの校地・校舎整備軸における分布

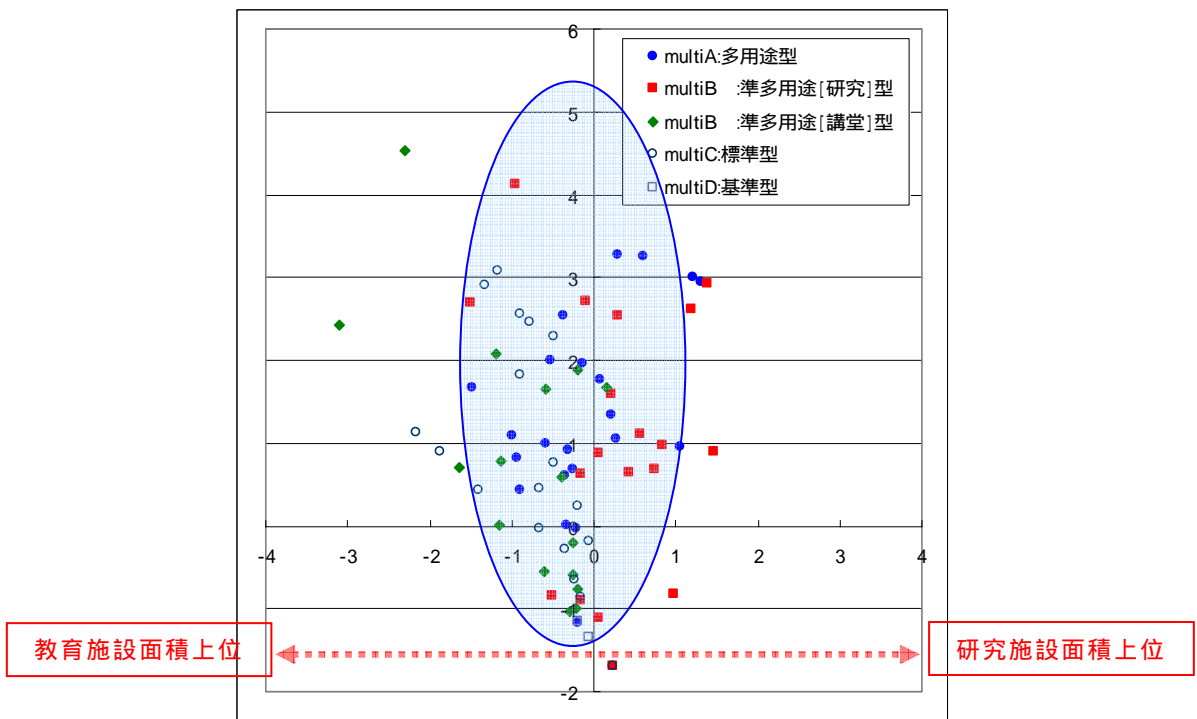
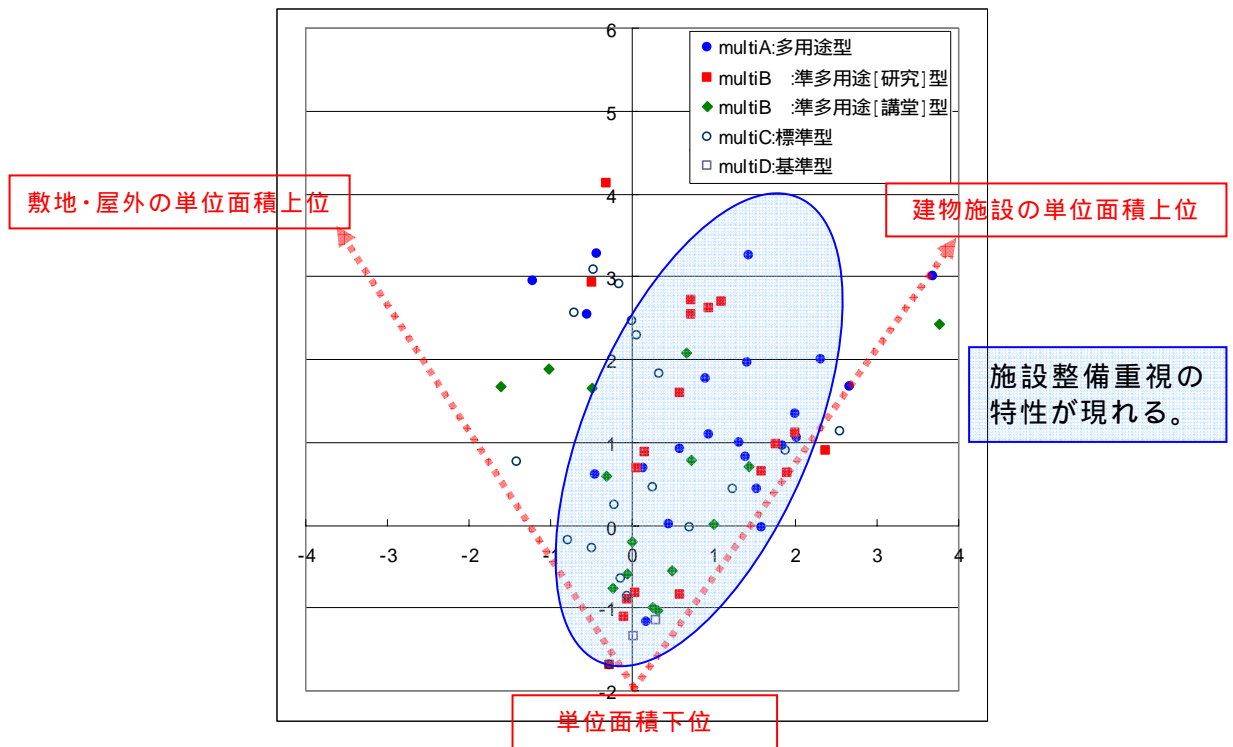


図 48 医歯学系メインキャンパスの校地・校舎整備軸における分布

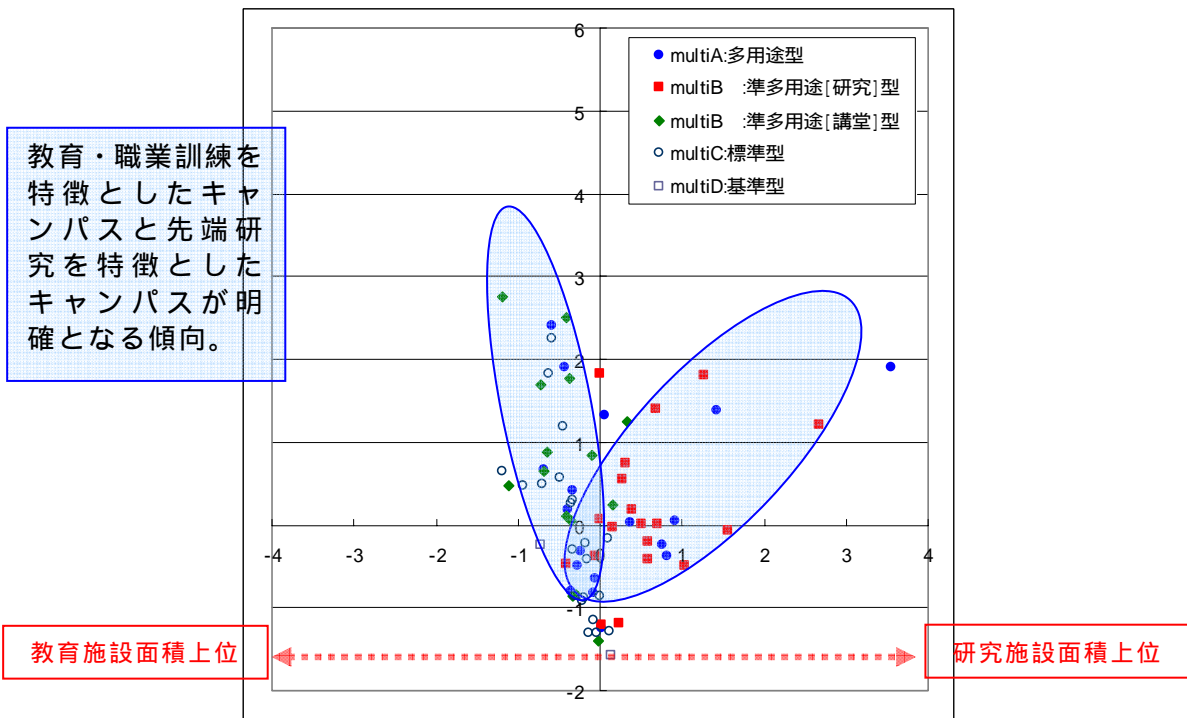
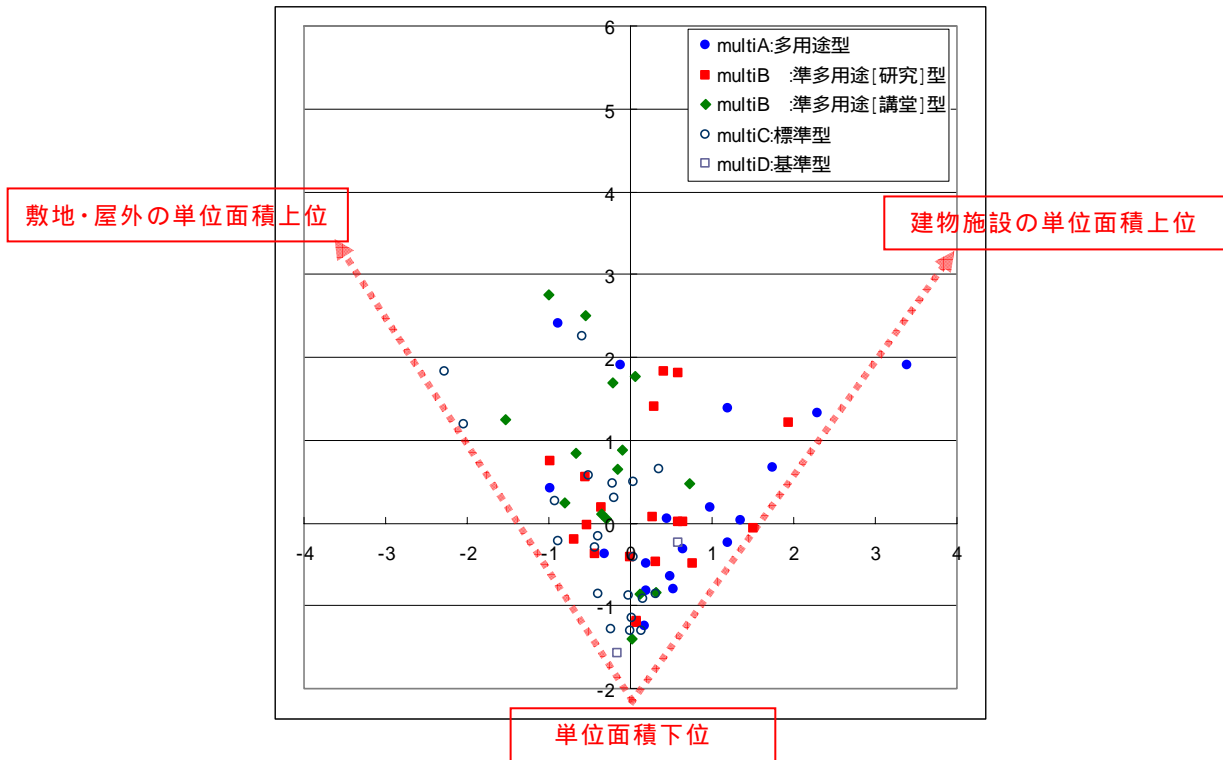


図 49 理工学系キャンパスの校地・校舎整備軸における分布

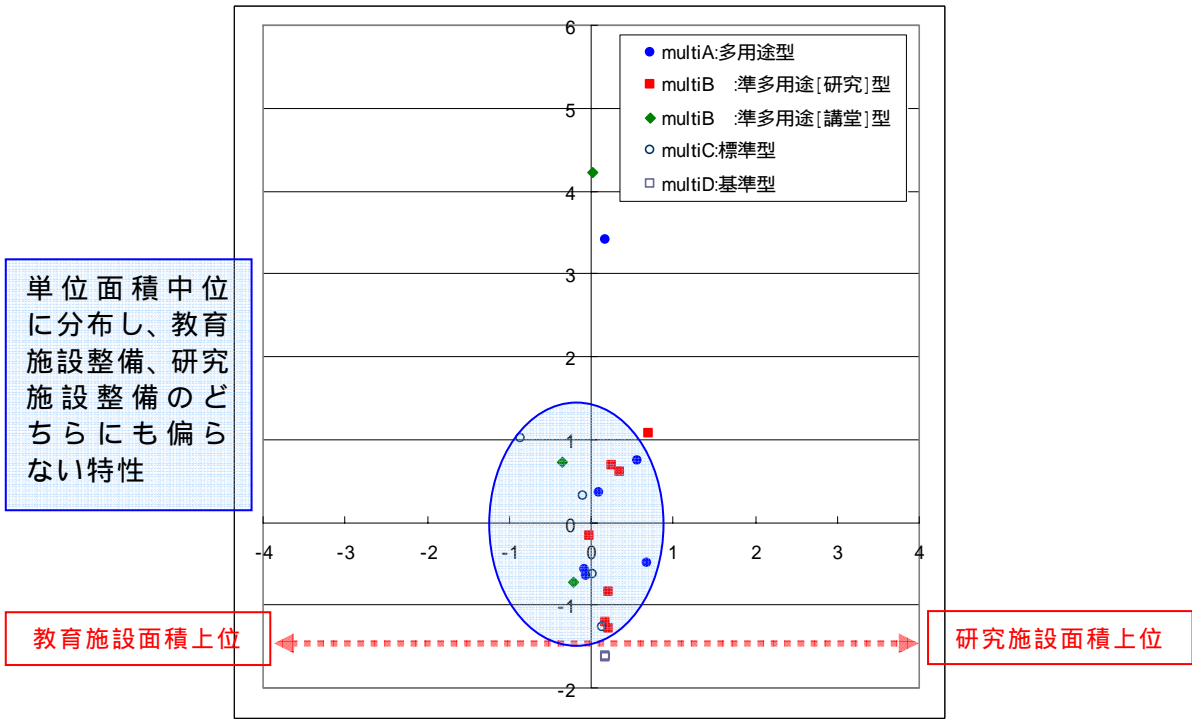
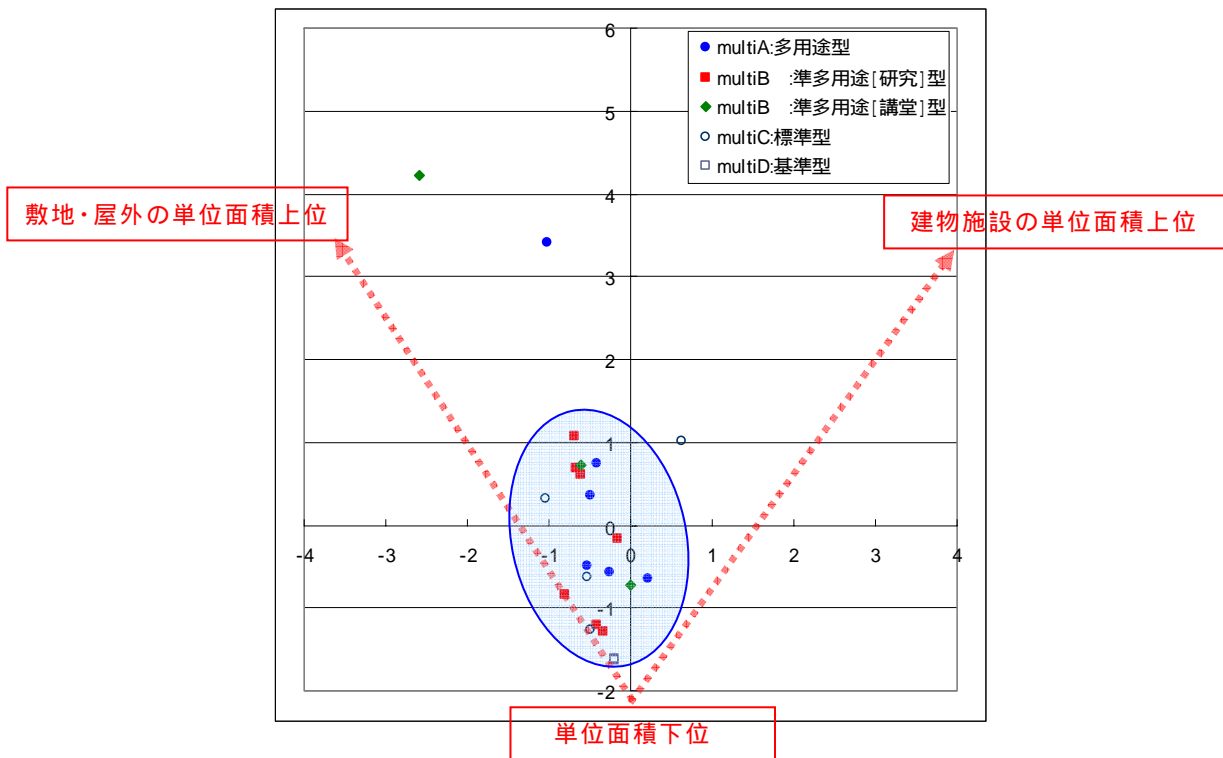


図 50 教育学系メインキャンパスの校地・校舎整備軸における分布

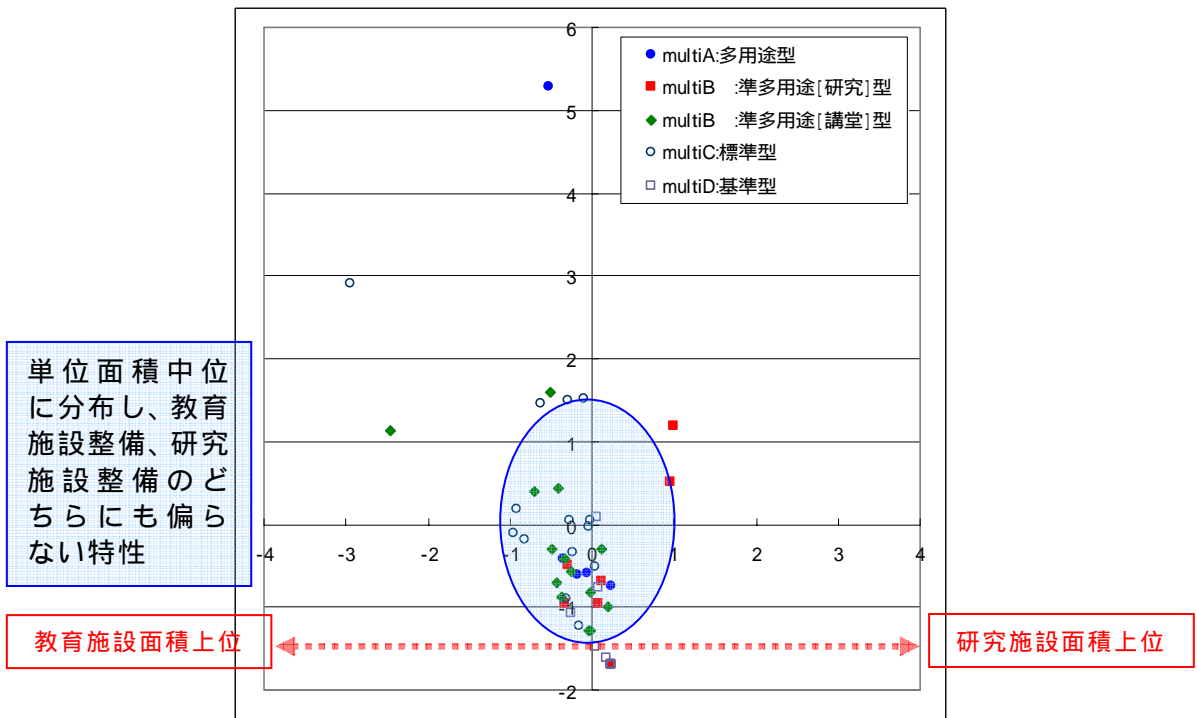
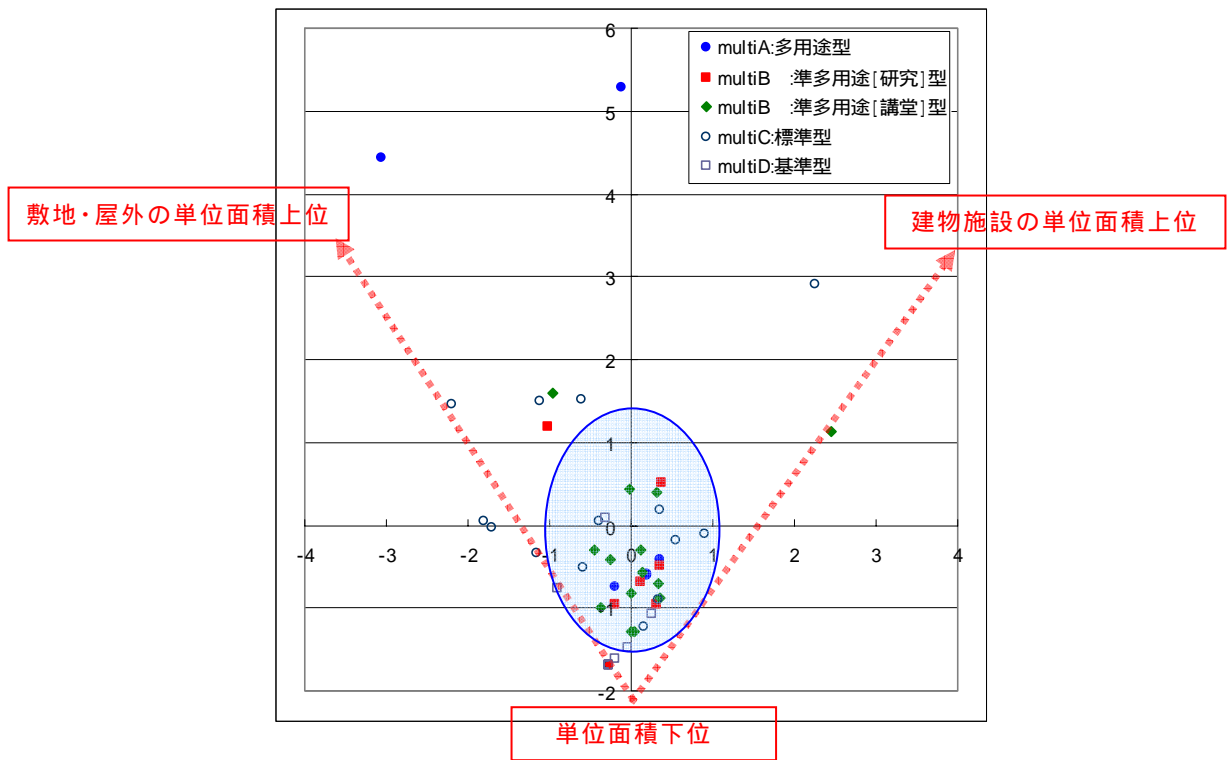


図 51 その他系メインキャンパスの校地・校舎整備軸における分布

